

市長あいさつ

目次

序章 はじめに	1
1 策定の背景と目的	1
2 計画の対象区域	2
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
5 計画の策定体制	3
第1章 都市の現状と課題	4
1 本市の概要	4
2 本市を取り巻く社会・経済動向	6
3 上位・関連計画のまとめ	32
4 市民意向の把握	41
5 都市づくりの課題	46
第2章 都市づくりの理念と基本方針	49
1 都市づくりの理念と目標	49
2 基本方針	50
3 人口の将来展望	53
第3章 将来都市構造	54
1 将来都市構造とは	54
2 ゾーン区分(土地利用構成)	55
3 都市拠点	56
4 都市軸	57
第4章 分野別まちづくり方針	59
1 土地利用に関する方針	59
2 拠点形成に関する方針	65
3 都市施設等整備に関する方針	66
4 自然環境保全に関する方針	72
5 景観形成に関する方針	74
6 安全・安心のまちづくりに関する方針	75
7 福祉のまちづくりに関する方針	78
第5章 地域別構想	80
1 地域区分	80
2 地域別まちづくりのテーマ・方針	81
3 地域ごとの今後の方向性	82
4 地域別構想	83
第6章 計画の実現に向けて	114
1 実現化方策	114

▶ 右上に「※」表記がある用語については巻末に用語解説を掲載しています。

序章 はじめに

1 策定の背景と目的

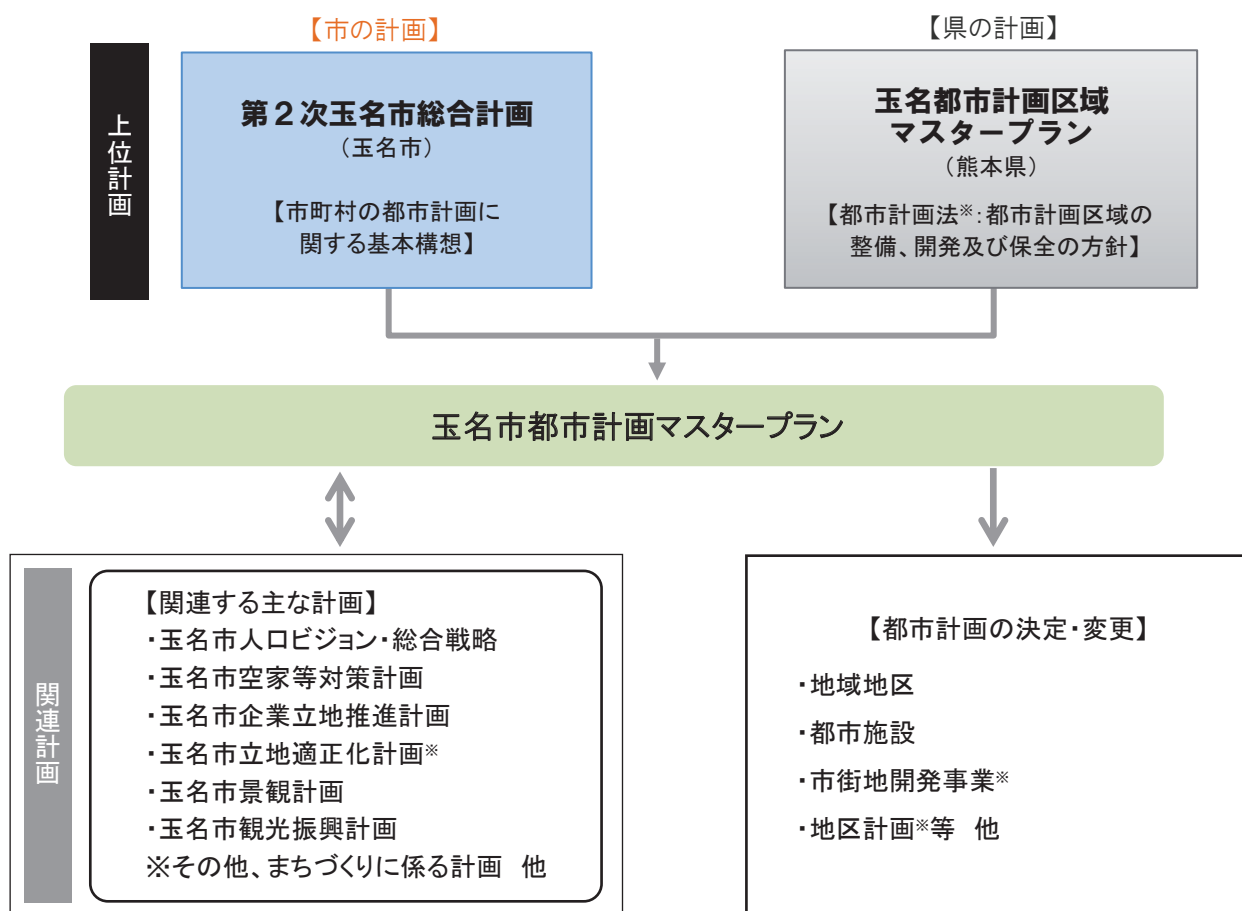
玉名市では、平成 26 年3月に「都市計画に関する基本的な方針」として「玉名市都市計画マスタープラン※」を策定し、計画的なまちづくり※に取り組んできました。

今後、本市の都市構造※に大きな変化が見込まれる中、地域特性に応じた土地利用や都市施設※等の配置の根拠となる将来都市像を明らかにする必要があります。このため、将来都市像の実現に向けて個別の計画相互の調整や指針となる「玉名市都市計画マスタープラン」を見直すこととしました。

都市計画マスタープランは、今後のまちづくりの方向性を具体的に示し、住民と方向性を共有しながら都市計画を推進していくための、いわば「都市計画行政の行動指針」となります。

都市計画マスタープランは、第2次玉名市総合計画※や熊本県が作成する玉名都市計画区域マスタープラン※(都市計画区域※の整備、開発及び保全の方針)に即して定める必要があります。

市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないため、今後定める都市計画は、都市計画マスタープランに位置づける必要があります。



図：玉名市都市計画マスタープランと上位関連計画との関連性

2 計画の対象区域

本計画の対象区域は、行政区域全体とします。

3 計画の期間

本計画の期間を令和5年度からの概ね20年間とします。ただし、都市計画に関する情勢やまちづくりの意向の変化を受けて、必要が生じた際は適宜・適切な見直しを行うこととします。

4 計画の構成

本計画は、本市の現況やまちづくりの課題等を整理した「都市の現状と課題」、それを踏まえて、まちづくりの理念と目標、基本方針、将来都市構造等を設定した「基本構想」、土地利用、拠点形成、都市施設等整備、自然環境保全、景観形成、安全・安心、市民参画・福祉等の分野別に都市計画の基本的な方針を定めた「分野別まちづくり方針」、地域別のまちづくりについて設定した「地域別構想」、計画の実現に向けた方策をまとめた「実現化方策」で構成します。

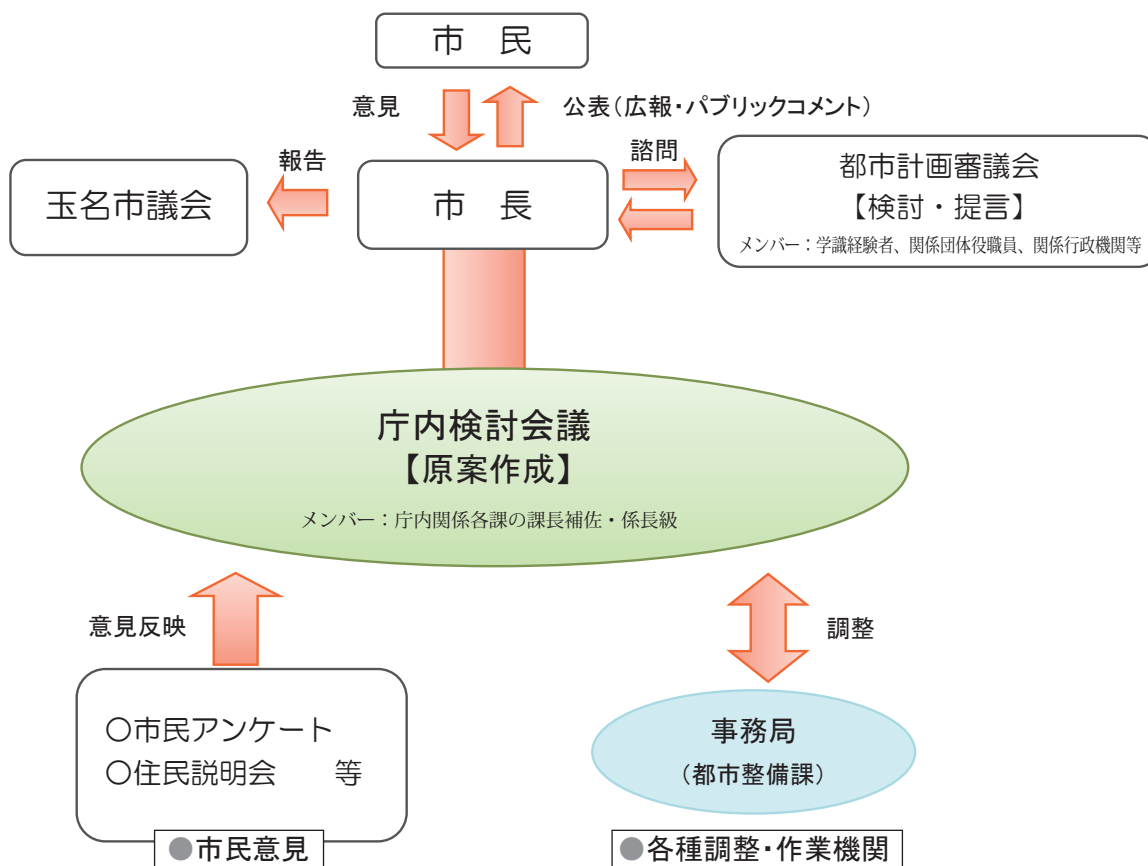


図：玉名市都市計画マスタープランの構成

5 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、「都市計画審議会」と「庁内検討会議」の2つの組織を中心として、(市民アンケート調査、住民説明会などにより)市民意向も取り入れながら策定しました。

「都市計画審議会」では、学識経験者、関係団体役員、関係行政機関職員などにより構成され、計画案に対する検討・提言などの役割を担い、「庁内検討会議」は、庁内の課長補佐・係長級により構成され、計画案の実質的な策定・検討を進めました。



第1章 都市の現状と課題

1 本市の概要

1.1 位置と地勢

本市は熊本県の北西部に位置し、西は長洲町と荒尾市、北は南関町と和水町、東は山鹿市と玉東町、南は熊本市と接しています。市域の面積は 152 km²、南北約 17 km、東西約 14.5 km に広がっています。

本市は熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置し、JR 鹿児島本線や九州縦貫自動車道、有明フェリーなどを近隣に有しています。

有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然環境や多数の古墳を始めとする数多くの歴史的資源に恵まれています。また、主な作物は米、麦が中心で、イチゴ、トマトなどの施設園芸や、ノリやアサリなどの水産業が盛んに行われており、県内有数の産地です。さらに、天水地区では、地形及び自然条件から柑橘類が特産物となっています。

市の北部、小岱山の麓には 1300 余年の歴史と泉質の優秀さを誇る玉名温泉を有しています。市の南部、有明海を望むみかん園の裾野にある小天温泉は、夏目漱石の名作「草枕」の舞台としても知られています。



写真 玉名市全景

1.2 沿革

菊池川下流の玉名市は、その恵みとともに栄えてきました。

古墳時代には、菊池川から有明海、瀬戸内海を経て、近畿地方まで凝灰岩で作られた石棺が運ばれており、現在、大阪府の指定文化財として大切にされています。また、永安寺東・西古墳をはじめ優れた装飾古墳が数多く分布することでも知られています。

中世には、河口港の高瀬や伊倉が海外交易の拠点となりました。中国からの渡来僧やキリスト教の宣教師が滞在しており、キリタン墓碑や中国人墓が遺されています。

江戸時代には、高瀬に藩の御蔵が置かれており、集められた菊池川流域の米が高瀬米として大坂に運ばれ、熊本藩の経済を支えていました。

明治以降は、近世以来の大規模な干拓による米の増産、養蚕業の振興と生糸の生産、鉄道の開通とともに次第に発展してきました。

昭和29年4月に玉名市、昭和35年10月に天水町、昭和40年4月に岱明町、昭和43年11月に横島町がそれぞれ市・町制を施行し現代に至り、平成17年10月3日、1市3町による玉名市が誕生しました。



写真 大俵まつり

2 本市を取り巻く社会・経済動向

2.1 人口指標

(1) 人口・世帯数

- ◆ 人口は年々減少傾向、世帯数は増加傾向
- ◆ 玉名地区に全体の6割以上の人口が集中している

本市の令和2年時点の人口は 64,292 人、世帯数は 25,278 世帯となっています。人口は年々減少傾向にある一方、世帯数は年々増加傾向にあり、核家族化や一人暮らしのお年寄り世帯の増加が顕著となっています。

地区別にみると、玉名地区 40,727 人(63.3%)が最も多く、次いで、岱明地区 13,163 人(20.5%)、天水地区 5,580 人(8.7%)、横島地区 4,822 人(7.5%)となっており、玉名地区に全体の6割以上の人口が集中しています。昭和 60 年から令和2年の動向をみると、岱明地区が最も人口減少率が小さく、横島、天水地区において人口減少率が高くなっています。

表 人口・世帯数及び平均世帯人員

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		S60~R2 増減率
									割合		
人口 (人)	市全域	74,356	73,319	72,900	73,051	71,851	69,541	66,782	64,292	100.0%	-13.5%
	玉名地区	46,115	45,284	45,341	45,648	45,341	43,822	42,145	40,727	63.3%	-11.7%
	岱明地区	14,560	14,651	14,507	14,609	14,180	13,932	13,557	13,163	20.5%	-9.6%
	横島地区	5,998	5,903	5,886	5,774	5,487	5,278	5,021	4,822	7.5%	-19.6%
	天水地区	7,683	7,481	7,166	7,020	6,843	6,509	6,059	5,580	8.7%	-27.4%
世帯数 (世帯)	市全域	20,005	20,489	21,459	23,089	23,721	24,344	24,474	25,278	100.0%	26.4%
	玉名地区	12,959	13,260	13,993	15,307	15,779	16,163	16,124	16,571	65.5%	27.9%
	岱明地区	3,820	4,039	4,215	4,461	4,613	4,783	4,888	5,046	20.0%	32.1%
	横島地区	1,427	1,421	1,465	1,464	1,436	1,496	1,579	1,736	6.9%	21.7%
	天水地区	1,799	1,769	1,786	1,857	1,893	1,902	1,883	1,925	7.6%	7.0%
平均世帯人員 (人/世帯)		3.72	3.58	3.40	3.16	3.03	2.86	2.73	2.54	—	—

[出典：国勢調査]

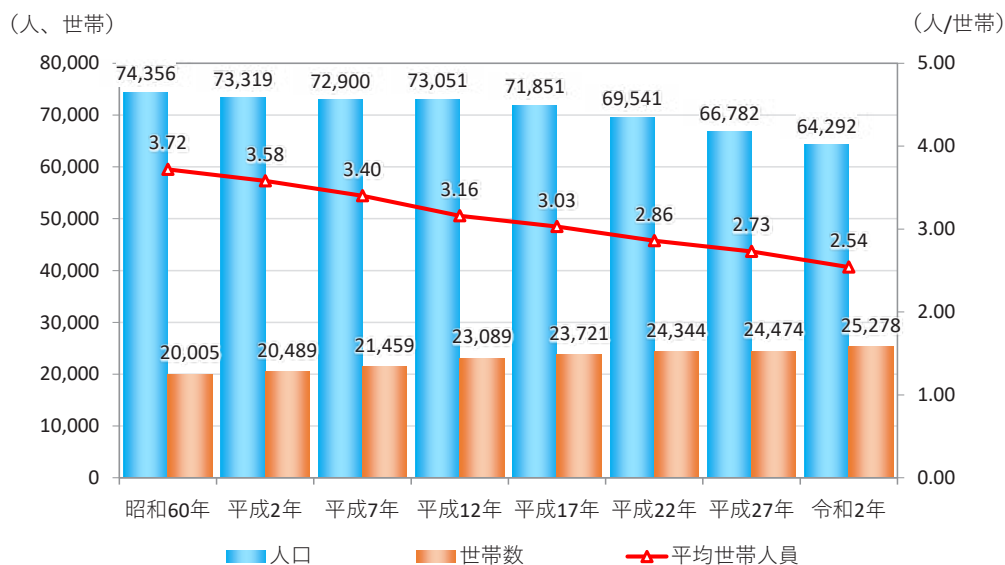


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

[出典：国勢調査]

(2) 人口集中地区(DID)の推移

- ◆ 低密度な市街化が進行
- ◆ 人口、面積ともに近年は減少傾向

人口集中地区(DID)^{*}の人口と面積の推移を見ると、平成22年まで人口、面積ともに増加傾向にありましたが、平成27年には人口、面積ともに減少しています。人口密度は40人/haを下回っており、低密度な市街化の進行がみられます。

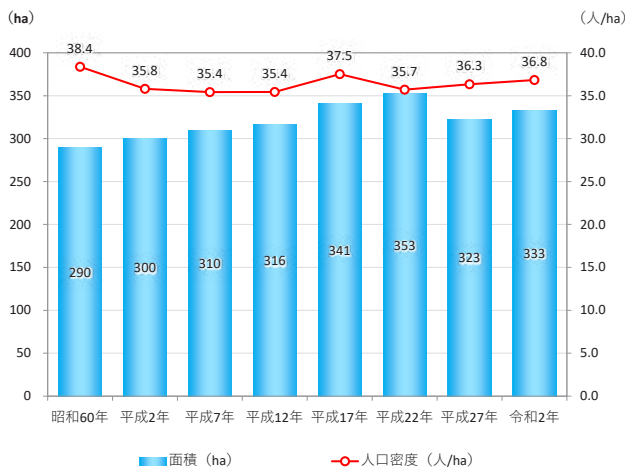
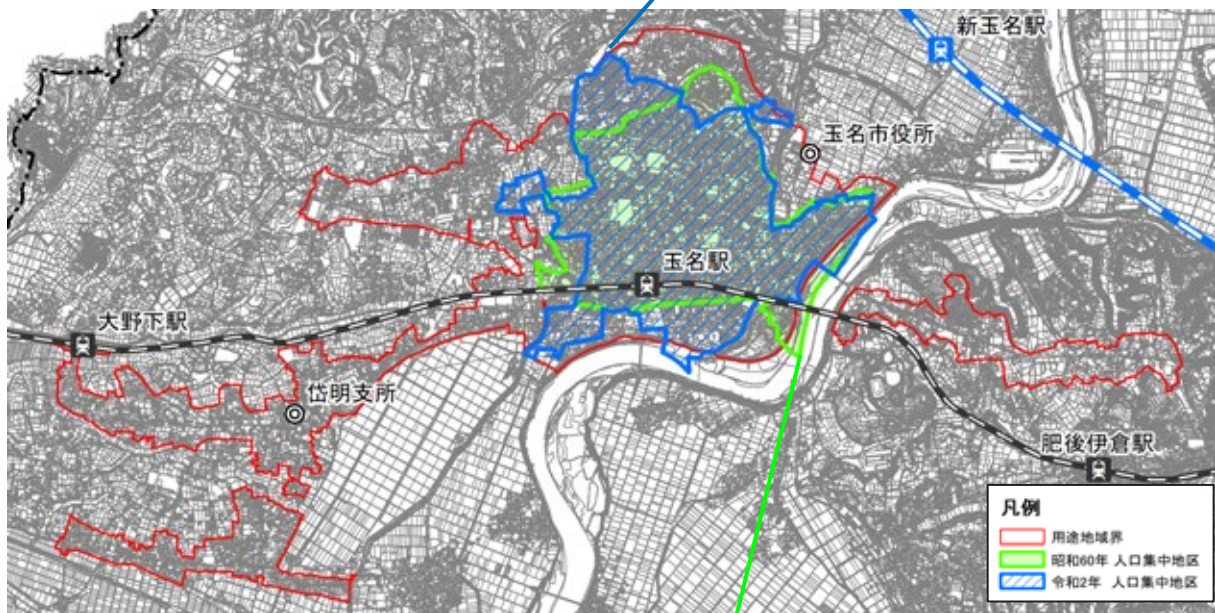


表 人口集中地区の人口及び面積

	人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
昭和60年	11,126	290	38.4
平成2年	10,741	300	35.8
平成7年	10,983	310	35.4
平成12年	11,197	316	35.4
平成17年	12,796	341	37.5
平成22年	12,602	353	35.7
平成27年	11,740	323	36.3
令和2年	12,264	333	36.8

[出典：国勢調査]

図 人口集中地区(DID)の面積と人口密度の推移
[出典：国勢調査]



令和2年 人口集中地区
人口：12,264人
面積：333ha
人口密度：36.8人/ha

昭和60年 人口集中地区
人口：11,126人
面積：290ha
人口密度：38.4人/ha

図 人口集中地区(DID)の変遷

[出典：国勢調査]

(3) 推計人口

- ◆ 人口減少傾向が今後も続く
- ◆ 令和27年には老年人口が40%以上に

国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、今後も人口減少傾向が続くものと推計され、本計画の目標年度(計画期間:令和5年度～令和24年度)に近い令和27年(2045年)には、現状(令和2年:64,292人)と比較して、17,617人減の46,675人と推計されております。

また、65歳以上の老年人口は、令和7年をピークに減少に転じると推計されますが、老年人口比率は年々上昇し、令和27年(2045年)には、現状(令和2年:34.2%)と比較して、6.3ポイント上昇の40.5%に達すると推計されております。

一方で、14歳以下の年少人口は年々減少し、令和27年(2045年)には、現状(令和2年:7,960人)と比較して、2,431人減の5,529人と推計されますが、年少人口比率は令和17年(2035年)以降、12%程度で推移するとされております。

表 推計人口

		平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
人口 (人)	年少人口	8,477	7,965	7,445	6,879	6,379	5,959	5,529
	生産年齢人口	37,301	33,591	30,564	28,289	26,388	24,217	22,246
	老年人口	20,826	22,138	22,352	21,833	20,863	19,997	18,900
	年齢不詳	178	-	-	-	-	-	-
	計	66,782	63,694	60,361	57,001	53,630	50,173	46,675
割合 (%)	年少人口	12.7%	12.5%	12.3%	12.1%	11.9%	11.9%	11.8%
	生産年齢人口	55.8%	52.7%	50.7%	49.6%	49.2%	48.2%	47.7%
	老年人口	31.2%	34.8%	37.0%	38.3%	38.9%	39.9%	40.5%
	年齢不詳	0.3%	-	-	-	-	-	-
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[出典：国立社会保障・人口問題研究所]

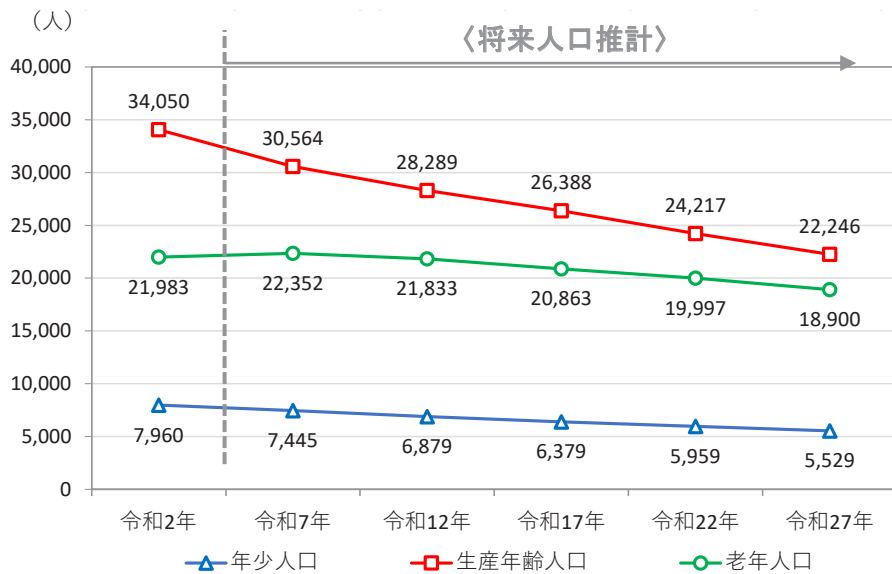


図 年齢区分別将来人口の推移

[出典：国立社会保障・人口問題研究所]

2.2 産業指標

(1) 産業3部門別就業者数

- ◆ 第1次産業の割合が大幅に減少
- ◆ 第3次産業の割合が過半数以上を占める

平成27年の産業3部門別就業者数は、第1次産業：5,170人(16.6%)、第2次産業：7,861人(25.2%)、第3次産業：17,819人(57.1%)と、第3次産業が過半数を占めています。

昭和60年から平成27年の経年変化をみると、第3次産業の割合が年々増加している一方、第1次産業の割合はマイナス13.3ポイントと大幅に減少しています。また、就業者数においても減少しています。

表 産業3部門別就業者数の構成比

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		合計 (人)
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
昭和60年	10,714	29.9%	10,205	28.5%	14,912	41.6%	9	0.0%	35,840
平成2年	8,575	24.4%	11,199	31.9%	15,361	43.7%	13	0.0%	35,148
平成7年	7,482	21.2%	11,017	31.2%	16,810	47.6%	4	0.0%	35,313
平成12年	6,847	19.6%	10,559	30.2%	17,498	50.1%	19	0.1%	34,923
平成17年	6,419	19.1%	9,242	27.4%	17,919	53.2%	112	0.3%	33,692
平成22年	5,426	17.0%	8,310	26.0%	17,883	55.9%	345	1.1%	31,964
平成27年	5,170	16.6%	7,861	25.2%	17,819	57.1%	342	1.1%	31,192
熊本県 (H27)	80,001	9.6%	171,591	20.6%	563,243	67.5%	19,422	2.3%	834,257

[出典：国勢調査]

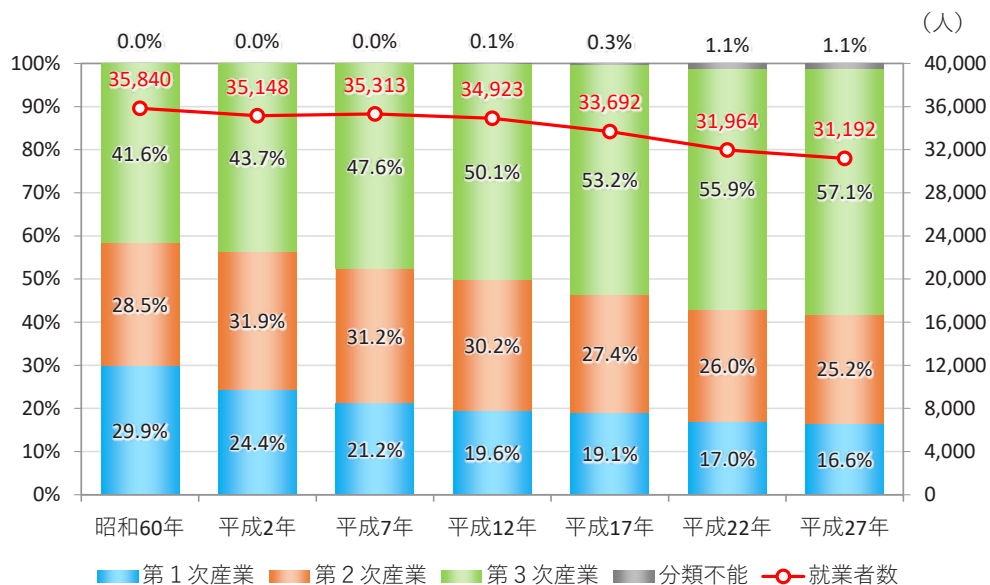


図 産業3部門別就業者数の構成比率及び就業者数の推移

[出典：国勢調査]

(2) 農業

- ◆ 農家数（戸）、就業人口は年々減少
- ◆ 1戸当たりの平均経営面積は拡大傾向

平成27年における農林業センサスによると、本市の農家数は3,527戸、就業人口は4,952人と、平成2年以降、農家数、就業人口とも減少傾向を示しております。

一方で、販売農家（経営耕地面積が30a以上または農産物販売額が50万円以上の農家）1戸当たりの平均経営面積は174a/戸（※100a=1ha）と、近年では拡大傾向を示しています。

また、本市全体の農業総生産額は平成27年で約16,590百万円と、平成2年から15年間の間で最も高い金額となっています。

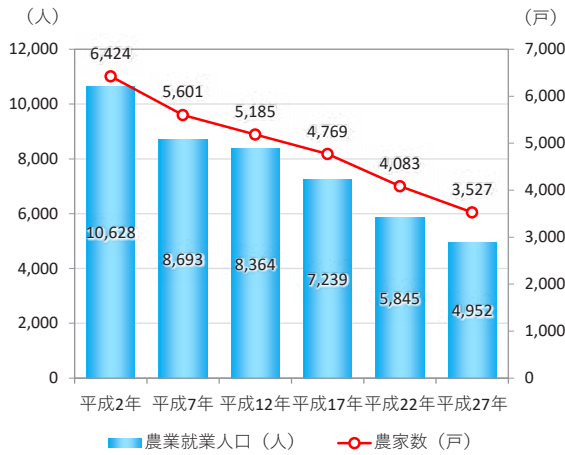


図 農家数及び農業就業人口の推移



図 販売農家数及び1戸当たり平均経営面積の推移

[出典：農林業センサス]

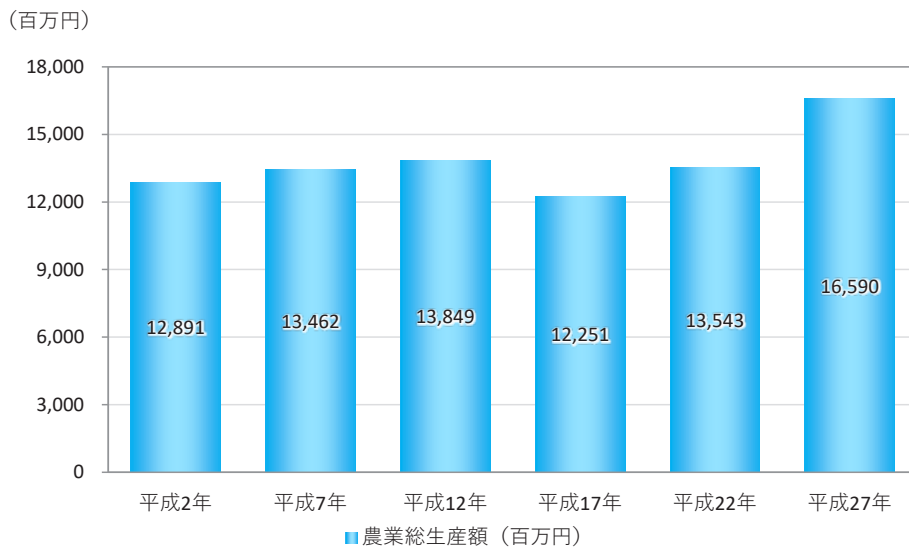


図 農業総生産額の推移

[出典：市町村民所得推計報告書]

(3) 水産業

- ◆ 経営体数は、年々減少傾向
- ◆ アサリの直近3年間の生産量は 0t

本市の主要な海産物(アサリ、のり)についてみると、アサリは、漁場の環境変化に伴う不漁等により、年度によってバラつきがみられ、平成25年から令和2年の8年間のうち5年が生産量なしとなっています。のりの経営体は減少傾向にあるものの、生産額は平成25年と令和2年で比較すると約7億8千万円増加しています。

令和2年度の経営体数は、アサリ:0戸、のり:48戸と、いずれも年々減少しており、水産業の維持とともに資源管理、漁場管理などが課題となっています。

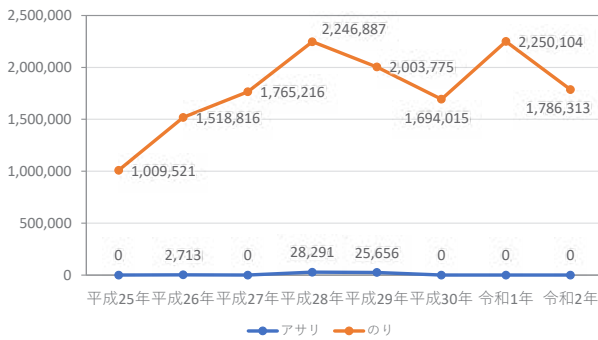


図 アサリ・のり生産額(千円)の推移

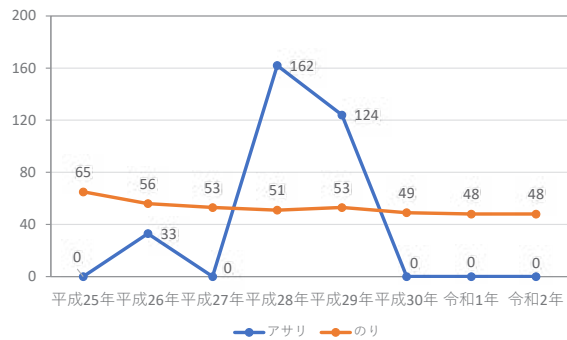


図 アサリ・のり経営体数(戸)の推移

[出典:玉名市資料]



写真 有明海での海苔摘み

(4) 工業

- ◆ 事業所は、年々減少傾向
- ◆ 製造品出荷額*は、平成 27 年に急激に増加し、それ以降も増加傾向

平成 30 年における工業統計調査によると、本市の事業所数は 61 件、製造品出荷額 599 億円となっています。

平成 21 年から平成 30 年の経年変化をみると、事業所数はばらつきがあるものの減少傾向、製造品出荷額は平成 27 年に急激な増加となり、翌年平成 28 年に減少となりましたが、それ以降はゆるやかに増加しています。

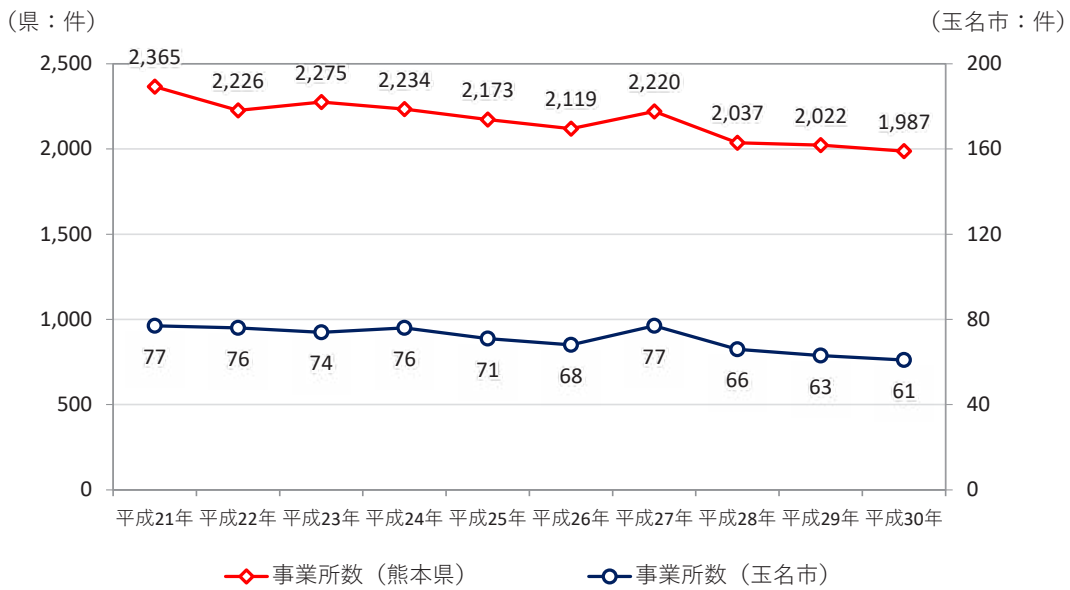


図 事業所数の推移

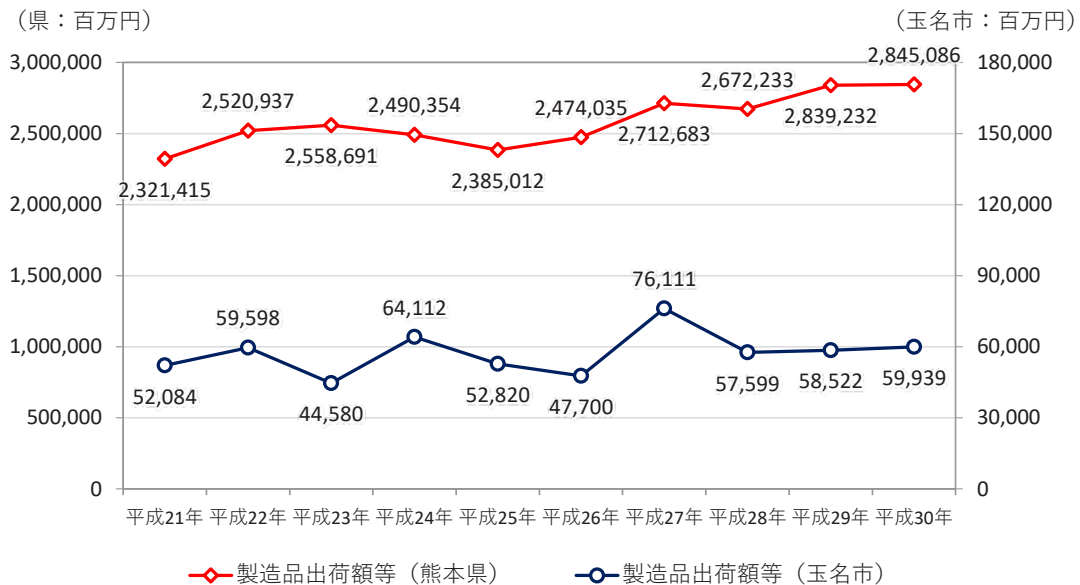


図 製造品出荷額の推移

[出典:工業統計調査など]

(5) 商業

◆ 事業所数、年間商品販売額*ともに減少傾向から平成28年に増加傾向へ転移

平成28年における商業統計調査によると、本市の事業所数は628件、年間商品販売額877億円となっています。

平成6年から平成28年の経年変化をみると、平成24年までは事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向でしたが、平成28年には増加となっています。

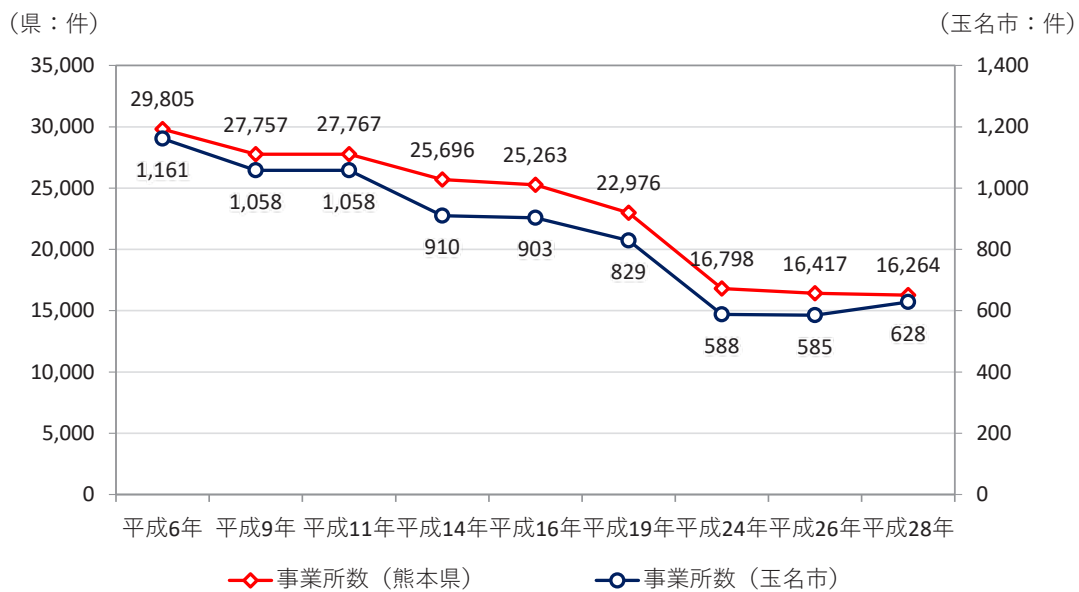


図 事業所数の推移

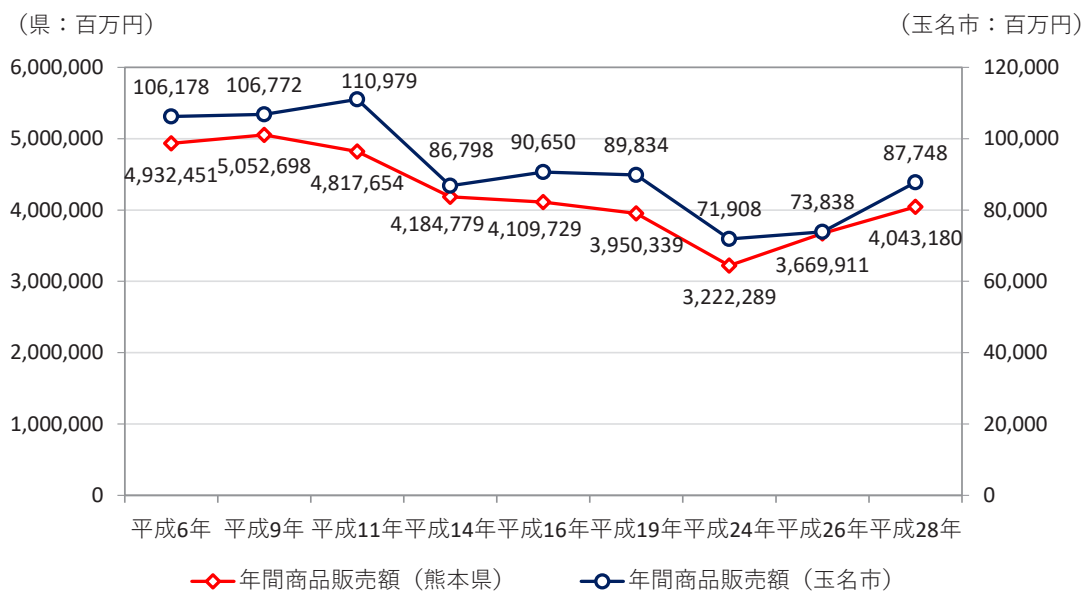


図 商品販売額の推移

[出典:商業統計調査など]

(6) 観光業

◆ 観光レクリエーション施設の利用客数は、令和元年までは増加傾向だったが、令和2年に大幅に減少

主要な観光レクリエーション施設における利用客数は、インバウンド[※]需要が高まり、外国人観光客を含め令和元年で約232万人と最も多くなったものの、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年では約130万人と大幅に減少しました。

表 玉名市観光入込み客数(単位:人)

	宿泊客				日帰り客				合計
	県内客	県外客	うち外国人	小計	県内客	県外客	うち外国人	小計	
平成24年	34,327	67,825	535	102,152	1,714,753	684,947	—	2,399,700	2,501,852
平成25年	29,223	73,953	1,178	103,176	1,712,110	691,482	—	2,403,592	2,506,768
平成26年	26,948	73,794	1,031	100,742	1,634,565	733,469	—	2,368,034	2,468,776
平成27年	31,693	75,388	2,247	107,081	1,462,121	733,315	—	2,195,436	2,302,517
平成28年	35,640	93,602	1,373	129,242	940,556	458,337	—	1,398,893	1,528,135
平成29年	27,318	82,178	2,030	109,496	1,177,208	421,130	—	1,598,338	1,707,834
平成30年	30,200	80,262	2,984	110,462	1,546,387	586,884	—	2,133,271	2,243,733
令和元年	28,118	85,965	3,524	114,083	1,671,752	649,787	—	2,321,539	2,435,622
令和2年	16,913	40,941	685	57,854	951,447	348,657	—	1,300,104	1,357,958
令和3年	20,747	37,272	161	58,019	816,357	290,030	—	1,106,387	1,164,406

※主な観光レクリエーション施設の利用客数を集計

[出典:玉名市資料]



写真 高瀬裏川花しょうぶ



写真 玉名温泉



写真 小天温泉

2.3 土地利用指標

(1) 土地利用現況

- ◆ 自然的土地利用が市全体の75.7%
- ◆ 市全体の約4割の住宅用地が用途地域^{*}内に集中

本市の土地利用構成比を見ると、自然的土地利用は75.7%となっており、中でも農地(田・畑)が全体の約4割を占めています。内訳をみると、田の割合が最も多く27.9%、次いで、山林23.0%、畑11.0%の順となっています。都市的土地利用では、住宅用地が10.2%と最も多く、次いで道路用地6.3%となっています。

市街地区別にみると、用途地域内は都市的土地利用が約7割となっており、都市計画区域全体における住宅用地の約3割が集中していることが分かります。用途地域外においては、農地などの自然的土地利用が約8割を占めています。

表 土地利用別面積

			都市計画区域					
			用途地域		用途白地地域		計	
			面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
自然的 土地 利用	農地	田	47.0	5.5%	2,905.3	29.9%	2,952.3	27.9%
		畑	76.6	9.0%	1,085.9	11.2%	1,162.5	11.0%
		小計	123.6	14.5%	3,991.2	41.1%	4,114.8	38.9%
		山林	19.5	2.3%	2,410.3	24.8%	2,429.8	23.0%
		水面	7.5	0.9%	307.4	3.2%	314.9	3.0%
		その他の自然地	58.6	6.9%	1,079.6	11.1%	1,138.2	10.8%
		小計	209.2	24.6%	7,788.5	80.2%	7,997.7	75.7%
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	322.7	37.8%	749.6	7.7%	1,072.3	10.2%
		商業用地	82.6	9.7%	68.6	0.7%	151.2	1.4%
		工業用地	17.5	2.0%	59.7	0.6%	77.2	0.7%
		小計	422.8	49.5%	877.9	9.0%	1,300.7	12.3%
		農林漁業施設用地	2.0	0.2%	35.0	0.4%	37.0	0.4%
		公共公益施設用地	78.6	9.2%	123.1	1.3%	201.7	1.9%
		道路用地	106.7	12.5%	556.9	5.7%	663.6	6.3%
		交通施設用地	6.3	0.7%	30.6	0.3%	36.9	0.3%
		公共空地	5.8	0.7%	64.2	0.7%	70.0	0.7%
		その他の公的施設用地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
		その他の空地	22.6	2.6%	230.8	2.4%	253.4	2.4%
	小計	644.8	75.4%	1,918.5	19.8%	2,563.3	24.3%	
合計			854.0	100.0%	9,707.0	100.0%	10,561.0	100.0%

[出典：H28年都市計画基礎調査]

※都市計画区域外については対象外

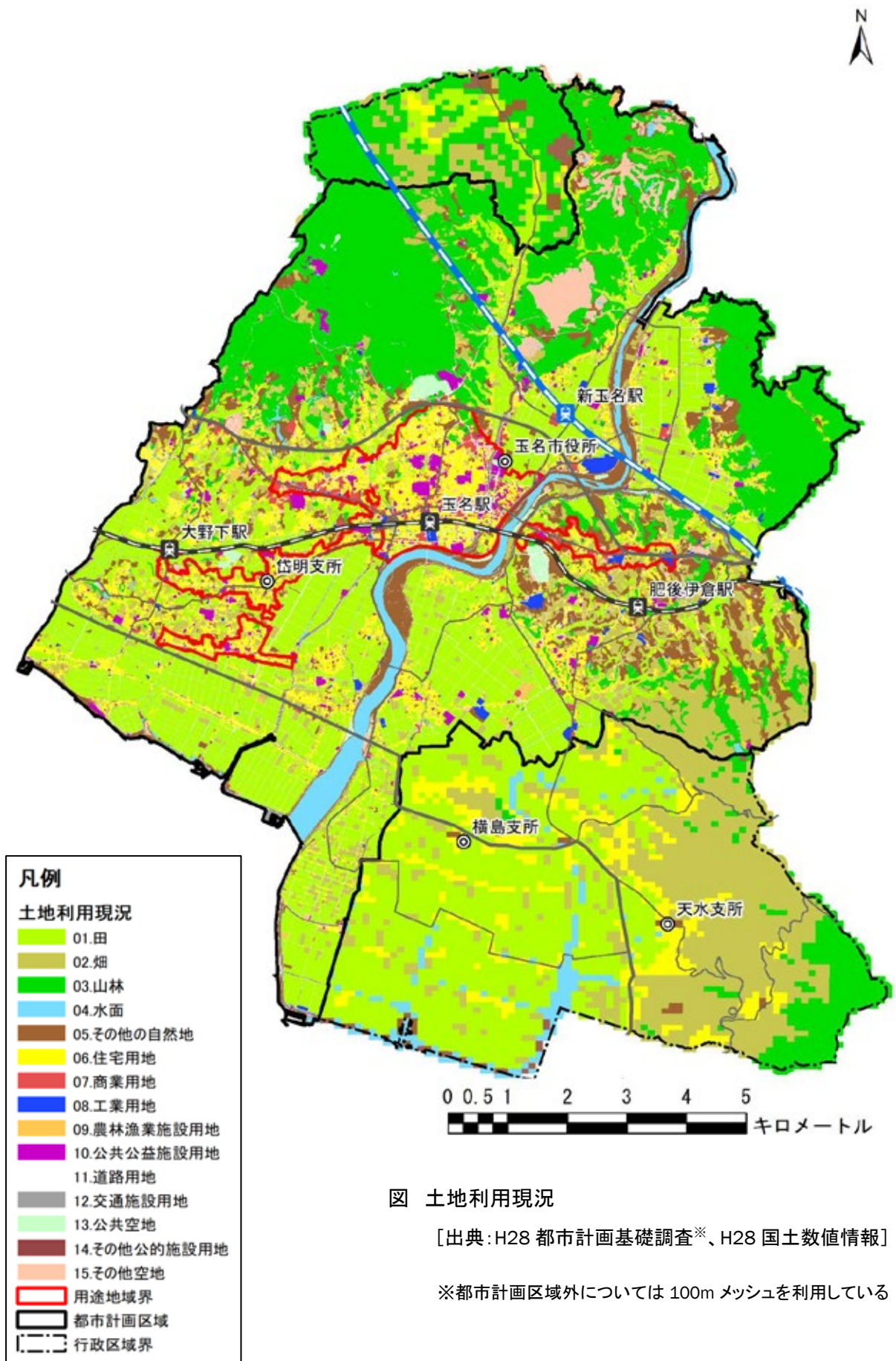


図 土地利用現況

[出典：H28 都市計画基礎調査※、H28 国土数値情報]

※都市計画区域外については 100m メッシュを利用している

(2) 都市計画区域の指定状況

- ◆ 玉名都市計画区域が市の約7割に指定 (10,561ha)
- ◆ 用途地域の指定状況は、住居系 75.0%、商業系 12.2%、工業系 12.8%

本市の都市計画区域の指定状況を見ると、市面積の約7割にあたる 10,561ha が玉名都市計画区域に指定されています。また、都市計画区域内において適切な土地利用の規制・誘導を行うため、玉名地区、岱明地区の一部に用途地域(854ha)が指定しています。

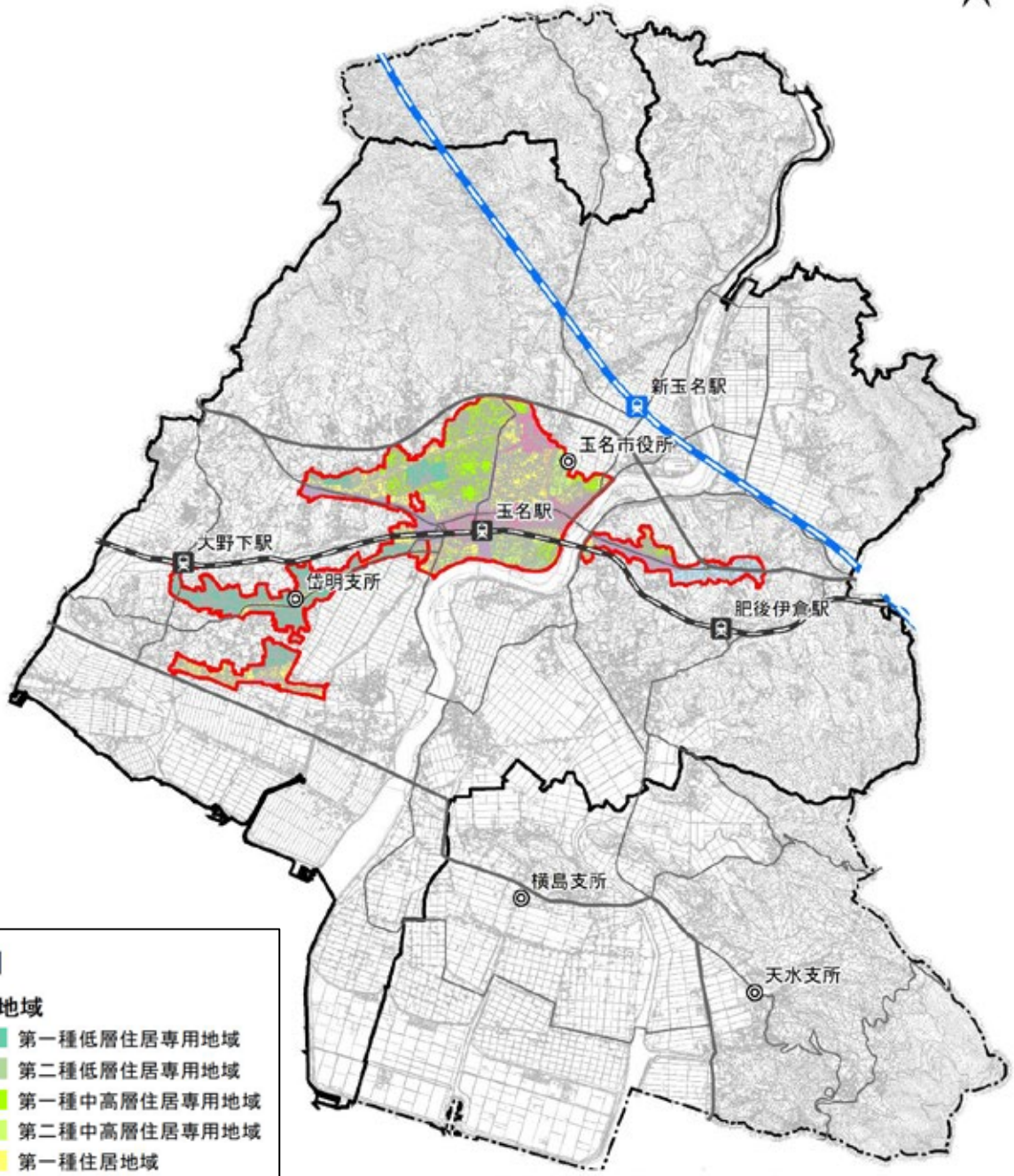
表 都市計画区域の状況

	面積 (ha)	割合 (%)
行政区域 (玉名市全域)	15,260	100.0%
都市計画区域	10,561	69.2%
用途地域	854	5.6%
用途白地地域	9,707	63.6%
都市計画区域外	4,699	30.8%

表 用途地域の指定状況

	面積 (ha)	割合 (%)	
住居系	第一種低層住居専用地域	145.0	17.0%
	第二種低層住居専用地域	10.0	1.2%
	第一種中高層住居専用地域	142.0	16.6%
	第二種中高層住居専用地域	74.0	8.7%
	第一種住居地域	246.0	28.7%
	第二種住居地域	0.0	0.0%
	田園住居地域	0.0	0.0%
	準住居地域	24.0	2.8%
商業系	近隣商業地域	19.0	2.2%
	商業地域	85.0	10.0%
工業系	準工業地域	69.0	8.1%
	工業地域	40.0	4.7%
	工業専用地域	0.0	0.0%
合計	854.0	100.0%	

[出典：都市計画現況調査 (R2年)]



凡例	
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	用途地域界
	都市計画区域
	行政区域界



図 用途区分

[出典:H28 都市計画基礎調査]

(3) 法適用

◆ 行政区域の9割以上が農業振興地域*

行政区域 15,260ha のうち9割以上を農業振興地域(14,295ha、平成 28 年現在)が占めています。

また、県立自然公園*として、市北部の小岱山県立自然公園、市南東部の金峰山県立自然公園が指定されています。



図 法適用状況

[出典:H28年都市計画基礎調査、国土数値情報ダウンロードサービス]

(4) 空家等の状況

- ◆ 市全域の空き家数は 1,765 棟
- ◆ 地域別では中部地域、西部地域、東部地域の3地区で7割以上を占める

地域別に見ると、中部地域(438 棟、24.8%)が最も多く、次いで西部地域(434 棟、24.6%)、東部地域(379 棟、21.5%)、南部地域(216 棟、12.2%)、南東部地域(152 棟、8.6%)、北部地域(146 棟、8.3%)の順になっています。

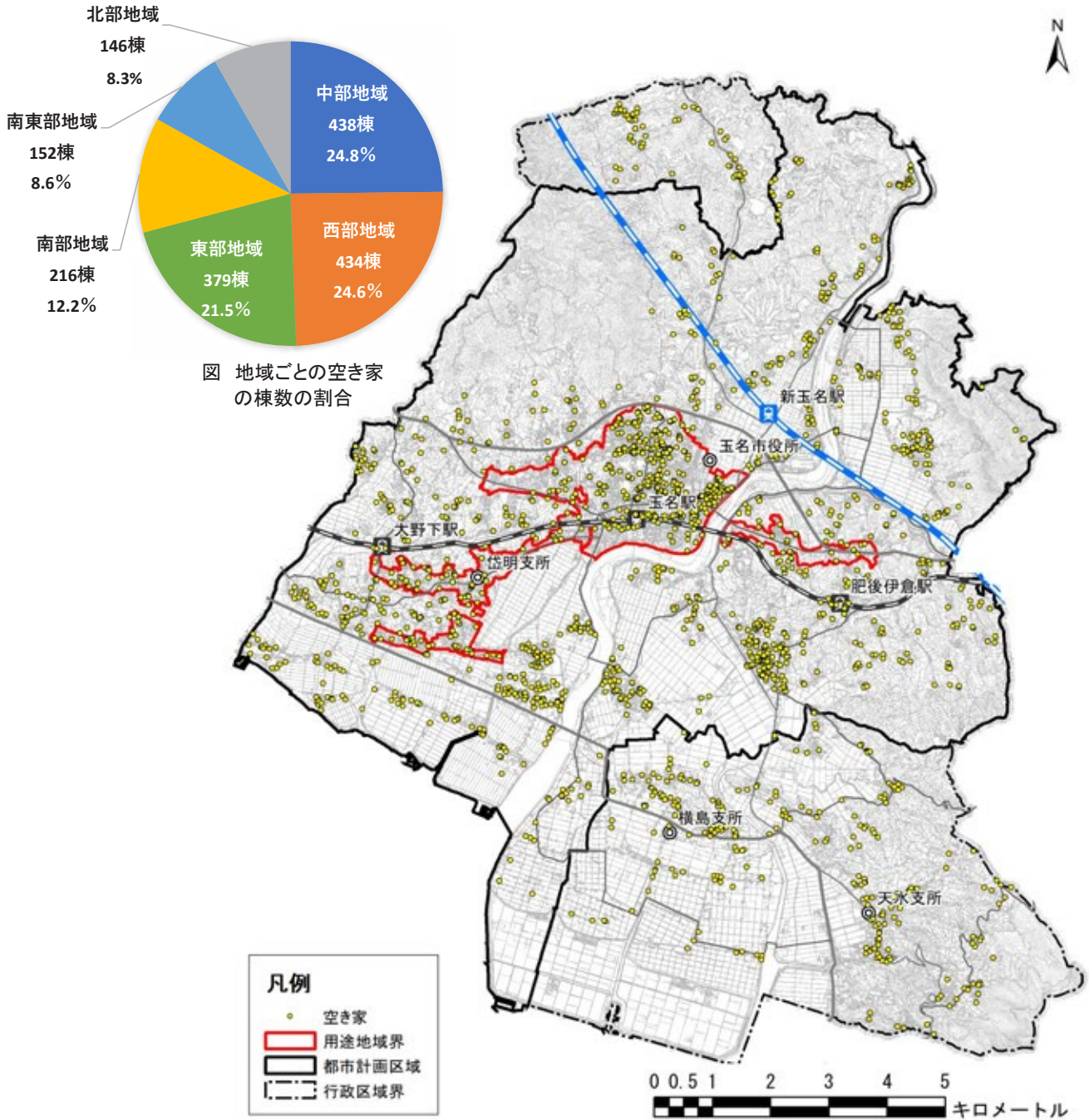


図 地域ごとの空き家の棟数の割合

図 空き家の分布状況図

[出典: 玉名市空家等対策計画]

2.4 土地施設指標

(1) 都市計画道路

◆ 都市計画道路^{*}の整備率は59.8%、みなし整備率は78.0%

本市の都市計画道路は、17路線、総延長43.14kmが計画決定しています。令和4年現在、そのうちの4路線が未整備であり、整備率は59.8%、みなし整備率は78.0%です。

(※みなし整備率は、車線数が4車線以上で計画されている都市計画道路のうち2車線道路として暫定整備が完了している区間の延長を含めた整備済み総延長を計画総延長で割ることによって求めた整備率です。)

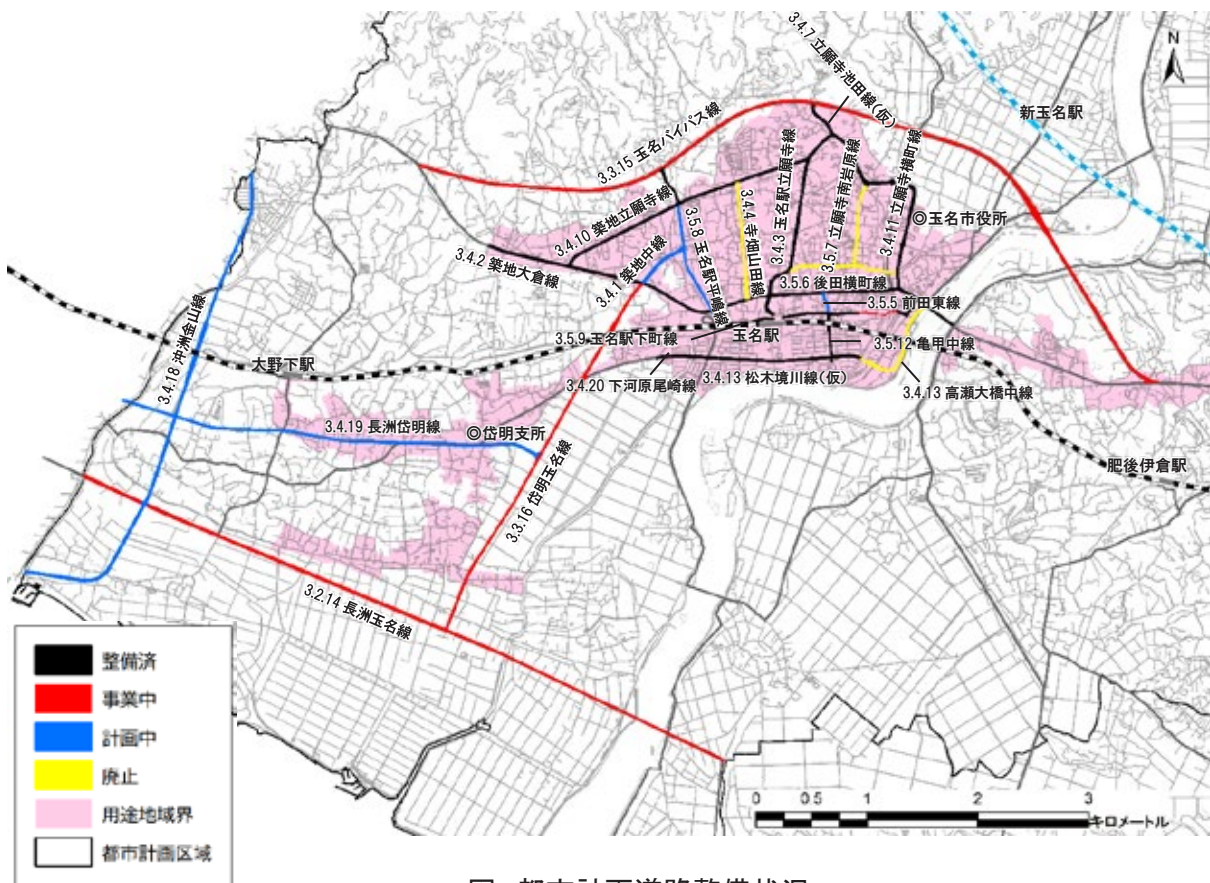


図 都市計画道路整備状況

[出典:H28年都市計画基礎調査、玉名市資料]

(2) 都市公園

◆ 都市公園[※]の整備率は 99.3%

平成 28 年現在、本市の都市公園は、54 箇所、整備計画面積 623,478 m²(うち都市計画決定面積 507,000 m²)となっており、計画面積に対する供用面積整備率は 99.3%となっています。桃田運動公園[※]以外の都市公園は整備率が 100%となっています。

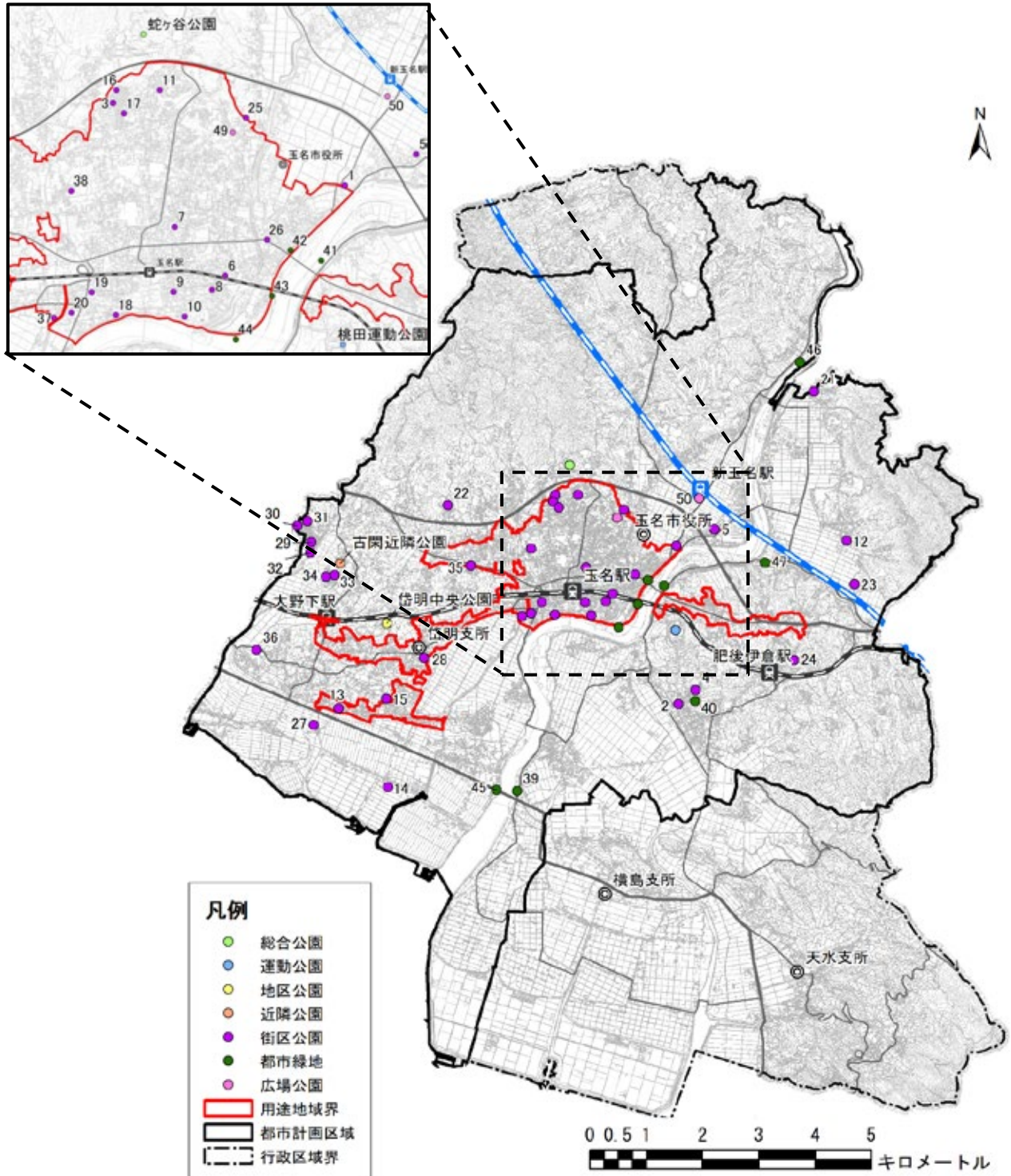


図 都市計画公園整備状況

[出典:H28 都市計画基礎調査]

(3) 上・下水道

- ◆ 給水区域は、都市計画区域においてはほぼ全域をカバー
- ◆ 計画給水人口 49,900 人、計画給水量 $Q=20,150\text{m}^3/\text{日}$

本市の上水道の給水区域は、都市計画区域においてはほぼ全域をカバーしている状況にあります。計画給水人口は 49,900 人、計画給水量は $Q=20,150\text{ m}^3/\text{日}$ となっています。また、上水道の普及率(行政区域内人口に対する給水人口の割合)は、令和3年時点で 76.5%であり、平成 28 年以降、2.4 ポイント上昇しています。

表 上水道整備状況

	行政区域内人口(人)	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率		日平均給水量(m^3)	1人あたり日平均給水量(ℓ)
				行政区域内(%)	給水区域内(%)		
平成 28 年	67,242	57,078	49,816	74.1	87.3	17,143	344.1
平成 29 年	66,820	56,749	49,597	74.2	87.4	16,570	334.1
平成 30 年	66,319	56,292	50,091	75.5	89.0	16,656	332.5
令和元年	65,817	55,935	49,881	75.8	89.2	17,028	341.4
令和 2 年	65,189	56,042	49,146	75.4	87.7	16,609	338.0
令和 3 年	64,303	55,322	49,160	76.5	88.9	16,363	332.9

※行政区域内の人口は、各年 3 月 31 日時点の人口 [出典: 玉名市資料]
 ※行政区域内人口及び給水人口については、上水道のみの値

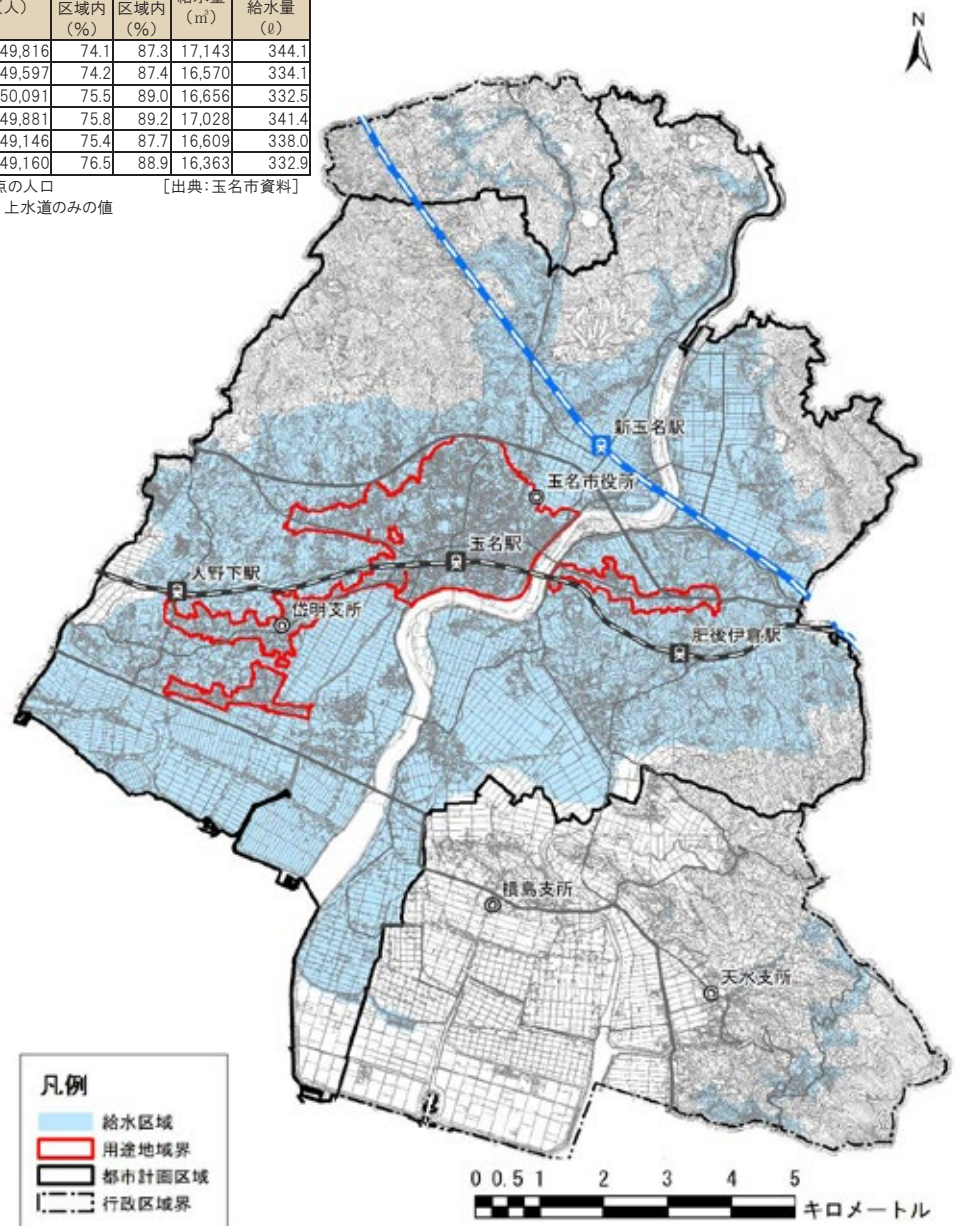


図 上水道整備状況

[出典: 玉名市資料]

2.5 生活基盤状況

(1) 公共公益施設

- ◆ 玉名地区、岱明地区、横島地区、天水地区それぞれに主要な施設が立地
- ◆ 玉名地区においては、用途地域内を中心に主要な施設が立地

本市は1市3町が合併した都市であるため、玉名地区、岱明地区、横島地区、天水地区それぞれに行政施設や教育施設、文化施設など主要な公共公益施設※があります。

なお、玉名地区においては、用途地域内を中心に主要な施設が立地し、岱明地区、横島地区、天水地区においては、支所周辺に施設が集積しています。

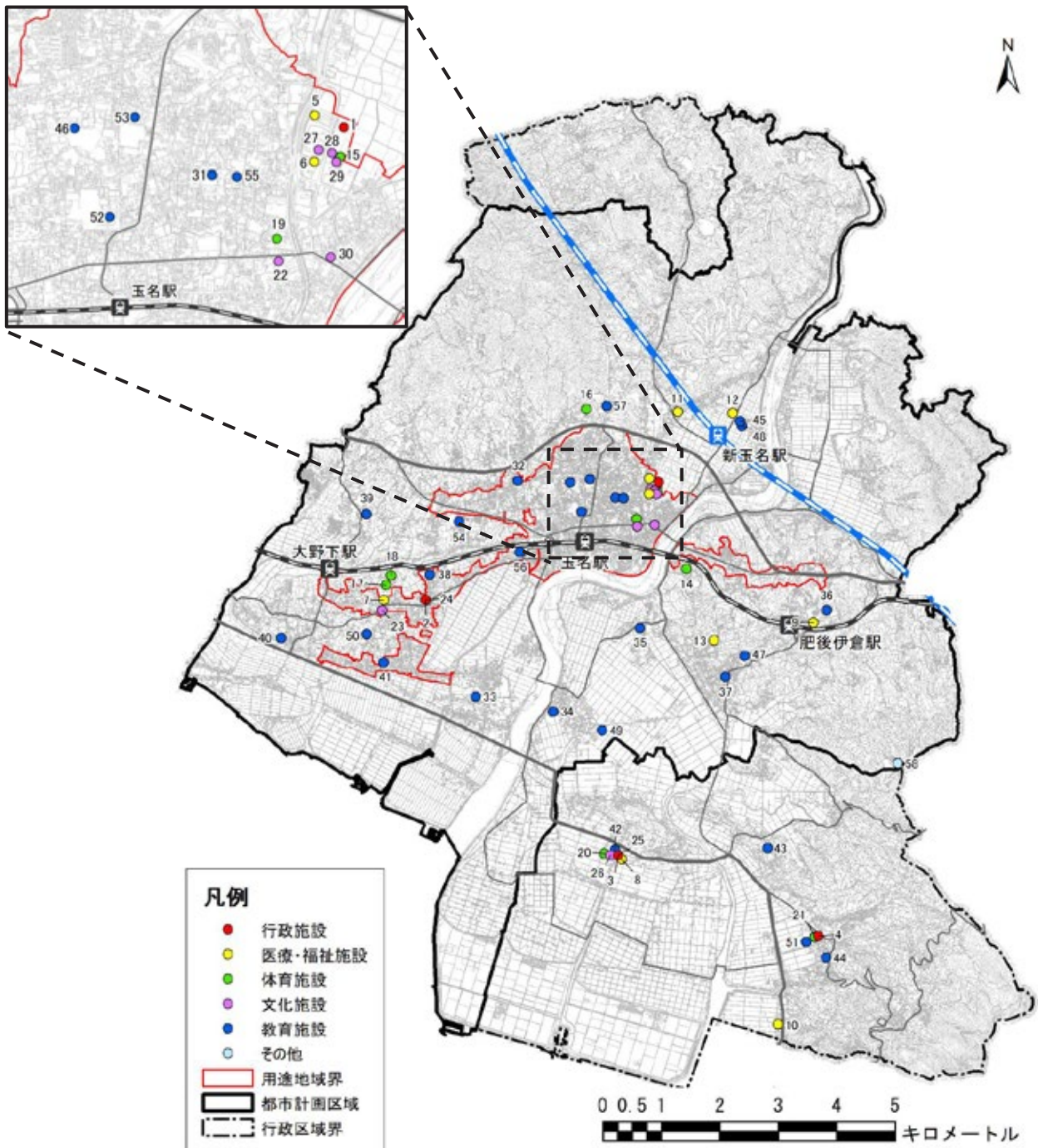


図 主要公共公益施設の位置図

[出典:玉名市資料]

(2) 道路網・交通状況

- ◆ 九州新幹線が市域を横断しており、新玉名駅が玉名市役所の北東に位置
- ◆ 国道 208 号、501 号が東西方向に通過しており、熊本市～玉名市～長洲町、玉東町～玉名市～荒尾市を連絡

本市は国道 208 号、501 号が市域を横断するように通過しており、国道 501 号は熊本市～玉名市～長洲町を、国道 208 号は玉東町～玉名市～荒尾市を連絡しています。

また、広域的な連携軸として新玉名駅が玉名市役所の北東に位置しています。

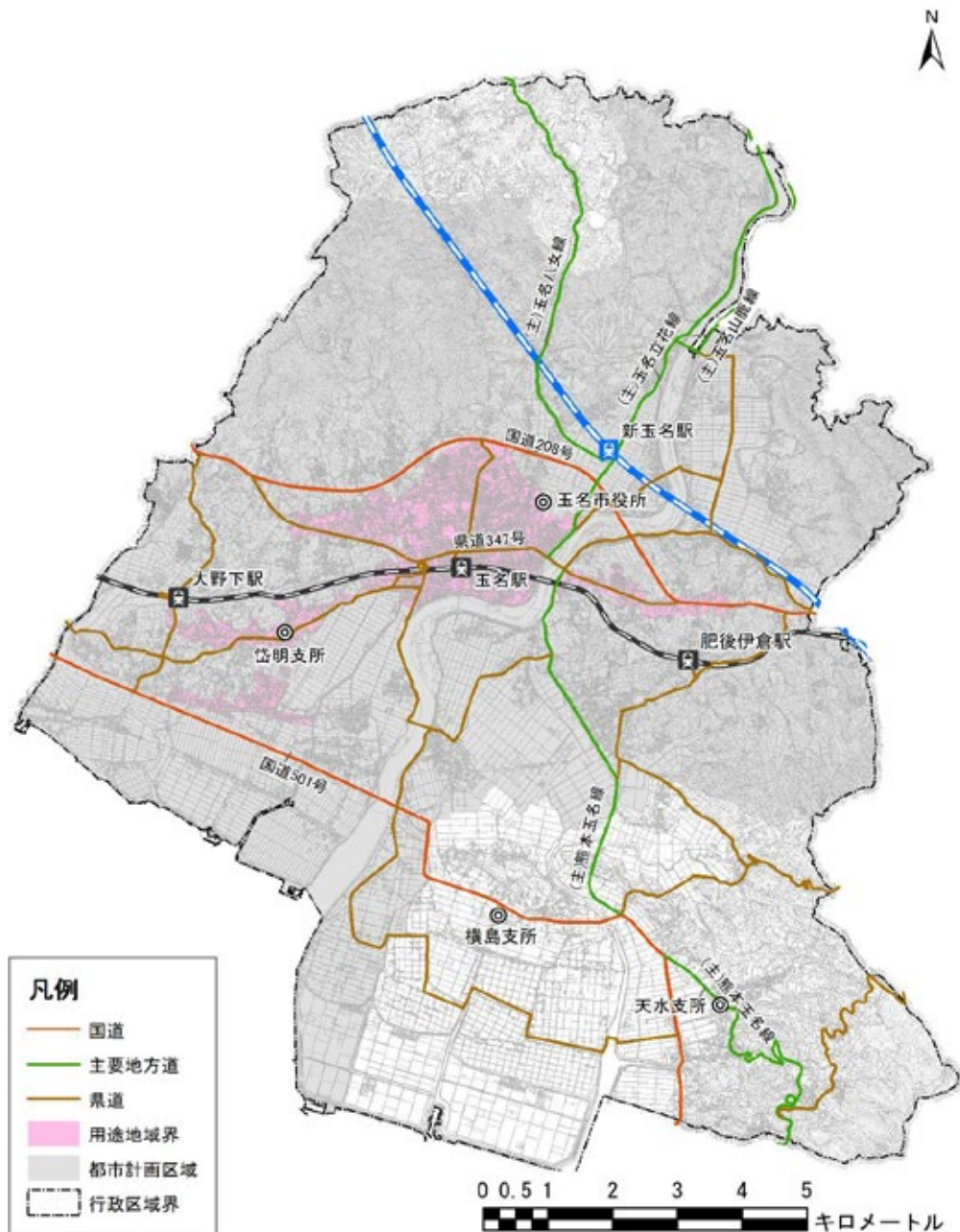


図 道路網現況図

[出典:玉名市資料]

(3) 公共交通機関

- ◆ JRの主要駅1日当たりの乗車数は減少傾向
- ◆ バスの利用者数は減少傾向

本市の公共交通機関は、鉄道及びバスが主で、JR九州の運行する鹿児島本線(玉名駅、肥後伊倉駅、大野下駅)を基軸とし、九州産交バスが玉名駅を中心に、各地区や玉名温泉街など主要な観光地、周辺市町をつなぎ、市民の生活の足として機能しています。また、広域的な連携軸として新玉名駅が利用されています。

その他に市の施策として、乗合タクシー※・福祉バス※が各地域を巡っており、路線バスを補うように運行しています。

主要駅1日当たりの乗車数は、平成30年度から令和2年度にかけてすべての駅(玉名駅、大野下駅、新玉名駅)で減少しています。

表 市内を運行する路線バス(産交バス)利用者数(人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数	902,757	864,525	798,047	774,220	757,610	789,656	797,530	503,381

[出典：玉名市資料]

表 主要駅1日当たりの乗車数(人/日)

年度	玉名駅	大野下駅	新玉名駅
平成30年度	2,632	380	640
令和元年度	2,548	357	602
令和2年度	1,971	266	287

[出典：JR九州公表「駅別乗車人員」]

※肥後伊倉駅は資料なし

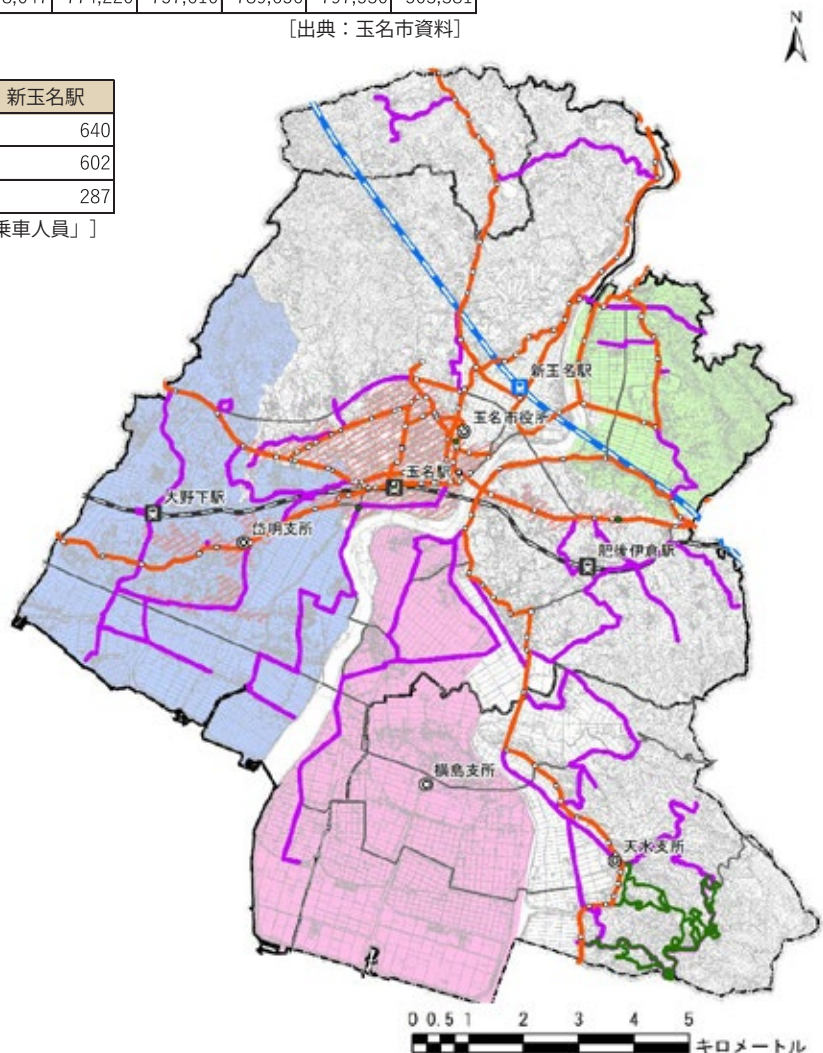


図 公共交通網

[出典：玉名市公共交通マップ]

2.6 その他

(1) 浸水想定区域

- ◆ 菊池川周辺と南側一帯が浸水想定区域※
- ◆ 交通への影響に注意が必要

本市の中心を縦断するように流れる菊池川があり、その菊池川周辺と南側一帯が浸水想定区域となっています。玉名駅、新玉名駅周辺も浸水想定区域に指定されているため、交通への影響にも注意が必要となります。

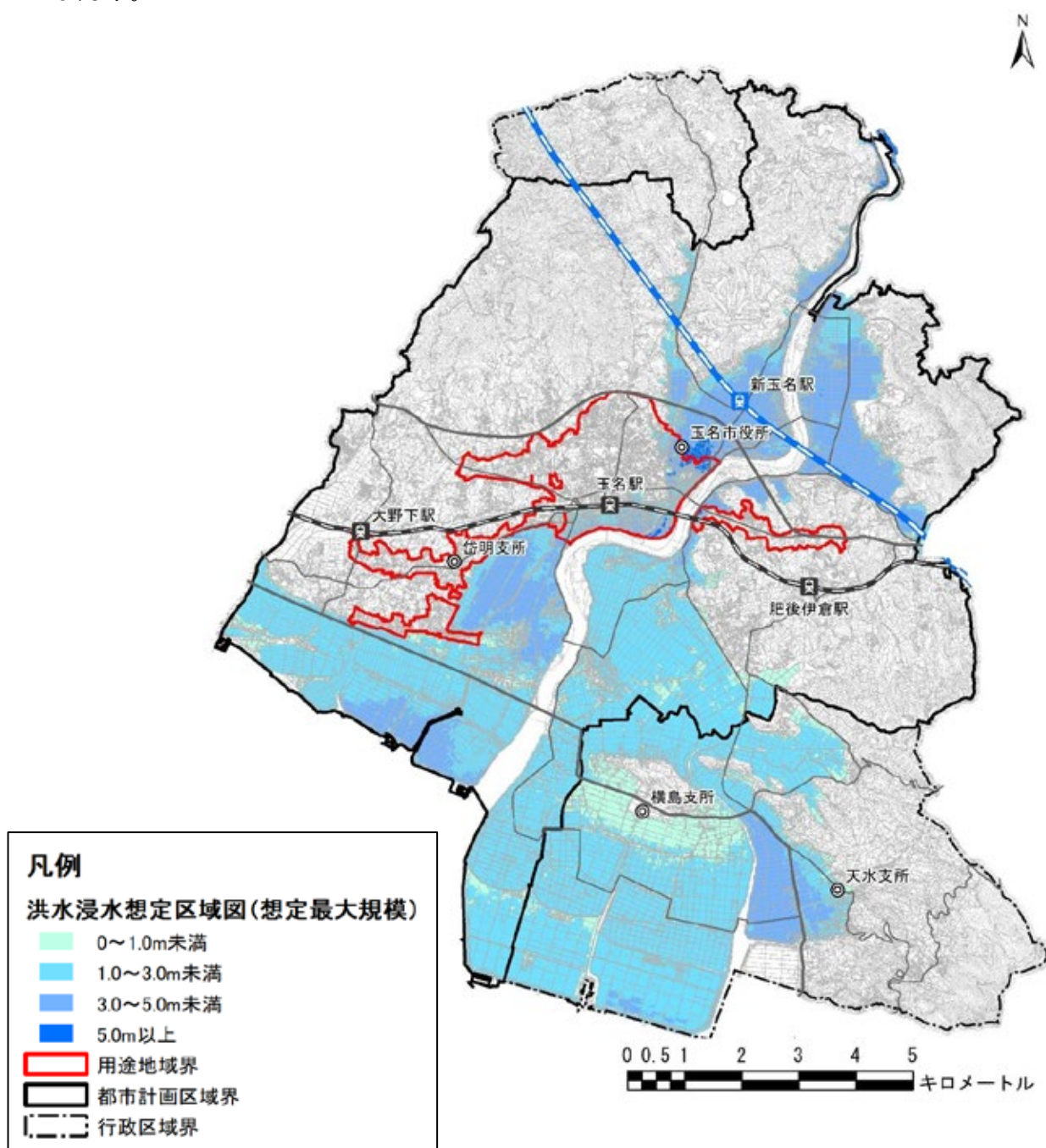


図 浸水想定区域(想定最大規模)

[出典:国土交通省菊池川水系浸水想定区域図、熊本県浸水想定区域図]

(2) 土砂災害警戒区域

◆ 土砂災害警戒区域[※]は、天水地区と玉名地区の山間部に集中

本市の土砂災害警戒区域をみると、天水地区と玉名地区の山間部に集中しています。同じく、土砂災害特別警戒区域[※]も天水地区と玉名地区の山間部に集中しています。

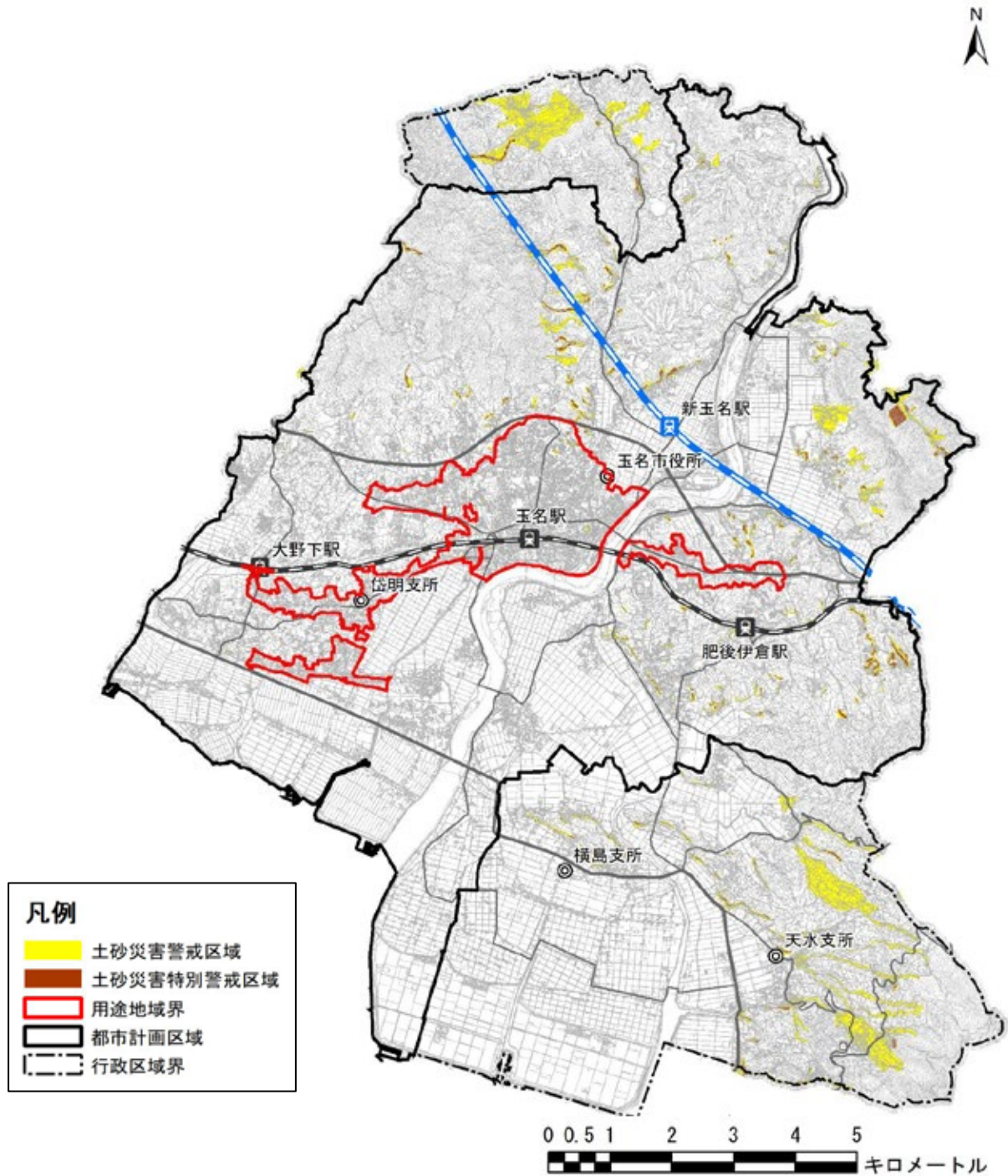


図 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況図

[出典:熊本県土砂災害警戒区域、特別警戒区域マップ]

(3) 景観資源

- ◆ 菊池川のハゼ並木や有明海、農業景観などの多様で豊かな景観を有している
- ◆ 歴史的資源が各地に残されている

本市は、菊池川のハゼ並木や有明海、広大な田園やみかん畑などの農業景観、蛇ヶ谷公園などの多様で豊かな景観を有しています。

また、古墳や寺院、石碑などの歴史的資源が各地に残されており、特に山林部、高瀬裏川周辺に分布しています。



図 景観資源

[出典:玉名市資料]

3 上位・関連計画のまとめ

3.1 熊本県 都市計画区域マスタープラン 基本方針（第2回改訂） 【平成31年2月】

●都市づくりの基本理念

豊かな「もり」と共生する持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり

■豊かな「もり」と共生する都市づくり

本県固有の豊かな自然、及び由緒ある歴史文化等の特性を活かしながら、豊かな自然(もり)を有する自然エリアと都市との交流と連携を支えるネットワークを構築するとともに、誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン※に配慮した人と環境にやさしい都市づくりをより広域的な視点から進めます。

■持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり

県内各都市の個性を生かしながら、今後の人口動向や低炭素社会への移行、都市防災等への対応を考慮しつつ、地域の生活産業・文化等の活動の拠点となるコンパクトな都市づくりを、地域が一体となって進めます。

行政コストを意識しつつ、これまで以上に適切な範囲で効果的かつ効率的に経済活動が実践できるように集中的な投資を行います。

●都市づくりの基本目標

- (1) 県土の自然と共生する都市づくり
- (2) 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり
- (3) 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり
(※玉名市は、【生活中心都市】：基礎的な一定レベルの生活支援機能の維持・向上等を実現する都市づくりに該当)
- (4) 交流と連携を支える都市ネットワークづくり
- (5) 住民と行政が協働により取り組む都市づくり

●土地利用の基本方針

(1) 県内全体の土地利用の方針

- 1) 都市的土地利用の適正なコントロール
- 2) 行政コストを考慮した土地利用
- 3) 環境負荷の低減に寄与する土地利用
- 4) 自然災害の軽減に寄与する土地利用
- 5) 地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換
- 6) 都市的土地利用の計画的な推進
- 7) 土地利用制度の活用

3. 2 玉名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（玉名都市計画区域マスタープラン）【平成24年3月】

(1) 都市づくりの基本理念

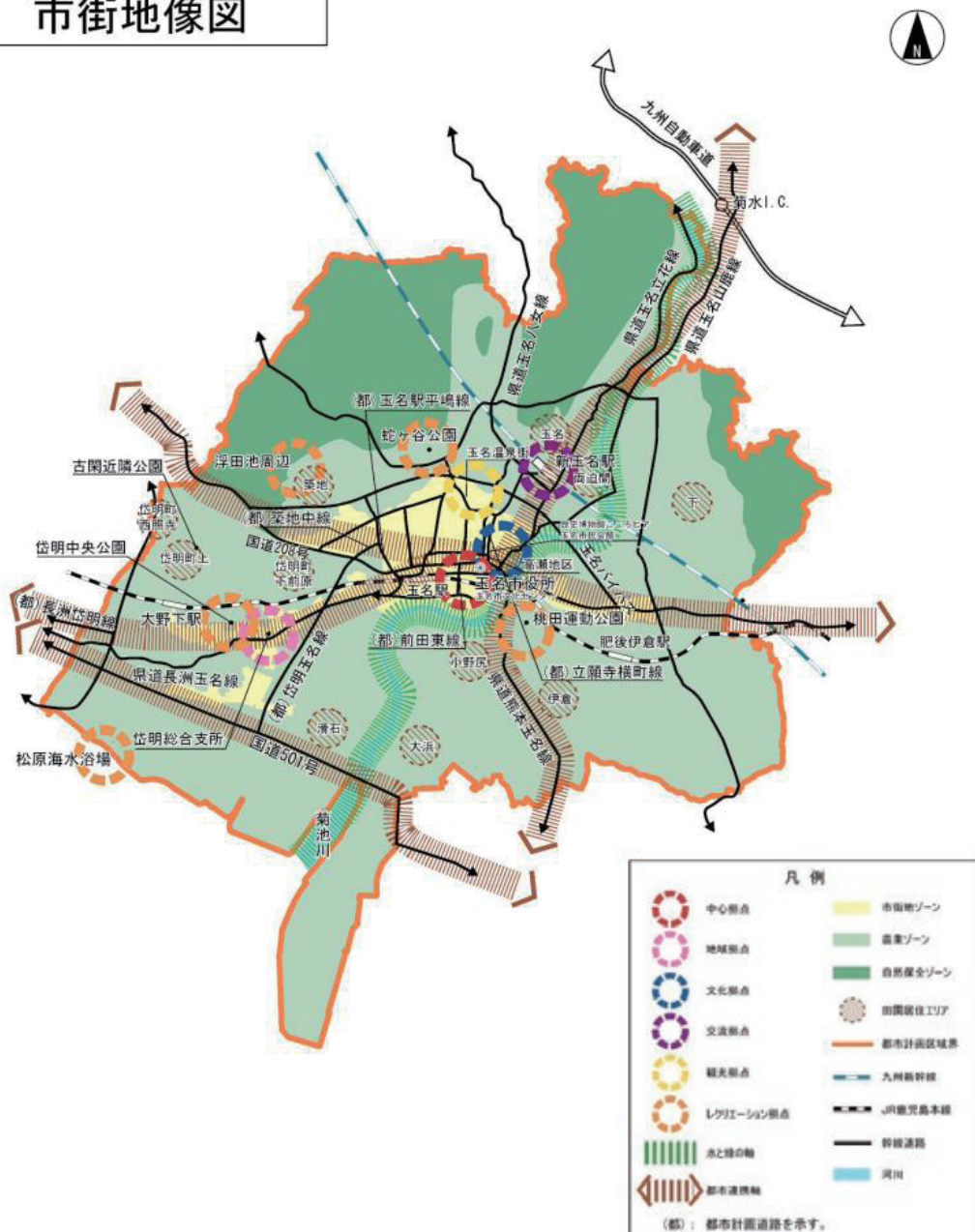
①理念・目標

【将来像】『人と自然がひびき合う県北の都 玉名』

【都市づくりの基本目標】

- ・「人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり」
- ・「市民がいきいきと輝き、安心して暮らせる快適な都づくり」
- ・「市民の積極的な参加により、まちづくりを進める自立した都づくり」

市街地像図



3. 3 第2次玉名市総合計画（後期計画）【令和4年3月】

●将来像

『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』

●基本目標・主要施策

- 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり
- 基本目標2 人と文化を育む 地域づくり
- 基本目標3 賑わいと活力ある 産業づくり
- 基本目標4 便利で快適な 都市づくり
- 基本目標5 健康で安心な福祉づくり
- 基本目標6 公平で誇りの持てる社会づくり
- 基本目標7 健全な行政運営

●土地利用方針

■市街地ゾーン

国道208号とJR鹿児島本線に囲まれた区域ならびに県道長洲玉名線沿いの区域は、本市の中心的な市街地を形成すべきゾーンであり、住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務などの都市的機能の整備を重点的に進める「市街地ゾーン」として位置づけます。

特に、玉名駅周辺や、玉名市役所本庁舎周辺、旧玉名市役所周辺、新玉名駅周辺については、市民生活を支える各種公共公益サービスが集積した本市の「中心拠点」及び「交通拠点」として、各種機能の維持・集積・強化を図ります。

■田園ゾーン（農業・集落地区）

本市の基幹産業である農業の振興を進めると同時に、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与している区域として保全を図りながら、「市街地ゾーン」へのアクセス性・生活利便性を高めます。

■中山間ゾーン（森林地区）

豊かな自然資源や歴史的資産の宝庫であるとともに、特に天水地区における熊ノ岳・三ノ岳の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地です。

また、水源のかん養、地球温暖化防止など多面的機能を有することから、森林の多面的機能を活かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進める「中山間ゾーン」として位置づけ、現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。

■臨海ゾーン（有明海及び海岸部）

本市南部の有明海沿岸部については、有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進める「臨海ゾーン」として位置づけ、漁場の保全と整備を進め、海苔やアサリなどの水産業の振興を推進する場としての活用を図ります。さらに、地域団体と連携し、有明海の景観を活かしたレクリエーションや観光漁業などの振興に繋がります。

3.4 玉名市人口ビジョン【令和2年3月】

●目指すべき将来の方向

- 基本目標1 玉名市の地域資源を活用した産業を育成し、魅力ある雇用を創出する
- 基本目標2 玉名市へ新たな人の流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- 横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する
- 横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

●人口の将来展望

玉名市人口の目標 2030年に人口規模60,000人の維持

3.5 第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和4年度改訂版） 【令和4年7月】

●玉名市の人口の数値目標

- 2030年に人口規模「60,000人」の維持
- (1)2030年の玉名市の合計特殊出生率「1.77」まで上昇する
- (2)2020年までに「社会減を半分程度に縮小させ、その後は社会増減を均衡(±0人)」する

●基本目標と基本的方向

基本目標1 玉名市の地域資源を活用した産業を育成し、魅力ある雇用を創出する

- 基本的方向
- ①農水産業の振興による雇用の創出
 - ②6次産業化の推進による雇用の創出
 - ③企業誘致による雇用の創出
 - ④商工の振興による雇用の創出

基本目標2 玉名市へ新たな人の流れをつくる

- 基本的方向
- ①移住・定住の推進による人の流入
 - ②都市部などとのつながりの構築による人の流入
 - ③観光振興の推進による人の流入

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 基本的方向
- ①若い世代の結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援
 - ②学校教育の充実

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 基本的方向
- ①公共交通網の充実
 - ②安心・安全なまちづくり
 - ③環境・協働のまちづくり
 - ④暮らしやすい地方都市生活圏の形成

横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

- 基本的方向
- ①誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

- 基本的方向
- ①スマート自治体を推進する
 - ②SDGsの実現で持続可能なまちをつくる

3. 6 玉名市空き家等対策計画【令和4年3月】

●計画理念

安全・安心に暮らせる生活環境づくりのため、
空家等の所有者等の適切な維持管理が講じられるよう、
所有者等が主体となり協力者や行政が密接な連携を図り、協働して取り組むものとする。

●基本方針と対策

(1)空家等対策の基盤づくり

①空家等の実態把握及び対応分析

定期的な現地調査、地域住民からの通報・情報提供、空家等の所有者等の特定・意向等の把握を行い、経年的に空家等のデータ化をすすめ、個々の空家等の分析に基づく対応を図る

②庁内の実施体制整備

空家等に関する情報や対策実施状況等が一元的に把握でき、即応できる庁内での中心的な担当課の体制強化

③関係者等との協力・連携による対策の推進

協力・連携のしくみづくりを行い、それぞれの役割、特性を發揮しながら協働して空家等対策の推進を図る

(2)予防・活用・管理不全対応の視点からの総合的対策の推進

①予防・適正管理対策

- リフォームや長寿命化、耐震化等により住宅等を長く利用し続けていく予防的な管理、相続等に関する基礎的知識の周知が必要であることの理解を促進し、新たな空家等の発生の抑制を図る
- 空家等の減少や地域の居住環境の改善、移住・定住の受け皿となる住宅確保をすすめ、空家等の増加を抑える
- 管理不全な空家等の増加を防ぎ、良好な状態を維持していくための適正な維持管理の促進を図る

②利活用対策

空家等の利活用推進の大きな柱として、「民間事業者等と連携し空き家の市場流通を増やす」「空き家の利用者を多様な方法で増やす」を掲げる

③管理不全対策

- 管理不全な空家等を解消するために、法や条例に基づき行政指導や行政処分等の必要な措置を講ずるための手法や制度を検討
- 老朽化等により周囲に危険を及ぼすような管理が困難な空家等の除却に対して、経済的支援策を講ずる

(3)各主体の積極的な取り組みの推進

①空家等の所有者による管理

- 所有者等あるいは相続人自らが適切に管理する責任を有することについて認識するように努める

②地域住民（市民、区長）との協働

- 空家等が住生活環境を悪化させることについて地域住民（市民、区長）自身にとって密接に関わるものとして理解し、行政と連携・協力して空家等の情報の共有化、発生抑制、利活用を図る

③関係団体等との連携

- 関係団体等は専門的な知識や経験を活用し、空家等の維持管理のための事業活動・サービスを積極的に取り組むものとし、また地域産業活性化の視点からも行政と連携を図る

3.7 玉名市企業立地推進計画【令和4年3月】

●基本理念

1. 玉名市の特性を活かした企業立地の推進
2. 新産業の創出に向けた企業立地の推進
3. 社会の変化に対応した企業立地の推進

●基本方針

- (1)本市の課題を解決する企業の立地
- (2)情報発信
- (3)企業の持続可能な社会実現に向けた対応支援
 - ①脱炭素支援 ②電力の安定供給 ③SDGs支援
- (4)企業が企業を呼ぶ自走型の立地計画
- (5)ワーケーション※による立地推進
 - ①拠点の分散化について
 - ②ワーケーション・ジョブケーション※の後押しによる拠点分散

●重点促進区域の設定に向けた検討

- (1)現在の重点促進区域
 - ①上小田(食品工場用地) …食品製造業のほか印刷製本業や金属加工業も点在している。5つの重点促進区域の中でも新幹線駅、インターチェンジに近い区域である。
 - ②大浜町・北牟田(自動車部品工場用地) …自動車部品工場が立地している。周辺には物流企業の営業所も多く、自動車部品のサプライチェーン※を形成している。
 - ③大倉(金属加工工場用地) …自動車部品の金属加工業の企業が進出している。同地区には印刷工場も立地している。旧国道沿いでもあるため、商業施設の進出も多い。
 - ④伊倉北方(エレクトロニクス工場用地) …エレクトロニクス関連の工場が立地している。周辺は農用地が多く、新たな産業集積は見込みにくい。
 - ⑤河崎・両迫間(ゴム製品工場用地) …菊池川沿いに立地しており、主にゴム製品の生産を行っている。玉名市の中心に最も近い重点促進区域であり、鉄道や主要道路へのアクセスも良い。

●新たな重点促進区域の設定検討

【三ツ川地区一帯について】

三ツ川地区一帯は本市の北部に位置する山間地域である。当地区は、中心市街地からは離れており、農業振興区域※にも当たらない、浸水想定区域外の開発可能な地域である。周辺にはゴルフ場が多く立地しており、菊水インターチェンジからのアクセスも良い。既に、金属加工やコンクリート製品の工場が点在している。また、現在民間事業者による工業団地の整備も進められている。市域と接する南関町側にも同様に企業進出が進んでおり、今後産業の集積が見込まれる。南関町側には自動車部品製造業、金属加工業、物流業などの企業が進出しており、関連する業種の立地が想定される。

3. 8 玉名市立地適正化計画【令和4年3月】

●立地適正化計画の基本理念

「利便性が集約された居住者も来訪者も利用しやすい県北の拠点都市」

●まちづくりの基本方針

【拠点】 まちなかの求心力向上

◆拠点となる箇所の施設維持・集積

◆まちなかに訪れたい魅力づくり

玉名市のまちなかである玉名駅から高瀬周辺においては、将来的に人口減少が見込まれています。まちなかで人口が減少すると、周辺に立地する商店等が閉店・撤退し、市全体の魅力低下につながるという可能性が懸念されるため、まちなかへの居住促進によって人口規模を維持・向上することで、都市機能の集積を図り市全体の魅力向上を目指します。

新玉名駅周辺エリアの魅力向上を図るためには、周辺エリアの一体的な整備が望まれますが、玉名市全体で人口が減少しており、当該地区の整備によって既存市街地の衰退も懸念されるため新玉名駅周辺で整備を行うにあたっては、新幹線利用者や広域型の商業施設・宿泊施設等を誘導することで既存市街地とは異なる性質の拠点形成を目指します。

都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置づけのある岱明支所周辺や、都市計画区域外である横島・天水支所周辺においても、都市機能が多数集積している一方で将来的に人口減少が懸念されるため、周辺エリアの人口維持によって都市機能の維持を目指します。

【人口集積】 利便性の高いエリアへの人口集積

◆子育てしやすい環境整備

◆まちなかの住環境維持・向上

◆若者世代が住みたい魅力づくり

玉名市の人口減少の要因としては、若者世代が進学や就職によって玉名市を離れ、その後戻ってこないことが挙げられるため、若者世代が住みたいと思えるような魅力づくりを目指します。

人口減少下において良好な住環境形成を目指すためには、新たなエリアでの無秩序な開発を抑制し、都市基盤が整備されている利便性の高いエリアへの人口誘導が必要となるため、将来像の実現に必要な都市基盤整備を着実に進めていくとともに、これらのエリアへの人口誘導を促進することでメリハリのある都市構造を目指します。

【交通】 拠点間のネットワーク確保

◆公共交通網の強化によるネットワークの形成

◆公共交通への利用転換促進による利用者確保

将来的に高齢化率の増加が懸念されており、同時に自家用車の運転ができなくなる人の増加も懸念されるため、公共交通利便性の高いエリアへの居住誘導により自家用車を運転できない人の移動手段確保を目指します。

市内における各拠点を結ぶ道路は未整備となっている箇所もあるため、道路網整備と合わせた公共交通の充実によって拠点間の連携確保を目指します。

3.9 玉名市景観計画【令和5年3月】

●景観の将来像

菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち

●景観形成の基本方針

方針1 玉名の情緒ある景観をみせる場づくり

方針2 玉名の景観を守り・育て・生かす担い手づくり

方針3 玉名の誇りを受け継ぐ景観への意識づくり

●景観形成方針の考え方

【景観形成方針の大分類】

山の恵みとともに育まれた暮らし	菊池川とともに発展した暮らし
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には広く分布する阿蘇の灰石(阿蘇溶結凝灰岩)は、古くから古墳や横穴、石橋や石垣などに使われてきました。 ● 小岱山の麓では、豊かな水田が広がり、集落がつくられ、人々の暮らしが営まれてきました。 ● 一方、熊ノ岳、三ノ岳の丘陵では、石垣とみかん畑が広く分布し、みかん栽培を生業としている農村集落で生活が営まれてきました。夏目漱石もみかん畑の風景を愛しており、草枕でも描写されています。 ● こうした山の恵みを受けて、文化や産業が生まれ、魅力的な景観が形づくられてきました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 菊池川は玉名市を南北に貫き、市全体に恵みを与えてきました。 ● 重要な港であった高瀬には、藩の米蔵が置かれ、経済の中心として発展しました。 ● 海外貿易拠点であった伊倉地区や港町であった大浜地区など、菊池川と共に水運で栄えてきた町があります。 ● かつて立願寺温泉と呼ばれた、1300年もの歴史を持つ玉名温泉街がつくられました。 ● 田園では、菊池川水系の恩恵を受けて、豊かな農業が営まれてきました。また、干拓地では、石づくりの堤防や樋門等の土木施設がつくられ、豊かな農地が造成されたことで、本市の産業を支えてきました。 ● このように、菊池川は加藤清正の時代から治水事業により形を変えながらも、市の発展を支え、現在の景観が形づくられてきました。
景観をつなぎ見せる場所	玉名の風土・信仰が生んだ非日常の風習
<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路は市外や市内の各景観ゾーンをつなぎ、人や車等の行き来に非常に重要な交通の基盤です。多くの人が道路沿道の連続的な景観を見ることができます。 ● 有明海では、ノリ養殖などの漁場や広大な干潟を見ることができ、雄大な景観を見せています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の自然や風土、人々の営みや信仰等から生まれた、伝統行事・祭事・イベントが継承されています。 ● 伝統行事・祭事・イベントは、春夏秋冬で非日常の景観を見せています。

3. 10 玉名市観光振興計画【令和5年3月】

- 基本理念 「キラリかがやけ 玉名」
- 将来像 「人と自然が輝き、やさしさと笑顔にあふれるまち玉名」

● 5つの戦略と21のアクションプラン

戦略1 玉名市の観光を支える人材の育成

- ①教育機関と連携した観光人材の育成・確保（重点）
- ②観光産業の従業員の確保・育成
- ③観光産業の経営人材のマネジメント力強化
- ④ガイド育成・確保

戦略2 玉名市の観光特性に沿った商品開発

- ⑤着地型観光商品開発の推進（重点）
- ⑥持続可能なツーリズムの推進（重点）
- ⑦玉名暮らしの観光商品開発
- ⑧アウトドア・アドベンチャーツーリズムの商品開発
- ⑨スポーツツーリズムの推進
- ⑩医療・ウェルネスツーリズムの推進
- ⑪市内イベントの最適化

戦略3 国内外観光プロモーションの推進・強化

- ⑫インバウンドセールス強化（重点）
- ⑬国内観光セールス強化
- ⑭デジタルマーケティング強化

戦略4 観光客受入基盤の整備

- ⑮観光産業のDX推進（重点）
- ⑯観光施設の多言語対応強化
- ⑰2次交通の利便性向上
- ⑱観光を支えるインフラ・施設の魅力向上
- ⑲観光リスクマネジメントの推進

戦略5 観光推進体制の構築

- ⑳玉名版DMOの構築（重点）
- ㉑オール玉名での観光まちづくりの推進

● 2027年を見据えたシナリオと、リスク回避のためのアクションプラン

- ①国内外観光客が回復・輸出も拡大、温泉と豊かな食を有する県北の拠点 玉名（晴天シナリオ）
- ②国内外観光客にとって手頃な 温泉観光地 玉名（曇天シナリオ）
- ③福岡・熊本都市圏の国内観光客や、ビジネス客が訪れる温泉観光地 玉名（曇天シナリオ）
- ④緩やかに縮小するレトロで ローカルな温泉観光地 玉名（豪雨シナリオ）

4 市民意向の把握

4.1 市民アンケート調査の結果概要

まちの現状や将来への希望などを把握し、都市計画上の課題の明確化等に向けた基礎資料とすることを目的とした、市民アンケート調査を実施しました。

《調査の方法》

- ① 調査対象地域…玉名市全域
- ② 調査対象者…18歳以上の市民2,000人(地域人口比率に応じて無作為抽出)
- ③ 調査期間…令和3年6月16日～令和3年7月16日
- ④ 調査方法…郵送による配布、郵送またはWebでの回答

《配布・回収数》

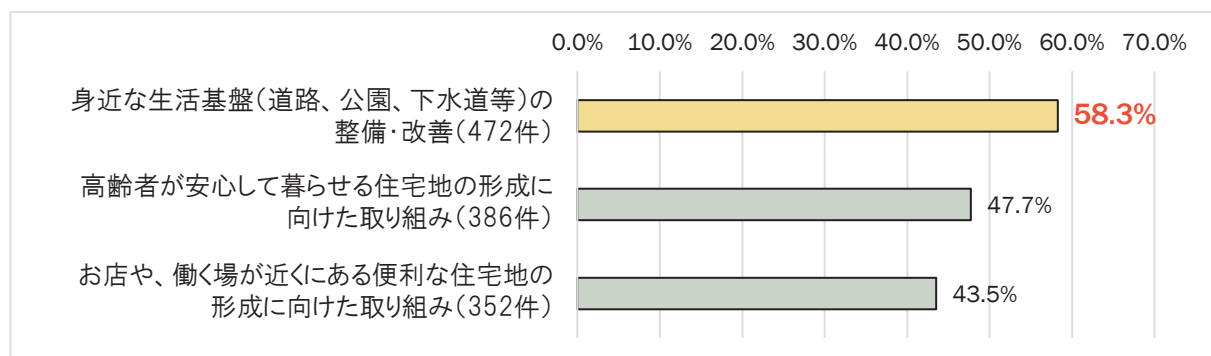
配布数	有効回収数	回収率
2,000	821(郵送 670(33.5%)、Web151(7.6%))	41.1%

《総括》

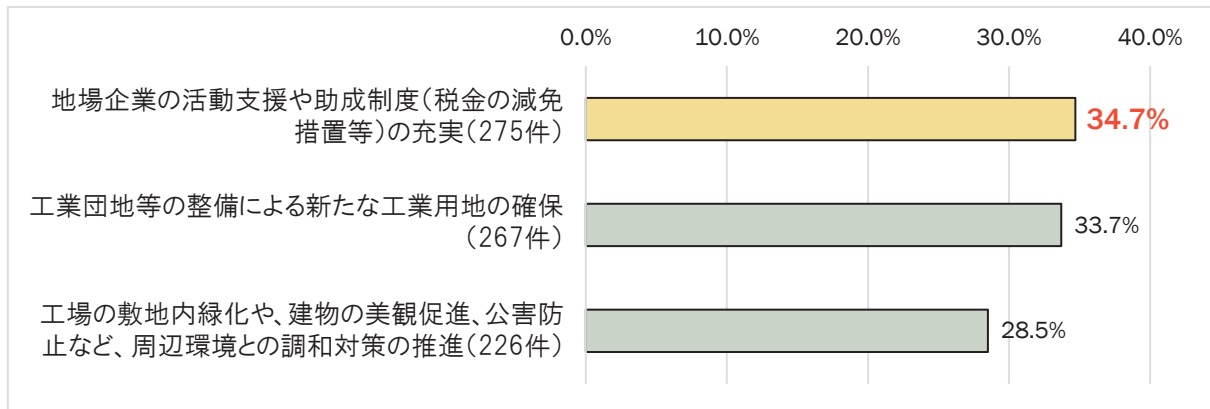
景観づくりや観光振興にあたっては、「市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり」、「既存観光施設の有効活用や活性化」などを重要視する意見が多く挙がっています。また、工業や商業に関しては、「地場企業の活動支援や助成制度(税金の減免措置等)の充実」、「郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導」などを重要視する意見が多く挙がっています。都市施設等の整備に関しては、「市街地・集落内における狭い道路の改善」、「海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備」、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」を重要視する意見が多く挙がっています。また、農地・山林に関しては、「まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき」、防災面では、「治水・治山などの防災対策強化」をそれぞれ重要視する意見が多く挙がっています。

《結果の概要》

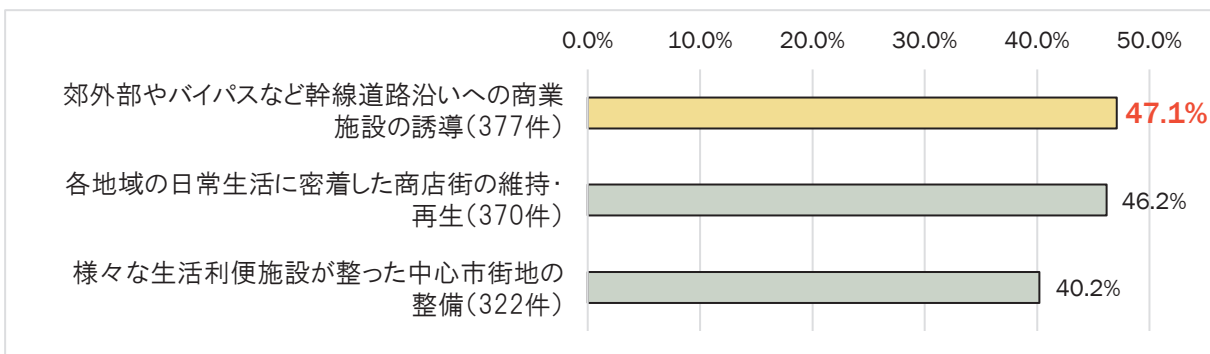
1. 「玉名市の住宅地の環境向上」のために何が重要か。(上位3位)



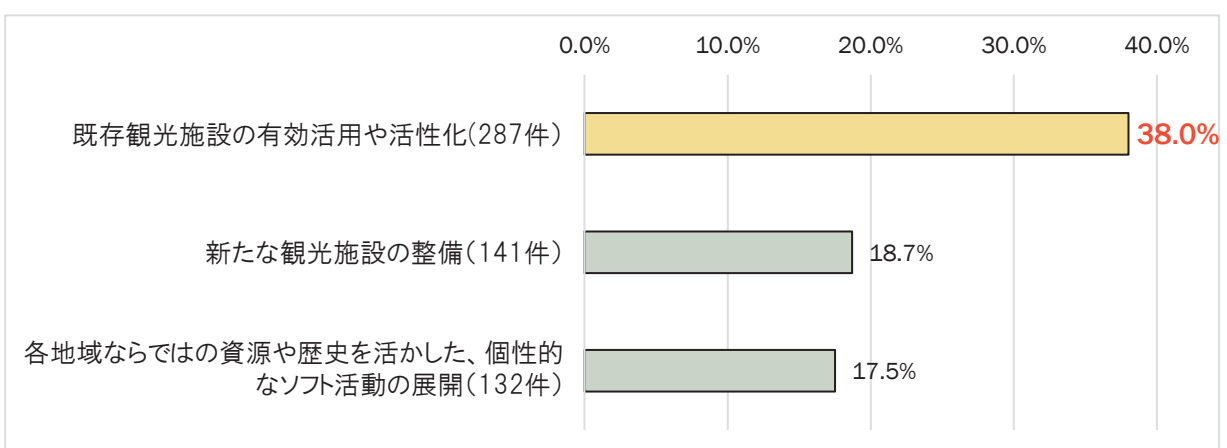
2. 「将来の玉名市の工業地」に関して何が重要か。(上位3位)



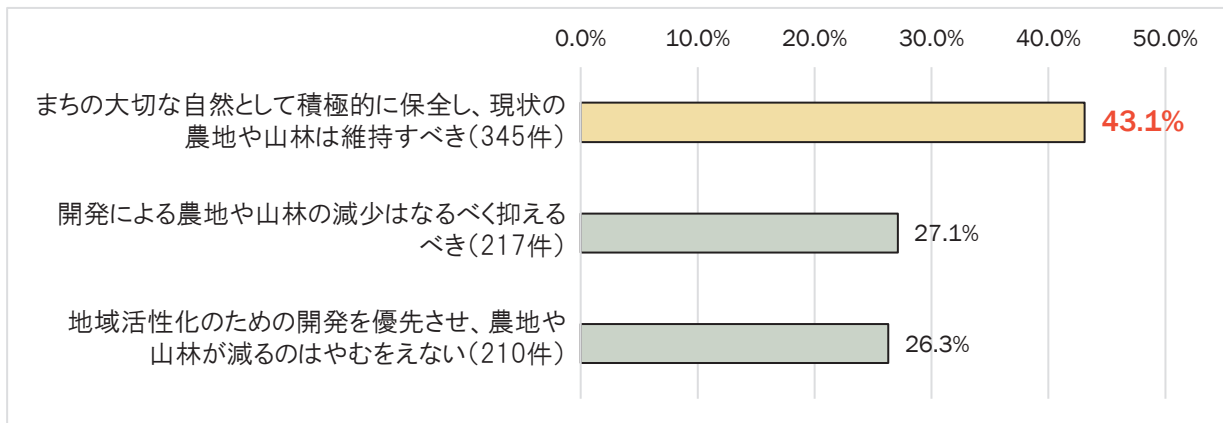
3. 「将来の玉名市の商業地」に関して何が重要か。(上位3位)



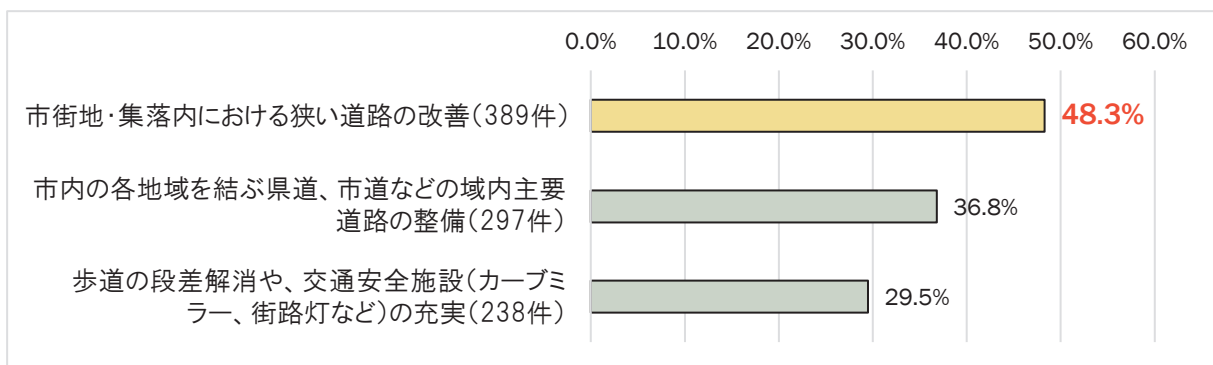
4. 「将来の玉名市の観光地」に関して何が重要か。(上位3位)



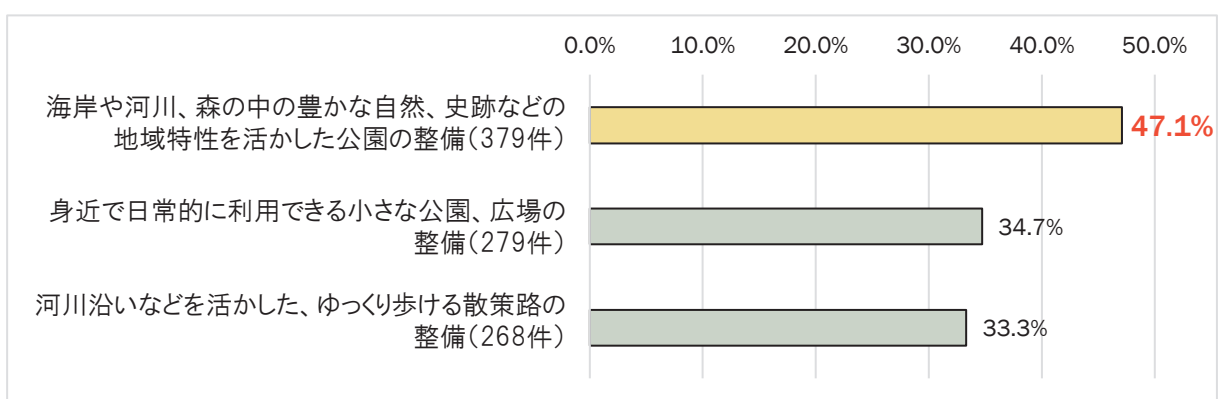
5. 「将来の玉名市の農地、山林」に関して何が重要か。(上位3位)



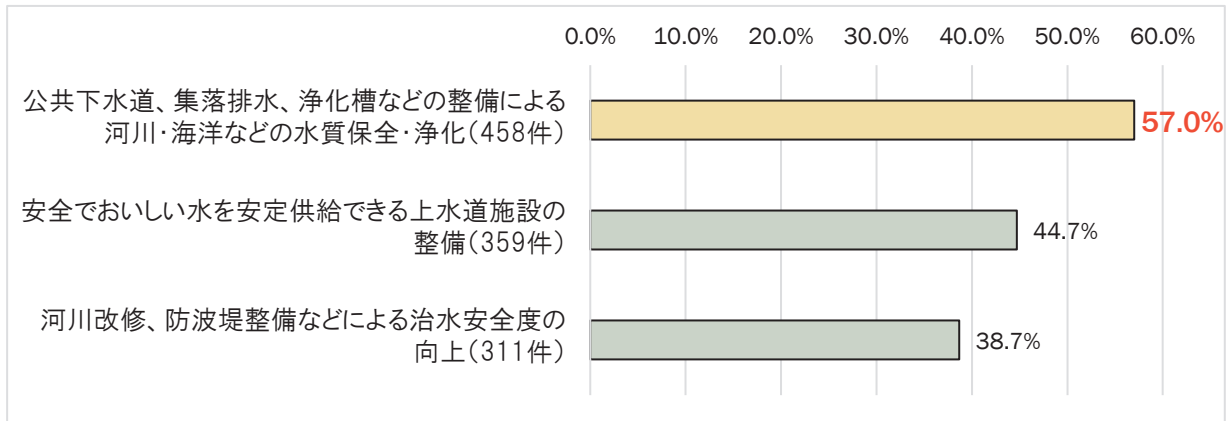
6. 玉名市の「道路・交通の整備」に関して大切な取り組みは何か。(上位3位)



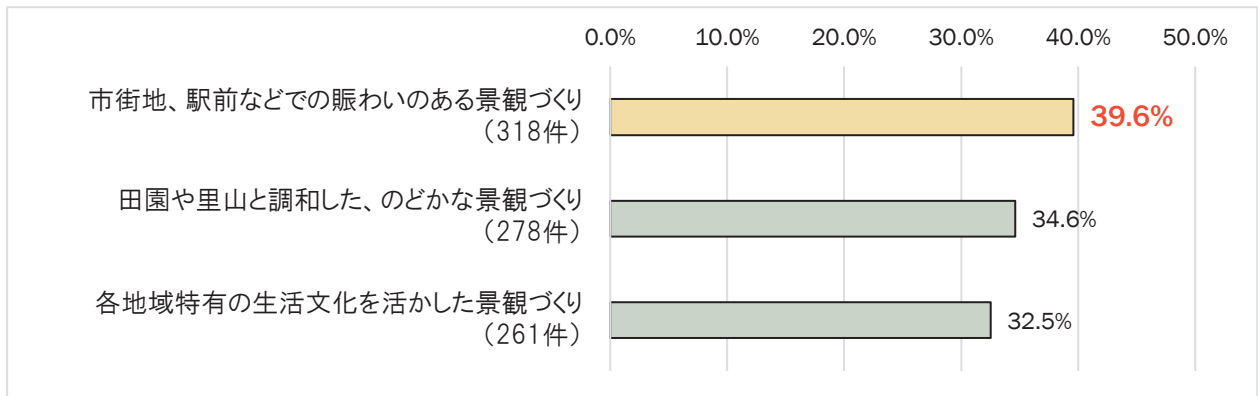
7. 玉名市の「公園・緑地の整備」に関して大切な取り組みは何か。(上位3位)



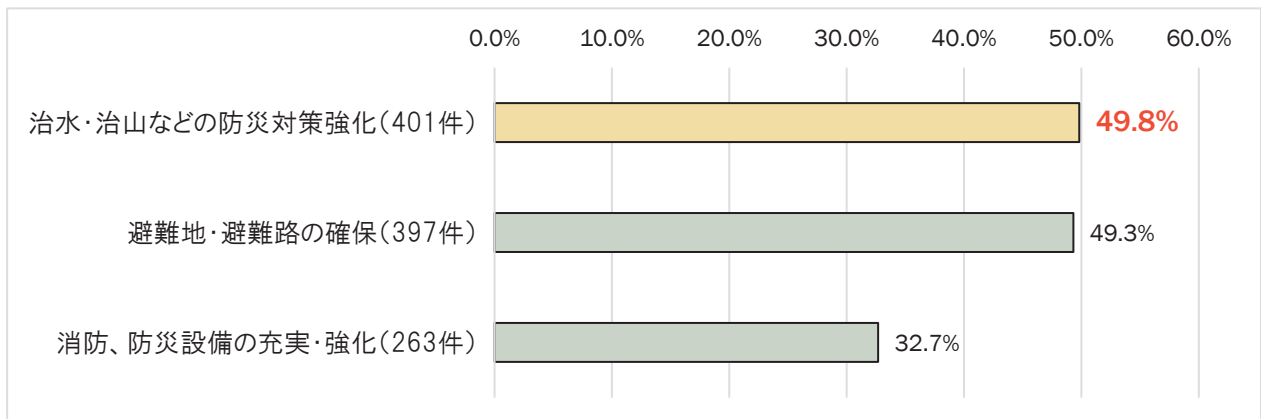
8. 玉名市の「水環境に関わる施設の整備」に関して大切な取り組みは何か。(上位3位)



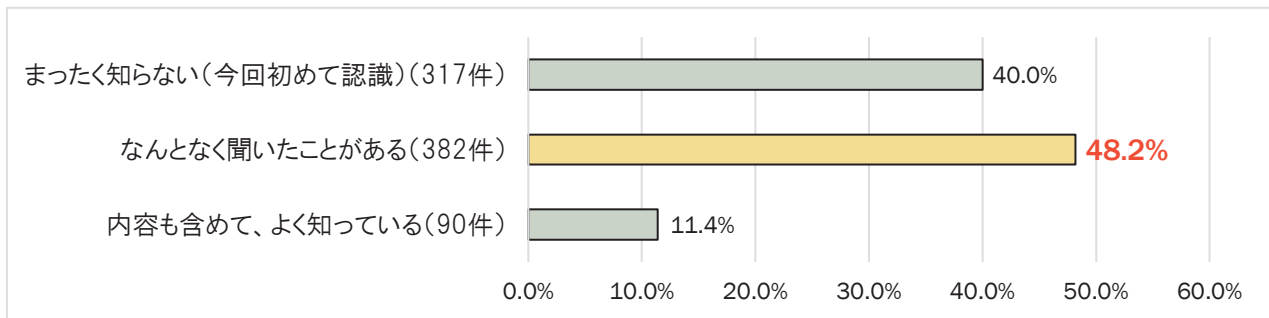
9. 「将来の玉名市の街並み・景観」に関して何が重要か。(上位3位)



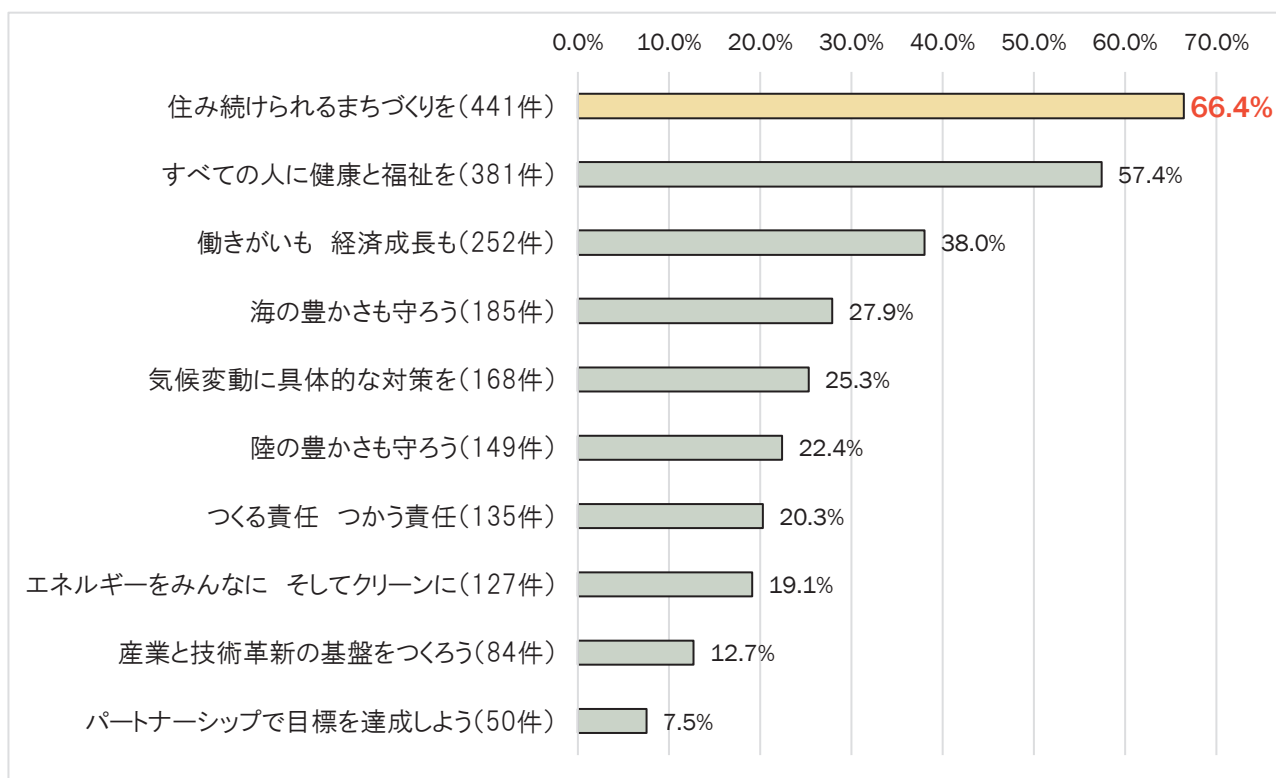
10. 「将来の玉名市の防災」に関して何が重要か。(上位3位)



11. SDGsについてどのくらい知っているか。



12. SDGsの目標のうち、今後とくに玉名市において重視すべき目標はどれだと思うか。



※SDGsとは、世界のすべての人が幸せになるために、令和12(2030)年までにみんなで取り組む17の国際目標のことです。

※第2次玉名市総合計画【後期計画】の「第1編 第6章 持続可能なまちづくりの推進」でも、「総合計画を着実に推進することで、SDGsの目標達成に資する」と記載しているように、都市計画マスタープランの推進・実現も、SDGsの目標達成に資する関係にあります。(「第2章 都市づくりの理念と基本方針 2 基本方針」参照)



5 都市づくりの課題

本市の現状の特徴や問題点、住民意向等を踏まえ、都市づくりを進める上での項目別に見た基本的課題を以下に整理しました。

項目	現状及び問題点	上位・関連計画の位置付け等	住民意向等 ※市民アンケート結果より	■課題/ (▶方向性)
<p>1. 人口</p>	<p>(人口・世帯数) ○人口は年々減少傾向、世帯数は増加傾向 ○玉名地区に全体の6割以上の人口が集中している</p> <p>(人口集中地区(DID)の推移) ○低密度な市街化が進行 ○人口、面積ともに近年は減少傾向</p> <p>(推計人口) ○人口減少が今後も続くと推計される ○令和27年には老年人口が40%以上に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年に人口規模60,000人の維持【人口ビジョン】 ■ 2026年に、62,800人を目標【第2次総合計画】 ■ 【基本目標2】玉名市へ新たな人の流れをつくる【まち・ひと・しごと】 ■ 移住・定住の推進【第2次総合計画】 ■ 都市機能*利便性の高いエリアへの人口集積による機能維持・向上が必要【立地適正化計画】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の市に重要だと思ふ施策 <防災、福祉のまちづくり、市民サービス、安全・安心の確保> ■ 「市民の生命、財産を守り、災害に強い都市の形成」(第1位) ■ 「誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」(第2位) ■ 「地域、住民の力を活かした地域ぐるみの安全・安心の確保」(第3位) ■ 「市民サービスの維持・向上」(第4位) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地の人口密度低下によるまちなかの賑わい衰退が懸念され、その対応が必要 ■ 今後も人口減少が続くことに伴い、適切な規制・誘導が必要(土地利用-住) ■ 各地域のコミュニティ*を支える拠点形成が必要 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市機能利便性の高いエリアへの人口集積による機能維持・向上 ▶ 市民サービスの維持・向上、安全・安心の確保 ▶ 市民活動団体等の支援(小さな拠点、市民の対話の場づくり)
<p>2. 産業</p>	<p>(産業3部門別就業者数) ○第1次産業の割合が大幅に減少。第3次産業の割合が過半数以上を占める。</p> <p>(農業) ○農家数(戸)、就業人口は年々減少 ○1戸当たりの平均経営面積は拡大傾向</p> <p>(水産業) ○経営体数は、年々減少傾向。アサリの直近3年間の生産量は0t。</p> <p>(工業) ○事業所は年々減少傾向 ○製造品出荷額は、平成27年に急激に増加し、それ以降も増加傾向</p> <p>(商業) ○事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向から平成28年に増加傾向へ</p> <p>(観光業) ○観光レクリエーション施設の利用者数は、令和元年までは増加傾向だったが、令和2年に大幅に減少</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商店街・商業者の支援、商業活性化の推進、新規企業の誘致、地場企業・起業家の支援、就業対策の推進【第2次総合計画】 ■ 【基本目標1】玉名市の地域資源を活用した産業を育成し、魅力ある雇用を創出する <ul style="list-style-type: none"> ① 農水産業の振興による雇用の創出 ② 6次産業化の推進による雇用の創出 ③ 企業誘致による雇用の創出 ④ 商工の振興による雇用の創出【まち・ひと・しごと】 ■ 玉名市企業立地推進計画【進行中】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の市に重要だと思ふ施策 <工業地> ■ 「地場企業の活動支援や助成制度(税金の減免措置等)の充実」(第1位、34.7%) ■ 「工業団地等の整備による新たな工業用地の確保」(第2位、33.7%) <商業地> ■ 「郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導」(第1位、47.1%) ■ 「各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生」(第2位、46.2%) <観光地> ■ 「既存観光施設の有効活用や活性化」(第1位、38.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域資源を活用した産業の育成が必要 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農水産業の振興による雇用の創出 ▶ 地産地消の推進 ■ 工業団地等の整備による新たな企業立地の推進が必要(土地利用-工) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来の土地利用方針と連携した産業地整備 ■ 観光施設の利用者数の増加が必要 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 既存観光施設の有効活用や活性化
<p>3. 土地利用</p>	<p>(土地利用現況) ○自然的土地利用が市全体の75.7% ○市全体の約4割の住宅用地が用途地域内に集中</p> <p>(都市計画区域の指定状況) ○都市計画区域が約7割に指定 ○用途地域の指定状況は、住居系75.0%、商業系12.2%、工業系12.8%</p> <p>(法適用) ○行政区域の9割以上が農業振興地域</p> <p>(空家等の状況) ○市全域の空き家数は1,765棟 ○地域別では中部地域、西部地域、東部地域の3地区で7割以上を占める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換【区域マス】 ■ 新玉名駅周辺の有効な土地利用による拠点性向上が必要【立地適正化計画】 ■ 新玉名駅周辺の整備(近隣地域の都市施設の整備状況等も踏まえた土地利用の在り方の検討)【第2次総合計画】 ■ 玉名駅周辺の空き家活用による人口誘導が必要【立地適正化計画】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の市に重要だと思ふ施策 <農地、山林> ■ 「まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき」(第1位、43.1%) <住宅地> ■ 「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」(第1位、58.3%) ■ 「高齢者が安心して暮らせる住宅地の形成に向けた取り組み」(第2位、47.7%) ■ 「お店や、働く場が近くにある便利な住宅地の形成に向けた取り組み」(第3位、43.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊かな自然環境の維持・管理が必要 ■ 身近な生活基盤の整備・改善、安心して暮らし続けられる住宅地の形成に向けた土地利用が必要 ■ 地域のコミュニティを支える拠点形成が必要(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新玉名駅周辺の有効な土地利用による拠点性向上 ▶ 老朽住宅の更新や空き家の有効活用 ■ 遊休地等の有効活用

項目	現状及び問題点	上位・関連計画の位置付け等	住民意向等 ※市民アンケート結果より	■課題/ (▶方向性)
4. 都市施設	<p>(都市計画道路) ○都市計画道路の整備率は 59.8%、みなし整備率は 78.0%</p> <p>(都市公園) ○都市公園の整備率は 99.3%</p> <p>(上・下水道) ○上水道：給水区域は、都市計画区域においてはほぼ全域をカバー ○下水道：公共下水道は玉名処理区、岱明処理区を整備している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■生活道路網の整備【第2次総合計画】 ■公園・緑地の整備（『玉名市都市公園施設長寿命化計画』に基づいた適切な再整備や管理）【第2次総合計画】 ■水道の整備（給水区域の拡張、老朽化した施設や排水管の更新等）、下水道等の整備（『玉名市公共下水道ストックマネジメント計画』に基づき、設備等の更新を計画的に実施等）【第2次総合計画】 	<p>●将来の市に大切な取り組み</p> <p><道路・交通の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ■「市街地・集落内における狭い道路の改善」(第1位、48.3%) ■「市内の各地域を結ぶ県道、市道などの域内主要道路の整備」(第2位、36.8%) <p><公園・緑地の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ■「海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備」(第1位、47.1%) <p><水環境に関わる施設の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ■「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」(第1位、57.0%) ■「安全でおいしい水を安定供給できる上水道施設の整備」(第2位、44.7%) 	<p>■地域特性に応じた都市施設の適切な整備・維持管理が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶生活道路網の整備 ▶長寿命化をベースとした公園・緑地の整備 ▶水道・下水道設備等の計画的な更新の実施
5. 生活基盤状況	<p>(公共公益施設) ○玉名地区、岱明地区、横島地区、天水地区それぞれに主要な施設が立地 ○玉名地区においては、用途地域内を中心に主要な施設が立地</p> <p>(道路網・公共交通) ○九州新幹線が市域を横断しており、新玉名駅が玉名市役所の北東に位置 ○国道 208 号、501 号が東西方向に通過しており、熊本市～玉名市～長洲町、玉東町～玉名市～荒尾市を連絡</p> <p>(公共交通機関) ○JR の主要駅 1 日当たりの乗車数は減少傾向 ○バスの利用者数は減少傾向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■バス路線網等の維持再編、公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、公共交通の利用促進【第2次総合計画】 ■生活道路網の整備【第2次総合計画】 ■高齢者等自家用車を運転しない人の移動手段確保が必要【立地適正化計画】 	<p>●将来の市に大切な取り組み (※再掲)</p> <p><道路・交通の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ■「市街地・集落内における狭い道路の改善」(第1位、48.3%) ■「市内の各地域を結ぶ県道、市道などの域内主要道路の整備」(第2位、36.8%) 	<p>■公共交通の利便性向上や利用者意識の改善など、新たな取組が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶公共交通の生産性向上（公共交通のあり方やライフスタイルに合わせた路線の見直し等） <p>■幹線道路や生活道路の整備が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶誰にとっても歩きやすい道の整備
6. その他	<p>(浸水想定区域) ○菊池川周辺と南側一帯が浸水想定区域 ○交通への影響に注意が必要</p> <p>(土砂災害警戒区域) ○土砂災害警戒区域は、天水地区と玉名地区の山間部に集中</p> <p>(景観資源) ○菊池川のハゼ並木や有明海、農業景観などの多様で豊かな景観を有している ○歴史的資源が各地に残されている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■防災体制の強化（『玉名市地域防災計画』の定期見直し等）、治水・治山の強化等【第2次総合計画】 ■戦略的な景観づくり、景観まちづくりに取り組む担い手づくり、景観に対する意識づくり【第2次総合計画】 ■都市機能利便性の高いエリアへの人口集積による機能維持・向上が必要(再掲)【立地適正化計画】 ■人口誘導を図るべきエリアへの都市基盤整備が必要【立地適正化計画】 ■都市基盤の整備されたエリアへの人口誘導が必要【立地適正化計画】 	<p>●将来の市に重要だと思ふ施策</p> <p><防災></p> <ul style="list-style-type: none"> ■治水・治山などの防災対策強化」(第1位、49.8%) ■「避難地・避難路の確保」(第2位、49.3%) <p><街並み・景観></p> <ul style="list-style-type: none"> ■「市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり」(第1位、39.6%) ■「田園や里山と調和した、のどかな景観づくり」(第2位、34.6%) ■「各地域特有の生活文化を活かした景観づくり」(第3位、32.5%) 	<p>■災害に備えた都市づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶治水・治山などの防災対策強化 ▶避難所・避難路の整備や防災情報の周知 <p>■生活利便施設*の集積(拠点性)に応じた人口集積が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶市街地・駅前などでの賑わいのある景観づくり(拠点エリアの求心力向上) ▶都市基盤の整備されたエリアへの人口誘導 ▶ウォーカブルなまちづくりの推進

項目別に見た基本的課題の整理をもとに、主要課題を以下に整理します。

主要課題 1

各拠点の形成やネットワークの確保による持続可能な都市づくりが求められています。

今後も人口減少が続くことに伴い、適切な規制・誘導が必要です。具体的には、都市機能利便性の高いエリアへの人口集積による機能維持・向上を進めていくことが求められています。

また、中心市街地の人口密度低下によるまちなかの賑わい衰退が懸念されるため、駅前などでの魅力的な景観づくりや土地の有効利用の推進、ウォークアブルなまちづくりの推進等の取り組みが求められています。

さらに、中心市街地(中心拠点)のみならず、それぞれの地域のコミュニティを支える地域拠点、地域交通網の結節点である交通拠点、観光地の中心地となる観光拠点、市内外の人が集い交流する交流拠点など、それぞれの性格・役割に応じた拠点の形成が求められています。

加えて、それぞれの拠点間を結ぶネットワークの確保も求められています。

主要課題 2

計画的な都市施設等の維持管理、防災強化等による安全で、暮らしやすい都市づくりが求められています。

今後も、引き続き、長寿命化をベースとした公園・緑地の整備、水道・下水道設備等の計画的な更新の実施、幹線道路や生活道路の整備等を通じ、住みやすい地域をつくっていく取り組みが求められています。また、公共交通の利便性向上に向けた取り組みも求められています。

さらに、治水・治山などの防災対策強化、避難所・避難路の整備、防災情報の周知体制の強化等の取り組みを進めていくことも必要です。また、遊休地等の有効活用も求められています。

主要課題 3

地域資源を活用した産業の育成や雇用の創出、観光振興の基盤となる都市づくりが求められています。

今後も、引き続き、農林水産業の振興や、地産地消の推進、企業誘致等により、雇用に創出していくことが必要です。また、時代のトレンドを踏まえた既存の観光施設の有効活用や活性化を通じて、観光施設の利用者数の増加に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

主要課題 4

自然と共存した都市づくりが求められています。

本市は、小岱山、金峰山系の山々や、菊池川、有明海、そこに生息する多様な生態系などの豊かな自然環境に恵まれています。今後も、そのような豊かな自然環境を保全していけるように、自然と共存した都市づくりが求められています。

第2章 都市づくりの理念と基本方針

1 都市づくりの理念と目標

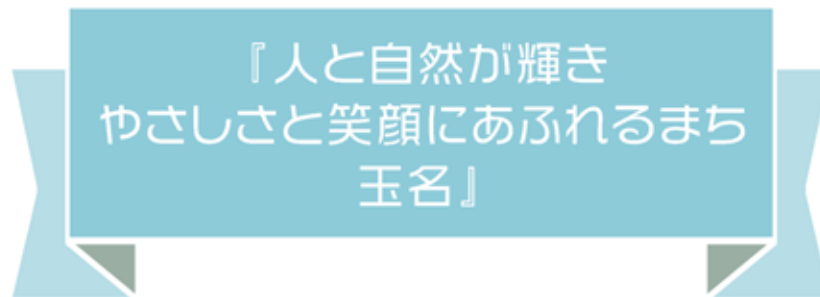
1.1 都市づくりの理念

本市には、小岱山及び金峰山系の山々や、市域のほぼ中央を流れる菊池川、有明海、そこに生息する多様な生態系など、豊かな自然環境が存在しています。そのような豊かな自然環境を舞台にして、今後、本市に暮らすすべての人々が輝けるように、第2次玉名市総合計画に即し、持続可能な都市づくりを進めます。

1.2 都市づくりの目標

本市では、本市に暮らすすべての人々が、豊かな自然を舞台にますます輝ける環境づくりを進めるために、都市計画による土地利用の規制誘導や、道路や公園などの都市施設の整備だけでなく、産業育成や観光振興、公共交通、防災、空家等の対策、景観など、様々な周辺分野と連携して取り組みます。

また、第2次玉名市総合計画の将来像(都市像)を、本計画の推進によって具体化していくといった関係性から、本計画における都市づくりの目標は、第2次玉名市総合計画で定められた将来像(都市像)とします。



将来像(都市像)を達成するための3つのキーワード

笑顔

があふれるまち

ここに暮らす人、働く人、訪れる人の
笑顔があふれるまちを目指します。



健康

と福祉のまち

子どもからお年寄りまでいろいろな世代の
人が、元気で安心して暮らせるまちを目指します。



良質

な暮らしができるまち

豊かな自然環境のもと人と自然が輝く
ことで、これまで育まれてきた歴史や文化を次の世代にも
継承し、お互いに助け合いながら住み続けられるまちを
目指します。



2 基本方針

都市づくりの目標を基に、都市計画マスタープランで取り組む基本方針を定めます。

基本方針1	各拠点の形成やネットワークの確保による持続可能な都市づくり
特に関連するSDGsの目標	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>

今後も人口減少が続くことに伴い、都市機能の高いエリアへの人口集積による機能維持・向上を進めていくことが重要です。また、中心拠点、地域拠点、交通拠点、観光拠点、交流拠点などのそれぞれの拠点の持つ性格や役割を明確にし、各拠点の形成に向けた取り組みを進めていくことが重要です。さらに、拠点間を結ぶネットワークの確保も重要です。このため、各拠点の形成やネットワークの確保に向けた取り組みを通じ、市全体が一体となり、持続可能な都市づくりを推進します。

各拠点の形成に向けた取り組みの推進	都市機能利便性の高いエリアへの人口集積や、土地の有効利用の推進、ウォーカブルなまちづくり等を通じて、拠点性の向上に努めます。
ネットワークの確保	交通インフラ*の整備等を通じ、市街地とそれぞれの拠点や、拠点間を結ぶネットワークの確保に努めます。

○「居心地が良く歩きたくなる」空間のイメージ

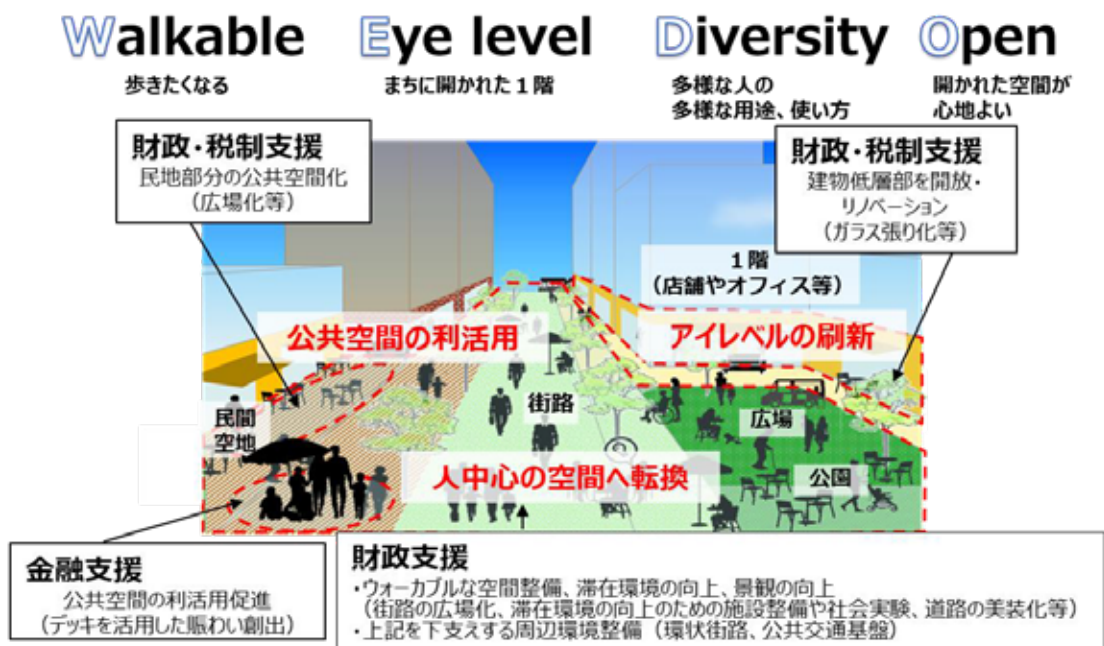


図 ウォーカブルな(居心地が良く歩きたくなる)まちのイメージ

[出典: 国土交通省資料]

基本方針2	計画的な都市施設等の維持管理、防災強化等による安全で、暮らしやすい都市づくり
特に関連するSDGsの目標	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div>

住み続けられる都市の実現を支える基本的な事項として、安全・安心で、暮らしやすい都市づくりが、すべての市民生活の基本であるとともに、最重要課題であると考えます。そのような考えから、計画的な都市施設等の維持管理、公共交通の利便性向上、防災対策の強化、遊休地等の有効活用などを通じ、暮らしやすい都市づくりを推進します。

計画的な都市施設等の維持管理	長寿命化をベースとした公園・緑地の整備、水道・下水道設備等の計画的なメンテナンスや日常管理の実施、幹線道路や生活道路の整備等を通じて、住みやすい地域の実現に努めます。
公共交通の利便性向上	市内全域で高齢化率が上昇していくことを見据え、市民の生活の足を確保するために、公共交通の利便性向上に向けた取り組みの推進に努めます。
防災対策の強化	治水・治山などの防災対策強化、避難所・避難路の整備、防災情報の周知体制の強化等、防災対策の強化・推進に努めます。
遊休地等の有効活用	遊休地、空き家・空き地などの未利用地においては、土地の有効活用を図ります。



写真 空き家の活用(みんなの縁側王丸屋)

基本方針3	地域資源を活用した産業の育成や雇用の創出、観光振興の基盤となる都市づくり
特に関連するSDGsの目標	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div>

持続可能な都市づくりの実現には、農林水産業の振興や、地産地消の推進、事業承継、共通価値創造による事業育成、企業誘致等による雇用の創出や、観光振興による賑わいづくりを図っていくことが重要です。そのような考えから、地域資源を活用した産業の育成や雇用の創出、既存の観光施設を有効活用する等の観光振興の基盤となる都市づくりを推進します。

地域産業を活用した産業の育成や雇用の創出	農林水産業の振興や、地産地消の推進、工業団地等の整備による新たな企業立地の推進等を通じ、産業の育成や、雇用の創出につながる都市づくりに努めます。
観光振興	時代のトレンドや社会情勢の変化等を踏まえた、既存の観光施設の有効活用や活性化を通じ、観光施設の利用者数の増加につながる都市づくりに努めます。

基本方針4	自然と共存した都市づくり
特に関連するSDGsの目標	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>15 陸の豊かさを守ろう</p> </div> </div>

本市は、有明海、菊池川、小岱山、金峰山系の山々、そこに生息する多様な生態系などの豊かな自然環境に恵まれ、それらは住む人々により育まれてきました。今後も、地域に誇りを持ち、自然への思いやりを大切に、豊かな自然環境をしっかりと後世に受け継いでいくことが重要です。そのような考えから、引き続き、自然と共存した都市づくりを推進します。

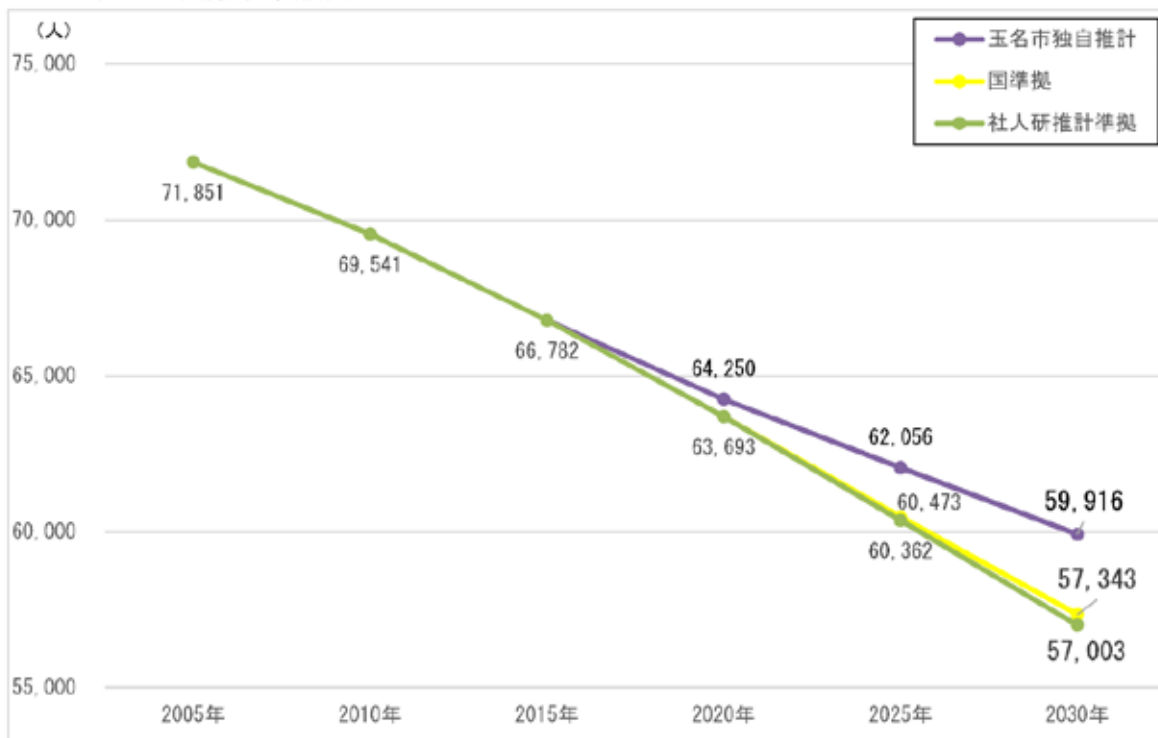
豊かな自然環境の保全	小岱山、金峰山系の山々、菊池川、有明海などの豊かな自然環境の保全に努めます。
-------------------	--

3 人口の将来展望

玉名市人口ビジョン(令和2年3月)における「玉名市人口の目標」を踏まえ、2030年に人口規模60,000人を将来展望人口と設定します。

この人口目標の達成のために、本市における「まちの創生」、「ひとの創生」、「しごとの創生」を関係機関と連携し、一体的に取り組み、持続可能な都市づくりを進めることで、移住や定住を促し、誰ひとり取り残さない地域社会の実現を目指します。

玉名市独自の人口推計、国の長期ビジョンに準拠した玉名市人口推計、社人研による玉名市人口推計
(2015年までは国勢調査実績値)



2030年における社人研推計人口57,003人と玉名市の独自推計人口59,916人には約3,000人の差があり、国の長期ビジョンに準拠した推計人口57,343人とは約2,600人、また、熊本県のビジョンに基づく推計60,541人(グラフ未掲載)とは625人の差となっている。今後各種施策の取り組みの強化や外国人の増加傾向を踏まえ目標を次のとおり設定する。

玉名市人口の目標	2030年に人口規模60,000人の維持
----------	----------------------

出典:玉名市人口ビジョン(令和2年3月)

第3章 将来都市構造

1 将来都市構造とは

都市構造は、都市機能配置の概念を示すものであり、都市づくりの方針を実現するため、現在の土地利用や自然環境の骨格をベースに、将来像や主要なプロジェクトを考慮して設定します。

1.1 都市構造の現状と課題

本市は、北部の小岱山、東部の金峰山系の山々、南北に貫く菊池川、その菊池川が育む広大な平野、南部の有明海と、恵まれた自然環境に包まれた「やま・まち・さと・うみ」により構成されています。

また、本市市街地は、県道寺田岱明線沿道に東西方向に拡散し、交通動線としての道路は、南北方向の配置が脆弱な状況にあり、今後は、市民の生活利便性を高め、より便利で快適に生活できる環境を形成するために、全市を一体的に捉えたまちづくりが求められています。

1.2 都市構造の基本的な捉え方（ゾーンと拠点、軸の考え方）

本市の「やま・まち・さと・うみ」の個性と魅力を活かし、目指すべき都市像を踏まえ、将来の都市形成の基本的構成を「ゾーン」としてとらえ、それぞれの位置づけを示します。

また、集約型の都市構造を実現し、拠点性を備えた核となる地域とそれを取り巻く地域が特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展を目指した都市づくりを行うため、「拠点」を位置づけ、それぞれの特徴を示します。

さらには、それぞれの拠点が効果的に連携し、市域の一体的発展が図られるよう「都市軸」を設定します。

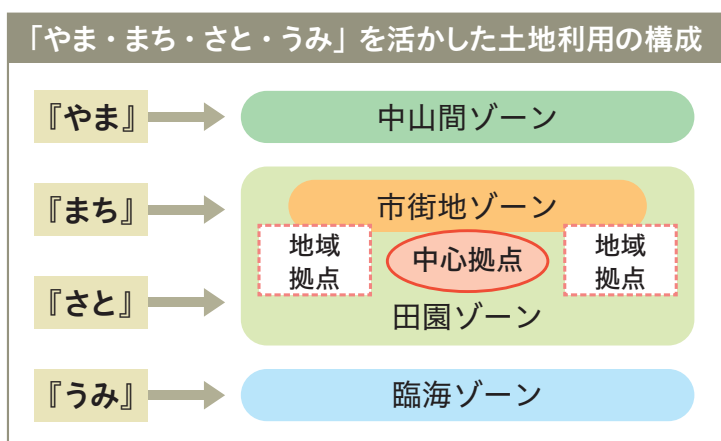


図 将来都市構造の基本イメージ

2 ゾーン区分（土地利用構成）

〔市街地ゾーン〕

国道 208 号と JR 鹿児島本線に囲まれた区域ならびに県道長洲玉名線沿いの区域は、本市の中心的な市街地を形成すべきゾーンであり、住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務などの都市的機能の整備を重点的に進める「市街地ゾーン」として位置づけます。

特に、玉名駅周辺や、玉名市役所本庁舎周辺、旧玉名市役所周辺、新玉名駅周辺については、市民生活を支える各種公共・公益サービスが集積した本市の「中心拠点」及び「交通拠点」として、各種機能の維持・集積・強化を図ります。



写真 玉名市役所本庁舎

〔田園ゾーン〕

市街地ゾーン周辺の農地については、「田園ゾーン」として位置づけ、本市の基幹産業である農業の振興を進めると同時に、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与している区域として保全を図りながら、「市街地ゾーン」へのアクセス性・生活利便性を高めます。

〔中山間ゾーン〕

本市北部の小岱山、東部の金峰山系の山間部については、豊かな自然資源や歴史的資産の宝庫であるとともに、特に天水地区における熊ノ岳・三ノ岳の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地です。

また、水源のかん養※、地球温暖化防止など多面的機能を有することから、森林の多面的機能を活かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進める「中山間ゾーン」として位置づけます。

「中山間ゾーン」は、現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。



写真 天水地区丘陵地

〔臨海ゾーン〕

本市南部の有明海沿岸部については、有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進める「臨海ゾーン」として位置づけ、漁場の保全と整備を進め、海苔やアサリなどの水産業の振興を推進する場としての活用を図ります。さらに、地域団体と連携し、有明海の景観を活かしたレクリエーションや観光漁業などの振興につなげます。

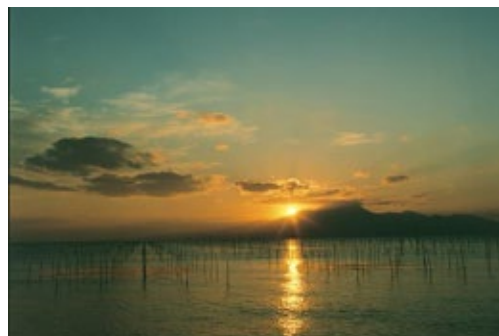


写真 有明海の風景

3 都市拠点

〔中心拠点〕

中心拠点とは、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、玉名市役所本庁舎周辺、既存の商店街、旧玉名市役所周辺を併せた一帯を位置づけます。公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信など、積極的な都市機能の誘導等を進め、中心拠点としての求心力向上に努めます。

〔地域拠点〕

地域拠点とは、各地域で市民生活を支える機能や施設が集積している場所として、各地域の中心地として住民サービスを担ってきた岱明支所周辺、横島支所周辺、天水支所周辺を位置づけます。地域拠点は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動の拠点として、周辺の公共公益施設の集約化や、生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。

〔交通拠点〕

交通拠点とは、九州新幹線や JR 鹿児島本線、高速道路などの広域交通ネットワーク、幹線道路、バス路線などの地域交通網の結節点として、また、様々な交流活動の中心として、本市の玄関口である新玉名駅周辺及び玉名駅周辺を中心とした各エリアを位置づけます。

新玉名駅周辺については、新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、周辺の土地利用との調和を図るとともに、適正な機能の誘導に努めます。

玉名駅周辺については、交通結節点としての機能向上を図ると同時に、アクセス性の向上を図ります。



写真 新玉名駅周辺の様子

〔観光拠点〕

観光拠点とは、本市の観光地の中心となる場所として、由緒ある玉名温泉街や小天温泉を中心とした地域を位置づけ、風情ある街並みなどの醸成に努めつつ、文化遺産の保存・活用や、地域の観光施設や文化遺産を案内できる人材の育成を進め、魅力的な観光空間の形成を図ります。

〔交流拠点〕

交流拠点とは、市内外の人が集い交流する場や、豊かな自然とのふれあいの場として、「蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園」、「鍋松原海岸」などを位置づけます。市民の憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場としてさらなる交流機能の維持・向上を図ります。



写真 蛇ヶ谷公園の桜

4 都市軸

〔広域連携軸〕

九州新幹線及び鹿児島本線をはじめ、九州縦貫自動車道(菊水インターチェンジが近接)、国道 208 号(荒尾-玉名-熊本(北区))、国道 501 号(長洲-玉名-熊本(西区))、県道玉名立花線～玉名山鹿線(玉名-山鹿)、県道熊本玉名線(玉名-熊本(中央区))などの路線については、本市はもとより、県北地域をはじめ、九州圏における交通の「広域連携軸」の一部を形成しており、物流や都市間交流を支える基盤として、さらなる活用を図ります。

また、新たな広域連携軸として、熊本県と佐賀・長崎県とを結ぶ有明海沿岸道路の整備や有明海沿岸連絡道路の検討が進められており、さらなる連携の広がり強化が期待されます。有明海沿岸道路(Ⅱ期)である熊本市～大牟田市間の早期完成に向け、国直轄による全線整備を要望するとともに、長洲町～大牟田市間・有明海沿岸連絡道路の早期着工に努め、これに向けた連携を深めます。

〔街なか連携軸〕

市内の主要な各路線(県道、市道)を「街なか連携軸」として位置づけ、市内の主要な公共施設などを結び、市全域から「中心拠点」へのアクセス利便性を高める主要道路として、関係機関との連携を図りながら交通利便性・安全性の向上に向けた取り組みを推進します。

また、高齢化社会や脱炭素化社会の構築を視野に入れ、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに、安全安心に歩ける道づくりを進めます。

〔環境軸〕

菊池川などの河川空間は、市民にとっても貴重な自然空間であり、市街地中心部の緑地帯及び憩いの場となっています。また、本市の都市構造においても、北部の山間部から、田園ゾーン、市街地ゾーンを流れ、有明海に注ぐ、本市南北を貫く重要な軸でもあります。

そこで、「環境軸」として位置づけ、浸水などの災害に備えた河川改修を促進するとともに、生態系に配慮した多自然川づくりを推進し、生態系に十分配慮した環境共生の取り組みや、豊かな市民生活の実現や健康増進に向けた憩いの場として積極的な活用を図ります。



写真「菊池川の日」イベントの様子

第4章 分野別まちづくり方針

1 土地利用に関する方針

1.1 土地利用の基本方針

本市の土地利用の方針は、将来都市構造のゾーン区分(土地利用構成)と都市拠点の方針に基づき、各土地利用ゾーンの魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。

特に、「市街地ゾーン」については、本市の中心地の形成と将来的な土地利用の展開を考慮した効率的な市街地を形成するために、宅地利用の段階構成を設定するなどそれぞれの地域特性に応じた土地利用方針を設定します。

なお、これらの土地利用を適切に規制・誘導するために、都市計画区域の再編及び用途地域の見直しなどを行います。

1.2 都市計画による土地利用形成の誘導方針

(1) 都市計画区域の再編

都市計画区域は、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形を踏まえ、一体の都市として土地利用の規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業などを行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域です。そこで、都市計画区域外となっている三ツ川地区、横島地区、天水地区においては、今後、地域の実情などに配慮しながら、一体の都市を目指し、都市計画区域のあり方について、適宜、検討を行います。



図一 本市の都市計画区域指定状況

※ 赤枠が都市計画区域。三ツ川地区、横島地区、天水地区は都市計画区域外

(2) 用途地域の指定見直し

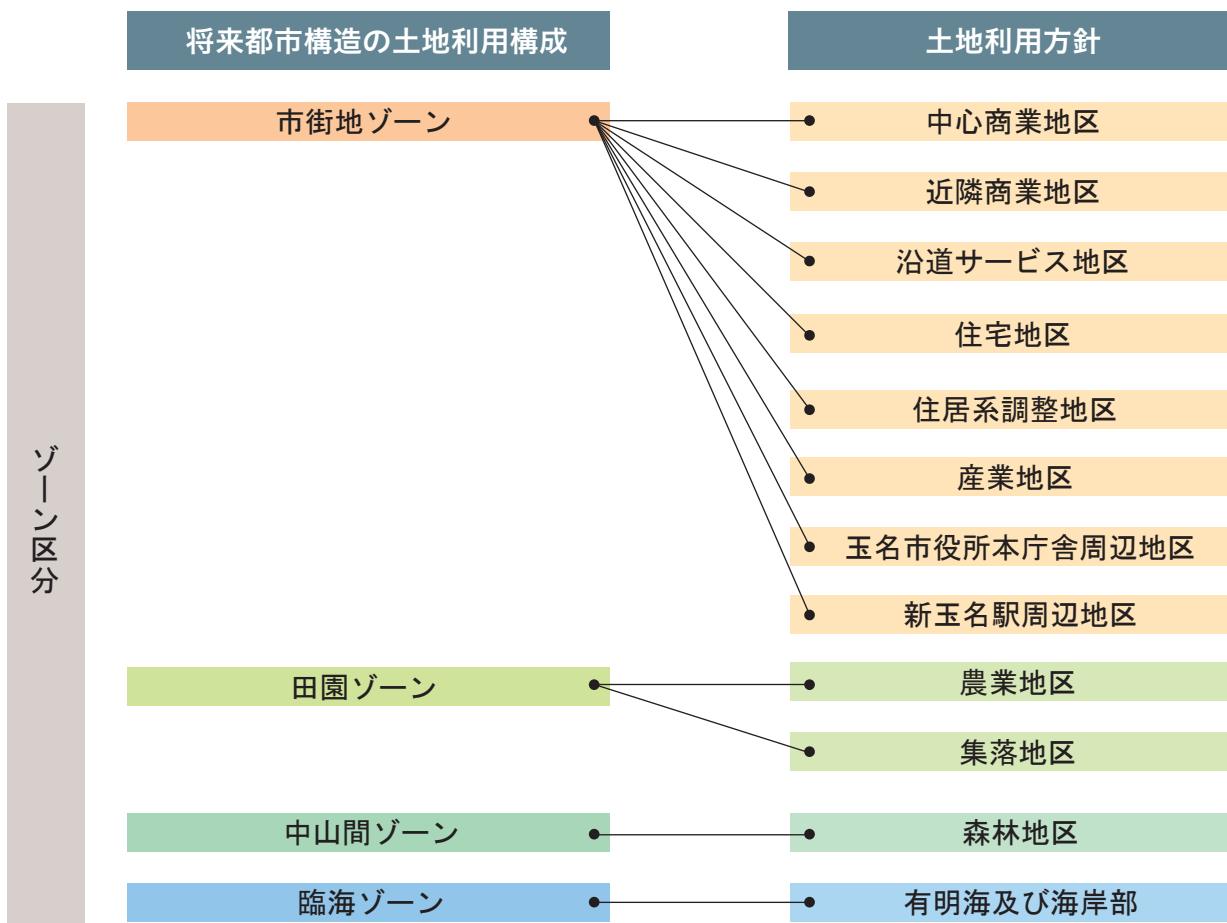
将来都市構造図で示した玉名市役所本庁舎周辺、既存の商店街、旧玉名市役所周辺、新玉名駅などが立地する「中心拠点」及び「交通拠点」においては、県北地域の発展を主導するエリアとして、広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実を図るため、計画的な都市空間形成を推進します。

用途地域内(約 854.0ha)の 24.6%を占める自然的土地利用については、本市の居住エリアとしての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設(都市計画道路、上下水道など)整備を推進します。また、用途地域内において用途混在の市街化が進行しているエリアについては、適正な用途地域への変更について検討します。

そのほか、社会情勢や都市構造の変化などを踏まえて、土地利用の適正化を図るため、適宜、用途地域の指定見直しの検討を行います。

1.3 ゾーン区分(土地利用構成)に基づいた土地利用方針の設定

土地利用方針については、下記のとおり、将来都市構造のゾーン区分(土地利用構成)に基づき、それぞれの地区ごとに設定します。



1. 4 土地利用の具体的方針

(1) 主に「市街地ゾーン」を構成する土地利用方針

〔中心商業地区〕

- 旧玉名市役所周辺においては、便利でにぎわいのある市街地の形成に努めます。
- 玉名駅周辺においては、交通結節点としての機能向上を図ります。
- 公共施設跡地などの大規模空間地や市街地に点在する遊休地、空き家・空き地などの未利用地においては、土地の有効活用を図ります。

〔近隣商業地区〕

- 玉名駅から西部商店街を經由し国道 208 号を結ぶ県道玉名停車場立願寺線沿道については、新玉名駅周辺等整備や公立玉名中央病院跡地活用等と連携し、利便性が高く、魅力ある商業地の形成と、良好な街並み景観の形成を目指します。

〔沿道サービス地区〕

- 県道寺田岱明線沿道においては、都市機能誘導区域内にロードサイド型の商業施設(量販店・飲食店など)の秩序ある立地を誘導し、にぎわいのある拠点形成を図っていきます。

〔住宅地区〕

- 中心商業地区、近隣商業地区、沿道サービス地区以外の既成市街地は、住居系土地利用を主とし、中でも、中心商業地区に隣接した地区や幹線道路沿道の地区については、位置的な利便性を活かし、中密度住宅地を誘導・配置し、比較的密度の高い市街地形態を維持します。
- 上記以外の地区については、低密度住宅地を配置し、良好な居住環境の維持・誘導を図ります。
- 中心商業地区、近隣商業地区においても、商業・業務などの高次都市機能に居住機能を加えた複合的な土地利用を誘導し、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図ります。
- 住宅地区内において、自然的土地利用が残存するエリアについては、本市の住宅地区としての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設(都市計画道路、上下水道など)整備を推進します。
- 関係機関と連携し、地震や災害に強い住宅や、環境性能の高い住宅整備に向けた支援策を検討し、移住・定住促進に繋がります。
- 遊休地、空き家・空き地などの未利用地においては、土地の有効活用を図り、暮らしやすい都市づくりを推進します。

〔住居系調整地区〕

○国道208号沿道の住宅地区に隣接する用途地域を指定していない地区は、無秩序な宅地化を抑制し、周辺の住宅地区との調和を図りながら、適正な誘導施策について検討を行います。

〔産業地区〕

○県道寺田岱明線沿道において、既に工場が立地している地区については、隣接する農業地区との共存に留意しつつ、本市における産業立地を促進する場所として、さらには、雇用の維持・創出を図る地区として、引き続き、周辺環境と調和した工業系の操業環境の維持に努めます。本地区内に遊休地が生じているところがあるため、更なる企業立地の促進を図っていきます。

〔玉名市役所本庁舎周辺地区〕

○玉名市役所本庁舎周辺地区については、歴史博物館こころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化を引き続き図っていきます。

〔新玉名駅周辺地区〕

○新玉名駅周辺地区については、新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、『田園風景にたたくむ県北玉名のゲートタウン』の実現を目指し、周辺の土地利用との調和を図るとともに、適正な機能の誘導に努めます。

（2）主に「田園ゾーン」を構成する土地利用方針

〔農業地区〕

○本市市街地外縁部の菊池川河口付近に広がる干拓により形成された田園地帯は、稲作や施設園芸が盛んで重要な農業生産基盤であるほか、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与しています。農業地区として、引き続き保全に努めます。

○耕作放棄地[※]については、担い手確保や経営環境の改善・充実と併せ、自然景観と調和した農地景観の形成と農地としての利用を促進します。

○農業地区は基本的に農用地区域[※]に指定されているため、農地と宅地の混在を抑制し、計画的な農地の保全に努めます。

〔集落地区〕

○都市計画区域内の用途地域を指定していない既存集落などについては、環境の維持・保全に努めるため、地区計画制度の適用、特定用途制限地域[※]の指定、建築形態規制制度[※]の活用などを検討します。

○その他農業地区内に形成される集落地については、各集落の歴史や文化、現在の集落形態などの地域特性に配慮しつつ、農地の保全との調和を図りながら、引き続き、住環境の維持・向上に努めます。

○集落地区は、交通アクセスが弱い地区でもあるため、引き続き、利用者のニーズに応じて、中心地へのアクセス利便性の向上に向けた取り組みを進めることにより、一体的な生活圏の形成に努めます。

（３）主に「中山間ゾーン」を構成する土地利用方針

〔森林地区〕

○本市北部の小岱山に連なる丘陵地は、良好な自然環境であり、市街地の背景(借景)となる景観要素でもあります。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。

○有明海を望む天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地であることから、今後も、生産活動の維持や丘陵地の環境保全に努めます。

○森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有しており、生活とも深く関わっていることから、その保全に努めます。

○土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域[※]が部分的に指定されていることから、今後も引き続き、原因対策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。

（４）主に「臨海ゾーン」を構成する土地利用方針

〔有明海及び海岸部〕

○安全で安心な水産物の提供ができる漁業環境の再生に向けて、河川環境や生活排水対策、水循環を考慮した総合的な水産資源の保全に努めます。

○鍋松原海岸では、今後も、地域団体と連携し、有明海の景観を活かしたレクリエーションや観光漁業などの振興につなげます。



写真 有明海での海岸清掃の様子

【土地利用方針図】



2 拠点形成に関する方針

2.1 拠点形成の基本方針

都市を取り巻く社会経済情勢が変化し、市街地整備・開発の重点が住環境改善や商業活性化といった再生・拡充型にシフトしている状況を踏まえ、既成市街地を活かした拠点集約・機能連携による集約型都市構造の構築を基本とした拠点形成を推進します。

また、各拠点の機能的役割や地域の歴史・文化の継承に配慮し、地域の資源や特徴を活かした整備に努めます。

2.2 拠点形成の具体的方針

(1) 中心拠点

中心拠点として位置づける「旧玉名市役所周辺」、「玉名市役所本庁舎周辺」、「既存の商店街」においては、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成(再生)を図ります。

(2) 地域拠点

地域拠点として位置づける「岱明支所周辺」、「横島支所周辺」、「天水支所周辺」においては、市民生活を支える機能や施設が集積している場所であり、それら機能・施設の維持・向上を図ります。

(3) 交通拠点

交通拠点として位置づける「新玉名駅周辺」及び「玉名駅周辺」においては、市内外の交通結節機能[※]の中心として、さらには、本市の玄関口として、各種機能・施設の維持・向上を図ります。

(4) 観光拠点

観光拠点として位置づける「玉名温泉」や夏目漱石ゆかりの「小天温泉」などにおいては、風情ある街並みづくりの醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を目指します。

(5) 交流拠点

交流拠点として位置づける「蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園」、「鍋松原海岸」などにおいては、人や自然との交流の場として、また様々な情報交流の場として、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。

3 都市施設整備に関する方針

3.1 都市施設等整備の基本方針

都市施設等は、道路・交通のほか、公園・緑地、河川、上下水道などで構成され、市民の生活はもとより、多様な活動を支える重要な役割を果たしています。

都市軸として機能を有する道路の整備にあたっては、道路の役割を明確にして、機能性の高い交通網の形成を推進します。また、老朽化した道路については、計画的な改修、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。

道路と連携する交通に関しては、公共交通空白地域の解消や乗り継ぎ利便性の向上等、住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を進めるなど、生活に密着した利便性の高い交通の確保に努めます。

市民生活に安らぎや潤いをもたらす公園・緑地の整備にあたっては、現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施するとともに、地域住民が参画して公園の再整備を進め、市民の協力による地域に密着した公園を目指した取り組みに努めます。

河川の整備にあたっては、河川管理者と地域住民との協働により、親水空間やレクリエーション空間の創出に向けた取り組みを進めるとともに、浸水被害の軽減に向けて、県や市が一体となった河川改修等、各種取り組みを進めます。また、市民の水質浄化意識の向上、美しい自然景観の保全・創出に努めます。

上下水道の整備にあたっては、安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、安全で良質な水の安定供給に努めます。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に努めます。



写真 地域の花づくり活動



写真 生活道路の改良工事



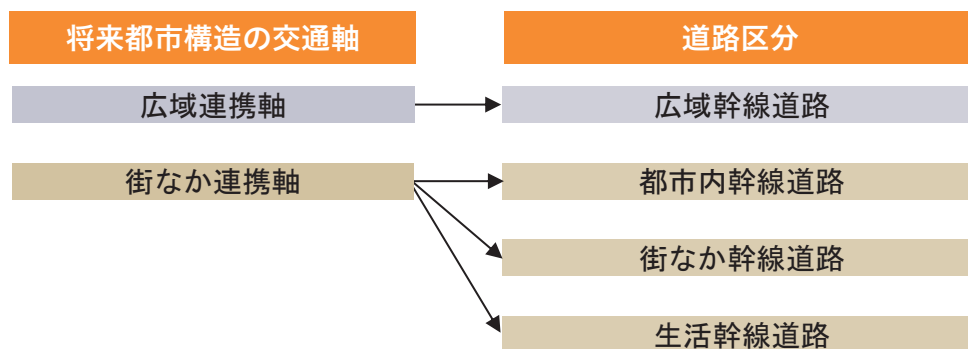
写真 油漏れ防止ネット

3. 2 道路・交通に関する整備方針

(1) 道路

道路の整備にあたっては、本市はもとより、県北地域をはじめ、九州圏における物流や都市間交流を支える基盤としての「広域連携軸」(広域幹線道路)、市内の主要な公共施設などを結び、市全域から「中心拠点」へのアクセス利便性を高める主要道路としての「街なか連携軸」(都市内幹線道路、街なか幹線道路、生活幹線道路)など、道路の役割を明確にして、利便性の高い交通網の形成を推進します。

老朽化した道路については、計画的な改修を進めるとともに、道路橋や小規模付属物等については長寿命化計画に基づき、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。また、街路樹については、都市緑化と財政の健全化の両立を図りながら、適正な維持管理に努めます。



[広域的な交流・連携に向けた道路整備—広域幹線道路—]

- 玉名市と近隣市町を連絡する広域ネットワーク道路として、国道 208 号(荒尾-玉名-熊本(北区))、国道 501 号(長洲-玉名-熊本(西区))、県道玉名立花線～玉名山鹿線(玉名-山鹿)、県道熊本玉名線(玉名-熊本(中央区))を広域幹線道路として位置づけます。市域や行政圏といった都市圏をこえた広域的圏域における機能連携等に向け、引き続き、各道路管理者と連携し、維持管理や整備を進めていきます。
- 新たな広域連携軸である有明海沿岸道路及び有明海沿岸連絡道路により佐賀・長崎県との県域をこえた連携や熊本県内の交通ネットワークが強化されます。有明海沿岸道路(Ⅱ期)である熊本市～大牟田市間の早期完成に向け、国直轄による全線整備を要望するとともに、長洲町～大牟田市間の早期着工に努め、これに向けた連携を深めます。

[地域間の交流・連携に向けた道路整備—都市内幹線道路—]

- 広域幹線道路や主要な拠点、交通結節点を結ぶ道路として都市内幹線道路を整備し、都市機能の拡充を進めます。
- 有明海沿岸道路の整備に合わせて、有明海沿岸道路から玉名市中心拠点への車の流動を視野に入れた交通網を整備します。

- 県道寺田岱明線から玉名駅を跨ぎ、市道中小野尻線・農免農道北牟田尾田線を通り、県道熊本玉名線と接続する都市内幹線道路を新たに整備し、県道寺田岱明線高瀬大橋付近で発生する慢性的な交通渋滞の緩和、横島・天水地区から玉名市中心拠点までの移動時間の短縮、玉名駅下町線の交通量の減少を図ります。また、既設の県道玉名停車場立願寺線と合わせて、県道熊本玉名線から国道208号までの縦断ルートを確立します。
- 国道501号と国道208号を連絡する道路網の整備を検討し、都市計画道路築地中線・玉名駅平嶋線・前田東線の整備を進めます。
- 市内の観光資源のネットワーク化や人・モノの交流を促進するため、広域幹線道路を補完する路線の整備を促進していきます。

〔都市拠点形成に向けた道路整備―街なか幹線道路―〕

- 街なか幹線道路については、都市の将来像を見据え、時代のニーズに沿った道路計画を推進し、規模、区域の見直し、廃止の検討を行います。
- 高齢化社会や脱炭素化社会の構築を視野に入れ、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに安全安心に歩ける道づくりを進めます。
- 将来的な人口減を加味し、安全な歩行空間を確保するとともに、道路規格の小規模化を推進します。
- ユニバーサルデザインの推進のため、段差・起伏の解消や、安全な歩行空間の確保、ベンチ整備等を推進します。

〔人にやさしい生活道路網の整備―生活幹線道路など―〕

- 通学路など市民生活に最も密着し市域内の交通ネットワークを担う生活道路網は、公共交通や自転車等を利用しやすい環境を整備するために、舗装、新設・改良、側溝改良などの計画的な整備を図ります。
- 玉名温泉街や高瀬商店街では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、高齢者・障がい者などすべての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努めます。
- 歩けるまち・自転車で過ごせるまちの推進に向けて、歩行者・自転車ネットワークを確立する等、アクセシビリティ・利便性の向上を図ります。

（2）交通

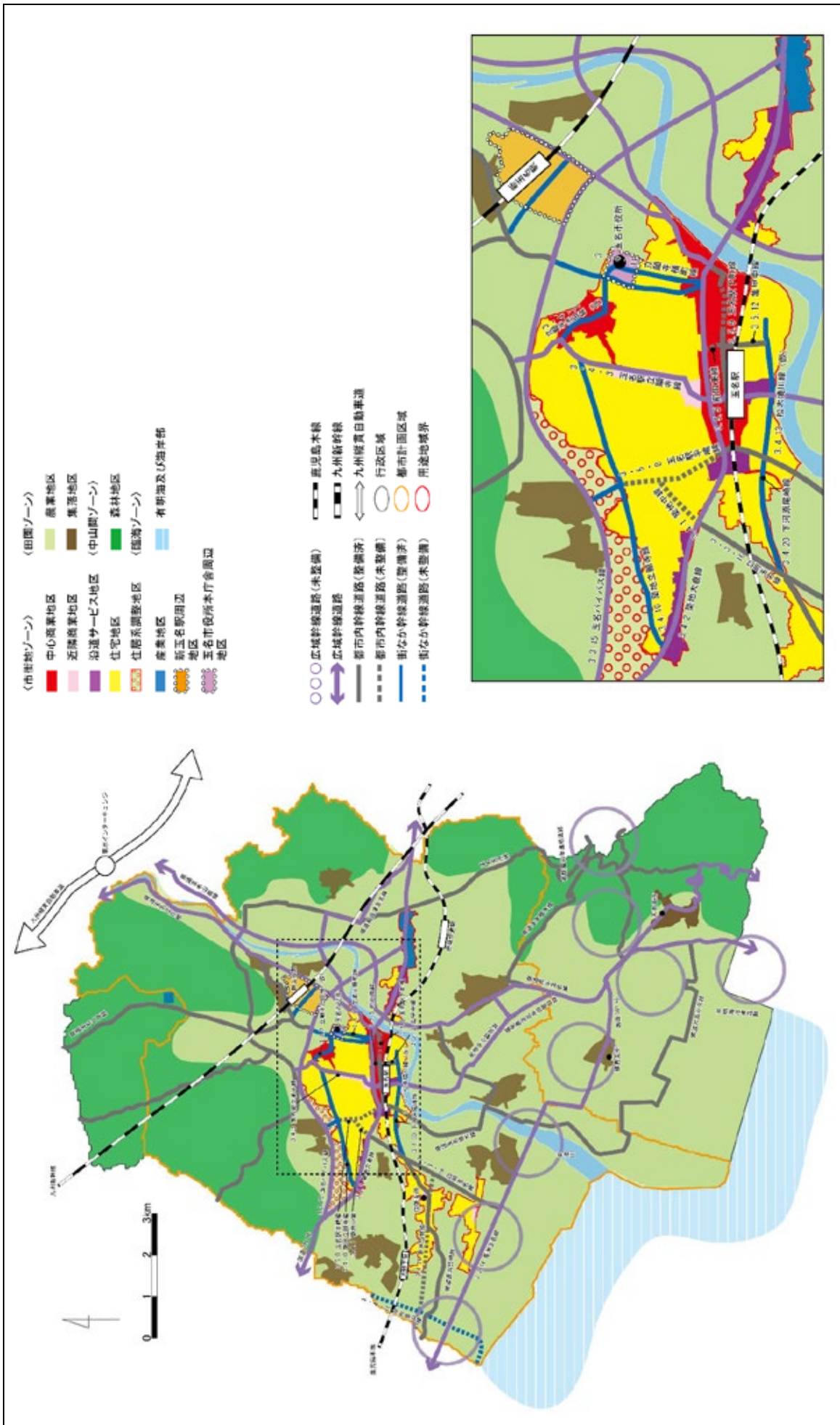
〔利便性の高い生活の足の確保―各種公共交通（バス、鉄道、乗合タクシーなど）―〕

- 地域公共交通の柱となる路線バスについては、市の中心部と周辺市町を結ぶ広域基幹バス路線への需要の集約、既存路線の再編・充実、定時性の維持、車両・施設のバリアフリー※化などによって利用促進を図るとともに、JRや他の交通機関との乗り継ぎ利便性の向上に努めます。
- 郊外の集落などを結ぶ路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域においては、引き続き、高齢化が進む地域性や地域住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を進めます。



写真 予約制乗合タクシー

【道路・交通施設配置構想図】



3.3 公園・緑地に関する整備方針

公園・緑地は、市民生活に安らぎや潤いをもたらす都市環境の向上に資する大切な施設であることから、今後とも現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施します。また、花と緑があふれるまちづくりを目指すため、小・中学校や各種団体による活動を支援・推進するとともに、これを継承していく人材の育成を支援します。

さらに、地域の身近な公園・緑地や広場などについては、それぞれの地域のニーズにあった利用を促進するため、地域住民が参画して公園の再整備を進めるとともに、市民ボランティアや地域活動による定期的な清掃活動など、市民の協力による地域に密着した公園を目指した維持管理活動を促進します。

その他、以下の整備方針に基づき、対応を進めます。

- 密集市街地においては、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペース※の配置に向けて、関係者や地域住民との協議のもと、適正配置に努めます。
- 「玉名市地域防災計画」において、指定緊急避難場所として位置づけている都市公園などについては、防災機能や避難所機能など災害時の活動拠点として必要な災害応急対策施設の整備を図ります。
- 「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園利用者の安全を確保するとともに、利用促進を図るため、老朽化した公園施設は再整備を図ります。高齢化が進む中、公園を活用した健康推進施設の充実を図り、長寿社会に対応した公園づくりを目指します。
- 農地については、市街地近郊の緑地空間と位置づけ、営農環境の向上に併せて、農地の保全・活用を図ります。
- 山間部の集落地などについては、開発の際に、地域コミュニティ活動の場の確保及び防災への対応（避難施設と連携した公園・広場などの確保）を考慮して、適宜、広場などを整備するよう促していきます。その際、森林との一体的活用等を考慮して配置します。
- 市街地内の社寺林や河川緑地などを活用して、市街地内に豊かな緑地空間を確保していきます。とくに河川緑地については、現在、一部において、地域住民等との協働での美化活動及び利活用が行われており、今後もこのような形で地域住民等との協働のもと、一層の魅力化を目指します。



写真 学校・家庭・地域で取り組む花壇づくり

3. 4 河川・上下水道に関する整備方針

(1) 河川

菊池川やその他の県が管理する主要な河川では、流域に応じた計画規模を目標として整備を推進します。その他、以下の整備方針に基づき、対応を進めます。

- 「菊池川水系流域治水プロジェクト」に基づき、浸水被害の軽減を図るため、水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫を進めます。
- 市内を流れる河川は、市民にとっての貴重な自然空間でもあることから、生態系に配慮し、美しい自然景観の保全・創出を目的とした「多自然型の川づくり」を進めていきます。
- 本市が加盟する「菊池川流域同盟」において制定した、全国で初めてとなる流域市町村で統一した条例「河川を美しくする条例」に基づき、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、市民の水質浄化意識の向上に努めていきます。
- 市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川の環境保全を推進します。

(2) 上下水道

市街地・集落における安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めるとともに、供給施設の計画的な整備と効率化を推進します。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した処理施設の計画的な整備を推進します。

〔上水道〕

- 市民に対し安全で良質の水を安定的に供給するため、老朽化した施設や配水管の更新を計画的に推進するとともに、運転管理や維持管理体制の効率化を目指します。

〔下水道〕

- 本市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「浄化槽整備事業」により進めていますが、衛生的な住環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全のためにも下水道事業の推進を図ります。
- 「公共下水道整備計画」に掲げる目標達成を図るため、計画区域内の整備を実施し、早期完了を目指します。
- 下水道管渠整備については、最適な手法により実施します。
- 新玉名駅周辺の公共下水道整備については、新玉名駅周辺の道路整備等に伴い、下水道整備を行います。
- 個人設置型浄化槽の設置に対する補助金の交付や、公共浄化槽の整備を、引き続き、推進します。
- 横島地区、天水地区の「農業集落排水事業」は、経年劣化による機能低下が懸念される汚水処理場などの改修を実施し、機能の維持・強化を図ります。

4 自然環境保全に関する方針

4.1 自然環境保全の基本方針

本市では、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けていますが、近年、不法投棄などの廃棄物による環境汚染が自然界の浄化作用や生態系に大きな影響を及ぼしています。

そこで、かけがえのない豊かな自然を市民の財産として後世に残していくため、治山・治水事業を進め、河川・海域の水質浄化を図るとともに、菊池川流域同盟と連携して、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努めます。

また、近年、世界的に頻発する異常気象は、地球温暖化が原因といわれています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、今後も、家庭、地域、学校、企業、行政などで互いに連携してその対策に取り組むことが求められています。

そこで、市民一人ひとりの意識と活動によって環境にやさしいまちづくりを市民全体の取り組みとして発展できるように、子どもへの環境教育、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進するとともに、地球温暖化防止や土壌、大気、水質などの汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全意識の向上に努めます。

4.2 自然環境保全の具体的方針

(1) 山間部・丘陵地の保全・活用

- 本市の森林は、放置林が多く基幹的な林業が少ない状況にあり、山砂採取などの林地開発が見受けられます。そこで、景観保全、地下水かん養などの面から開発との調和を図りながら自然環境の保全に努めます。
- 小岱山に連なる丘陵地や金峰山系の山々は、貯水機能や生態系の維持などの公益的役割を担っています。引き続き、これらの公益的機能の維持・向上を図ります。
- 関係機関と連携して山間部などにおける廃棄物の不法投棄の監視を徹底するなど、本市の豊かな自然環境の保護に努めます。
- 生活形態・産業構造の変化、人口減少・超高齢社会の到来に伴い維持が困難となっている里山の環境保全に向け、一般市民や企業などが参加する維持・管理の取り組みを検討します。

(2) 河川の保全・活用

- 市民の水質浄化意識の向上を図るため、「菊池川流域同盟」の諸活動(水質調査、清掃事業、廃油石けんの普及・啓発、子どもへの環境学習を取り入れたイベントなど)を、引き続き、積極的に実施します。
- 市民への生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川の環境保全を推進します。
- 治水事業における河川改修にあたっては、自然保護、環境保護のための十分な配慮のもとに実施していきます。

（３）市民の環境保全意識の向上に向けた施策

- 地球温暖化防止のため、平成31年度から第2次玉名市環境基本計画に基づき、各種取り組みの実施や市民から評価をいただく運用を行い、市民への啓発へつなげています。引き続き、このような形で、市民一人ひとりが地球温暖化防止の意識を深めるための啓発に努めます。
- 市民一人ひとりの環境保全意識の向上が快適な生活環境の確保につながることから、地域や学校への環境学習の出前講座を実施するとともに、家庭などにおけるグリーン購入[※]やリサイクル活動の推進を通じて環境保全意識の向上に努めます。
- 子どもたちが、早い機会から環境保全について関心を持ち、日常生活の中でエコライフ活動の大切さを体験し理解できるように、保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習やリサイクル活動、環境美化活動を推進します。
- 持続可能な都市づくりのため、令和3年、本市と専修大学玉名高等学校との間で、SDGs(持続可能な開発目標)の目標達成に向けた人材育成推進に関するパートナーシップ協定を締結しています。このような形で、地域との連携のもと、SDGs 達成に向けた取り組みを、引き続き、推進・拡大していきます。
- 様々な公害に対する情報把握に努めるとともに、市民の不安を解消し、苦情などの処理には迅速に対応します。
- 菊池川流域同盟による環境保全活動を、インターネットなどメディアで、全国へ情報発信します。



写真 高校生と地元住民との清掃活動の様子

5 景観形成に関する方針

5.1 景観形成の基本方針

本市には菊池川の恩恵を受け発展してきた農業や、菊池川の水運を活かして栄えた商業、良質な温泉、広大な干拓地、山の資源や丘陵地を活かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みや歴史に裏付けられた特徴的な景観がたくさんあります。

こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく、『味わい深い』魅力があり、本市の特徴、玉名らしさとなっています。

菊池川が育んだ本市の特徴的で玉名らしい景観の価値を高め、未来へつなぐため、市民が景観について興味や関心、問題意識をもって景観を『育て』、自信を持って、玉名の景観を『かたる』ことがとても大切です。

このことから、行政と市民が協働して、魅力的な景観を後世に引き継いでいくために景観形成、景観保全を推進します。

5.2 景観形成の具体的方針

(1) 『関わる』『感じる』景観まちづくり

○景観イベントの実施や大学との連携、眺望点の整理等を通じて、景観に関心・意欲のある市民、団体の景観まちづくり活動への参加を促進します。

(2) 『守る・育む』景観まちづくり

○小岱山や有明海をはじめ本市を貫く菊池川、また江戸時代からの干拓工事によって築かれた広大な農地など、豊かで美しい文化的景観や自然的景観を多数有していることから、これらの景観の保全を推進します。

○大規模建築物や太陽光発電施設は、施設自体が周辺の景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新規の立地にあたっては、それぞれの地域の景観に配慮するよう、一定のルールに基づいた立地を促進します。

(3) 『住みたくなる』『歩きたくなる』景観まちづくり

○玉名の景観を守り育むための行動・活動を、住みたくなる、歩きたくなるまちの創出につなげるため、歴史的な景観、まちなみの修景や、サイン整備を進めます。

○高瀬・裏川地区などの歴史的まちなみが残る地区や、周辺整備が予定されている新玉名駅周辺地区、主要な幹線道路沿道では、地区の歴史や風景を鑑みて、建物の形態、色彩、看板などに配慮したまちなみ景観の形成を推進します。

○さらなる修景整備や安全性の向上を図るべき路線については、併せて電線類の地中化を促進します。

(4) 『語ることができる』『訪れる』景観まちづくり

○景観・歴史を語り伝える人材の育成や景観資源・景観まちづくり等の情報発信を進め、市民が景観まちづくりに対して、一層、興味・関心・意欲を持てるように努めます。

6 安全・安心のまちづくりに関する方針

6.1 安全・安心のまちづくりの基本方針

近年発生した大地震、水害、高潮災害などにより、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている中、市民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、本市の地域性を踏まえた上で、各種災害に対する防災機能の強化、災害発生への人的対応力の強化など、だれもがどこでも安心して安全に暮らせる都市の実現に努めます。

また、今後も地球温暖化などによる台風の大型化、集中豪雨の多発、海面上昇などにより、防災施設の能力を超える洪水や高潮などが発生する恐れがあります。そこで、災害による被害をできるだけ最小限にとどめるため、平常時から防災戦略を立て、小中学校における防災教育や地域の防災意識の向上、自主防災組織の充実、防災情報の伝達・提供、避難体制の強化などを中心とした「減災」に向けた対策に取り組むなど、行政と市民、事業者などが一体となった災害に強いまちづくりの取り組みを計画的に推進します。

さらには、人口減少や少子・超高齢社会の到来によって一人暮らしのお年寄り世帯が増加し、過疎地や限界集落が発生する今後を踏まえ、犯罪や事故から市民を守り、また、生活インフラの維持に努め、安心して生活・都市活動を営むことができる社会の実現に向けたまちづくりを推進します。

6.2 安全・安心のまちづくりの具体的方針

(1) 各種災害に対する防災基盤の強化

- 自然災害と、それらが誘発する建物倒壊や火災などの都市災害は、完全に防ぐことは困難であり、被害拡大の阻止や災害規模の軽減に取り組む必要があります。そこで、被害の拡大抑制に向け、市内各地域の実情に応じた災害に強い都市施設整備を推進します。
- 多くの人々が訪れる市街地では、市民だけでなく観光客の避難も想定した防災対策が必要であり、大規模地震の発生に備え、建築物の耐震化や耐火・不燃化、老朽密集市街地の環境改善を促進するとともに、避難路や避難場所、延焼遮断帯[※]となる道路、公園などの整備、避難所や医療機関などへの緊急輸送道路(通行機能)の確保を推進します。
- 水害の多発地帯においては、市民の生命や財産の安全性を確保するとともに、水田などへの浸水被害の防止に努めるため、河川改修の推進や無秩序な市街化の抑制に努めます。
- 山間部などにおいては、土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されていることから、今後も引き続き原因対策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。
- 学校施設は、地域住民の緊急避難場所としての役割を担っていることから、老朽化した校舎などの改修や改築について年次計画に基づき整備を図っていきます。
- 熊本地震の経験・教訓を踏まえて、新たな課題に対応する必要が生じた地域においては、これまで以上にハード対策(防護施設の整備など)とソフト対策(災害発生の事前、直前、直後、事後の情報提供、あるいは避難場所などの整備、被害軽減のための仕組みや設備の整備など)の両面から都市防災への強化を行い、安全・安心な都市の形成を進めます。

（2）災害発生に備えた事前準備（復興事前準備）

- 危機管理意識の啓発は、市、防災関係機関、自主防災組織などとの連携を強化し、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 災害時における自主的な防災活動が重要であることから、自主防災組織のさらなる充実に努めるとともに、防災訓練などに市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。
- 平時からの防災意識の高揚を図るため、防災無線の整備や連絡体系の構築、ハザードマップ※などによる情報提供・防災知識の普及など、平常時から被害の未然防止や減災などの災害予防対策に取り組みます。
- 本市は観光を地域の主要産業として位置づけていることから、観光客など玉名市の地形(地図)情報に詳しくない来訪者でも迅速な危険回避行動をとることができるよう、ピクトグラム(絵文字、絵単語、サイン)を用いた情報案内板の設置など、誰もがわかりやすい情報提示に配慮します。
- 災害時の倒壊・延焼等の被害が懸念される区域については、道路整備や建築物の耐震化・難燃化等の安全性の向上に向けた取り組みを推進します。
- 大規模災害によって市街地が壊滅するような事態を想定し、復興まちづくりによって目指す都市の将来像や、形成していく都市構造を、次の視点を踏まえ、検討します。

【復興まちづくりにおける対応方針】

1. 大規模災害発生前より災害に強いまちづくりを行う
2. 将来を見据え、持続可能な集約型都市構造を形成する

（3）防犯環境の整備と地域の防犯力強化への取り組み

- 安全で安心な生活を営むことができるよう、行政区、学校、家庭、職場への広報活動を充実させ、地域防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化に努めます。
- 「玉名市空家等対策計画」に基づき、関係団体と連携し、市街地や集落の住宅街における死角や学校周辺をはじめとする危険箇所、防犯・防災上、危険性の高い空家等について把握するとともに、速やかな老朽危険空き家の除却を促進するための施策を状況に応じて検討していきます。また、対策が必要な場所については、行政区などの管理団体に防犯灯設置の補助制度の活用を働きかけるなど、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

(4) 交通安全の取り組み

- 市街地内や集落内の生活道路においては、車輻速度や通過交通の流入を抑制するとともに、交通量の多い幹線道路や通学路については、歩道を設置するなどして歩行者と車を分離し、安全な歩行空間と円滑な自動車走行空間の確保に努めます。
- 交通事故の危険性が高い場所については、警察署と連携して集中的な事故防止対策を実施するほか、高齢者や観光客などの歩行者が多い温泉街や商店街、住宅密集地においては、車輻速度を抑制する道路構造の工夫と通過交通を発生させない交通規制の手法を組み合わせるなど、「人」の視点に立った交通安全対策を、引き続き、推進していきます。

(5) 地域コミュニティ維持への取り組み

- 人口減少と少子・超高齢社会の到来により、進行が想定される中山間地域を中心とした過疎化と、身近に利用できる商店の減少といった社会情勢の変化に対応し、高齢者が地域から孤立したり、地域の日常生活に過度な負担がかかたりすることがないように、コミュニティの維持に努めます。



写真 防災訓練の様子

7 福祉のまちづくりに関する方針

7.1 福祉のまちづくりの基本方針

市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重し合い、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが大切です。

また、誰もが自らの能力を活かして、自立的に、安心して暮らし続けることができ、また、積極的に社会参加できる地域社会・地域空間の形成が今後一層求められます。

このような考え方から、市民・行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが安心して、かつ健康で元気に暮らし続けることのできる地域社会の実現に向けて、福祉のまちづくりを進めていきます。

7.2 福祉のまちづくりの具体的方針

(1) 九州看護福祉大学との連携

○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。

(2) 公共公益施設の整備・改善

○公民館、図書館などの公共公益施設については、各種基準などに基づき、施設のバリアフリー化を継続するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。

○民間の施設も含めて、不特定多数の人たちが利用する店舗などについてもユニバーサルデザインの考え方の普及を図るため啓発を行っていきます。

(3) 市民のニーズに応じた住まいの確保

○市民誰もが、それぞれの必要に応じた住宅を確保できるような住宅施策を推進します。

○高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策の推進や、超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地誘導など、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流できる住環境づくりを推進します。

○公営住宅の建て替えや老朽化が著しい既設公営住宅などの改修は、「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に沿って計画的に実施するほか、公営住宅周囲の環境面も併せて整備を行い住みよい住環境づくりに努めます。

(4) 地域福祉を担う人材・団体の活動促進

- 市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリーを進めます。
- 地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会などの地域福祉活動に関わる様々な団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

(5) 地域福祉ネットワークの構築と拠点確保

- 本市には、地域福祉に関わる活動を行う様々な団体があり、地域福祉を推進するため、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりに取り組みます。
- 地域のネットワークや個々の団体などの活動を推進するため、活動拠点の確保が必要であり、既存の公共施設(保健センター、福祉センターなど)はもとより、地域の公民館・集会所、学校施設などの様々な社会資源を、これらの地域福祉活動の拠点として利活用できる仕組みづくりを進めます。

(6) 地域ぐるみの防犯・防災対策とユニバーサルデザインの推進

- すべての市民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、障がいの有無や年齢などに関係なく、誰もが安全に活動できる環境づくりも重要な課題であることから、子どもや高齢者、障がい者などを虐待や犯罪、災害から守るための対策を地域ぐるみで進めていきます。
- 誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、今後のまちづくりにおいては、すべての人にとってやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備や、移動手段の確保に取り組みます。



写真 「人権の花」運動



写真 伊倉ふれあいセンターでの講座の様子

第5章 地域別構想

1 地域区分

地域別構想は、本市を6つの「地域」に区分し、それぞれの地域のまちづくり方針を定めます。区分にあたっては、まちづくりのまとまりや地形地物、土地利用、日常生活の交流条件などを考慮し、下記に示す区域に区分します。

図一 地域区分図



地域名	対象地区	特徴（概略）
北部	月瀬 石貫 三ツ川	市北部に位置し、小岱山、そのふもとの農地など、自然的土地利用が大半を占めるエリアである。この地域には、石貫ナギノ横穴群などの史跡が点在している。
中部	玉名町 築山 玉名	市中央部に位置し、既成市街地及び市街地化が進んでいるエリアである。市役所をはじめとする官公庁・新玉名駅・玉名駅など、多くの公益施設が集積する。地域の主要幹線道路として、国道208号、県道寺田岱明線が横断している。
西部	滑石 睦合 大野 高道 鍋	市西部に位置し、岱明地区を中心とした菊池川右岸のエリアである。地域の大半は田畑などの田園地帯が広がる自然に恵まれた地域となっている。中央部を東西に走るJR鹿児島本線には、大野下駅が立地している。南側の有明海沿岸部には、交流拠点の鍋松原海岸がある。
東部	伊倉 八嘉 小田 梅林	市東部に位置し、地域中央部を走る国道208号、県道寺田岱明線、県道熊本玉名線を軸とした菊池川左岸のエリアである。田園地帯と森林地帯に大別され、桃田運動公園、伊倉商店街、肥後伊倉駅を有する。
南部	豊水 大浜 横島	市南部に位置し、横島地区を中心とした菊池川左岸のエリアである。干拓による田園地帯における施設園芸などが盛んである。地域中央を国道501号が走り、有明海にも面している。
南東部	玉水 小天 小天東	市南東部に位置し、天水地区で構成されるエリアである。金峰山系の緩やかな傾斜面を活用した果樹栽培が盛んな中山間地と田園地帯からなり、熊本市と隣接する。

2 地域別まちづくりのテーマ・方針

本市の都市づくりの目標である、『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』を達成するため、市域の6つの地域がそれぞれの地域特性を活かしつつ、役割を分担し、全体としての調和のとれた発展を遂げるよう、各地域におけるまちづくりのテーマを設定します。

地域	各地域のまちづくりのテーマ・方針
北部	<p>里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり ◆ つながりのある地域づくり
中部	<p>自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい地域づくり ◆ 観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり
西部	<p>地域資源を誇り、つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり ◆ 交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり
東部	<p>自然と歴史を感じ安心して生活ができる東部地域へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり ◆ つながりのある安心して生活ができる地域づくり
南部	<p>干拓地を活かした 歴史・文化を感じる南部地域へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづくり ◆ 歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり
南東部	<p>丘陵地の自然と文化が息づく 交流といやしのある南東部地域へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり ◆ 交流といやしのある暮らしやすい地域づくり

3 地域ごとの今後の方向性

地域ごとの今後の方向性について、以下に整理しています。

北部地域 「里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ」

- ①豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり
 - ・小岱山や菊池川、繁根木川、山林や田畑などの自然環境の保全・活用
 - ・県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道の集落の快適な住環境の維持など
- ②つながりのある地域づくり
 - ・産業集積の土地利用の推進（三ツ川地区の一部）
 - ・小岱山麓の農業集落における代々受け継がれてきた里山景観の保全
 - ・装飾古墳や、寺社や山城など数多くの歴史的資源の継承・活用
 - ・九州看護福祉大学との連携・協力
 - ・地域コミュニティの維持・向上（小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成）

西部地域 「地域資源を誇り、つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ」

- ①地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり
 - ・菊池川、有明海沿岸部、田畑等の自然環境の保全・活用
 - ・「開田のホタル」、「日嶽」、「菊池川のはげ並木」や「大野下の大ソテツ」、「晒船着場跡」、「鍋松原海岸」等、幅広く特色のある地域資源の活用
 - ・農水産業の振興に繋がるまちづくり
- ②交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり
 - ・小学校区単位を基礎とした地域コミュニティ活動の推進
 - ・鍋松原海岸におけるスポーツ及びコミュニティ活動の推進
 - ・岱明支所周辺の公共公益施設の集約化

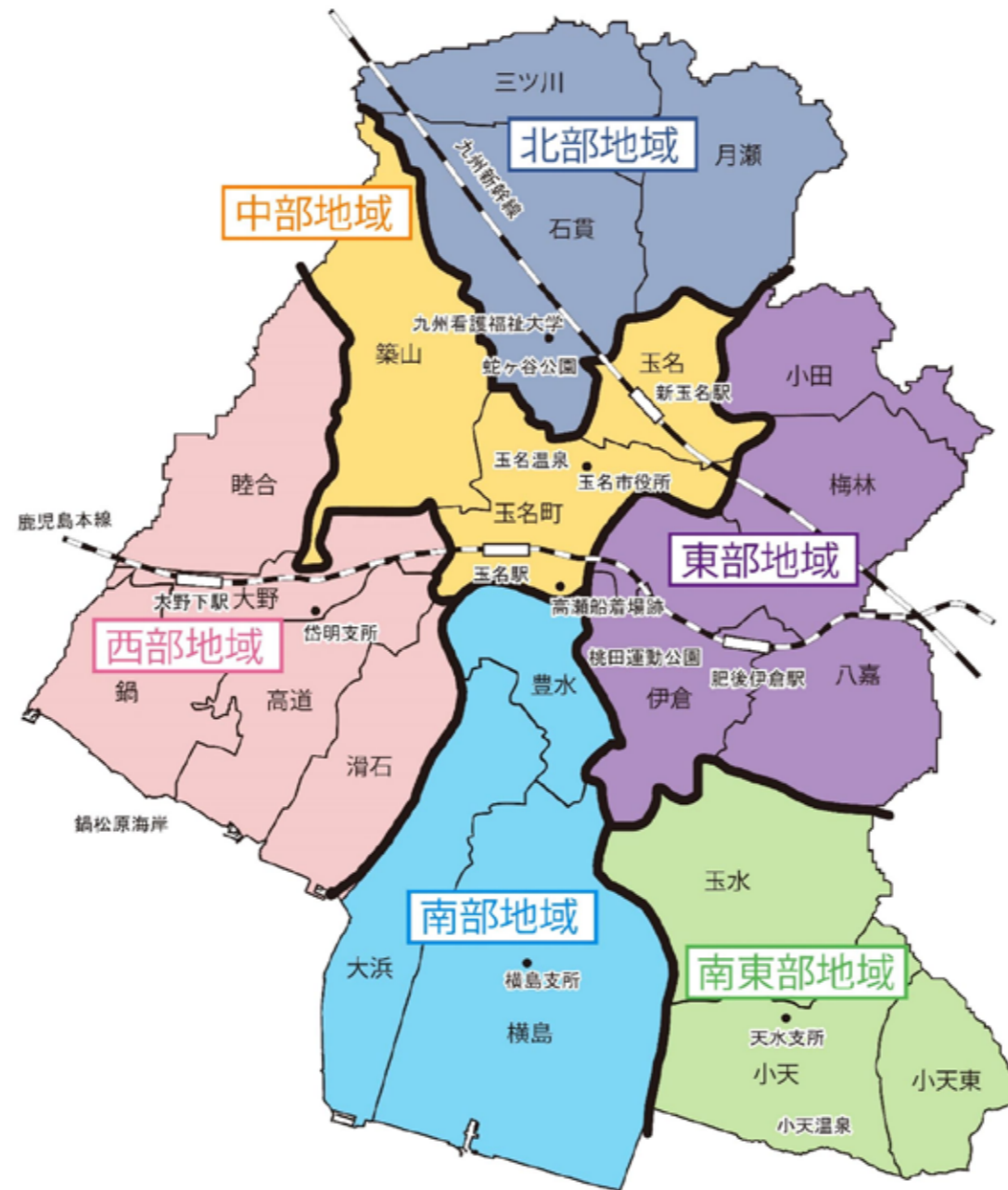
南部地域 「干拓地を活かした 歴史・文化を感じる南部地域へ」

- ①自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづくり
 - ・有明海沿岸部、菊池川、干拓による田園地帯等の自然環境の保全・活用
 - ・農水産業の振興に繋がるまちづくり
- ②歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり
 - ・廻船問屋街、大浜飛行場及び関連施設跡、石塘・石塘樋門、旧玉名干拓施設等の歴史的資源の継承・活用
 - ・横島支所周辺の公共公益施設の集約化

市全域

市街地ゾーン周辺の農地

- ・本市の基幹産業である農業の振興を進めると同時に、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与している区域として保全を図る



中部地域 「自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ」

- ①「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい地域づくり
 - ・本市の主要な都市機能集積に応じた人口集積の推進及びにぎわいのある交流エリアの形成
 - ・新玉名駅周辺：有効な土地利用による拠点性向上
 - ・玉名駅周辺：交通結節点としての機能向上、アクセス性の向上、拠点性向上及びにぎわいのある交流エリアの形成
 - ・玉名市役所本庁舎周辺：行政サービス機能の集積・強化
 - ・旧玉名市役所周辺：にぎわいのある市街地形成
 - ・公立玉名中央病院跡地の有効活用に向けた検討
- ②観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり
 - ・玉名温泉街、高瀬地区、山田の藤等、市を代表する観光施設や菊池川等の自然景観の有効活用・交流の推進
 - ・蛇ヶ谷公園等におけるレクリエーション、スポーツ及びコミュニティ活動の促進

東部地域 「自然と歴史を感じ安心して生活ができる東部地域へ」

- ①自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり
 - ・菊池川や農地等の自然環境の保全・活用
 - ・農業の振興につながるまちづくり
 - ・梅林天満宮、伊倉北・南八幡宮などの歴史資源の継承や活用
- ②つながりのある安心して生活ができる地域づくり
 - ・桃田運動公園等の市民の憩いの場、スポーツ及びコミュニティ活動の場における交流機能の維持・向上
 - ・花づくりや伊倉フットパス等の市民主体の交流活動の推進
 - ・地域コミュニティの維持・向上（小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成）

南東部地域 「丘陵地の自然と文化が息づく交流といやしの南東部地域へ」

- ①豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり
 - ・金峰山系の山々、田園地帯等の自然環境の保全・活用
 - ・農業の振興につながるまちづくり
 - ・前田家別邸、草枕温泉てんすい、草枕交流館、実山展望公園、尾田の丸池、笠智衆の生家など様々な地域資源や特色ある景観資源の活用
- ②交流といやしのある暮らしやすい地域づくり
 - ・金峰山系山間部は休息やレクリエーションの場としての活用の推進
 - ・小天温泉における既存観光施設の有効活用や活性化
 - ・天水支所周辺の公共公益施設の集約化
 - ・計画的な土地利用による集落の維持向上

市全域

菊池川などの河川空間

- ・浸水などの災害に備えた河川改修を促進するとともに、生態系に配慮した多自然川づくりを推進
- ・生態系に十分配慮した環境共生の取組や、豊かな市民生活の実現や健康増進に向けた憩いの場として積極的な活用を図る
- ・（豊かな自然環境を保全していくために）自然と共生した都市づくりを推進

4 地域別構想

4.1 北部地域（※対象地区：月瀬、石貫、三ツ川）

（1）地域の現況

〔地勢〕

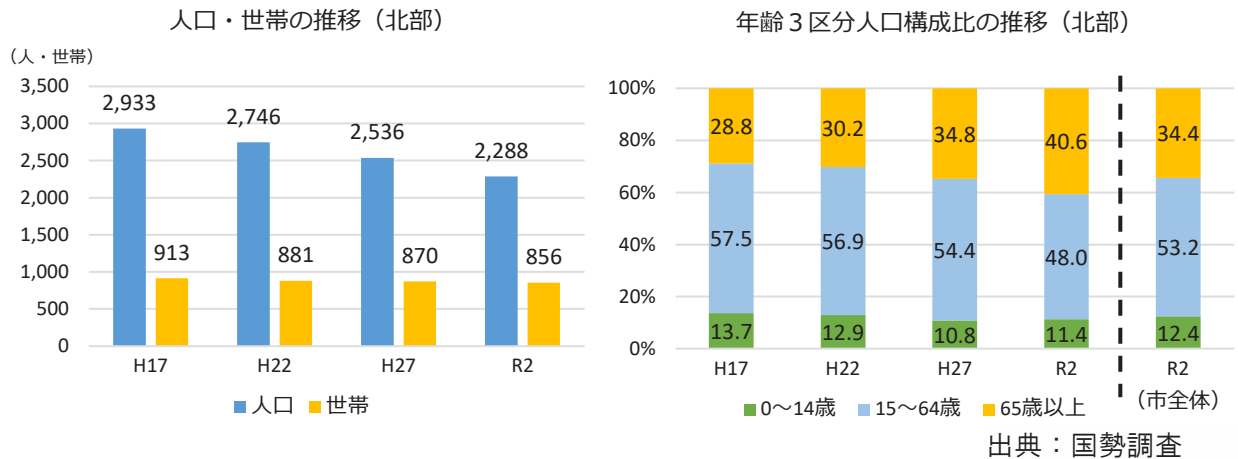
- 南関町、和水町と隣接する市北部に位置し、小岱山や菊池川、繁根木川などの自然的資源に恵まれたエリアです。
- 地域の大半を山林や田畑が占めており、谷あいを守る地域の主要な動線である県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道に主に集落が形成されています。



図一 北部地域の位置

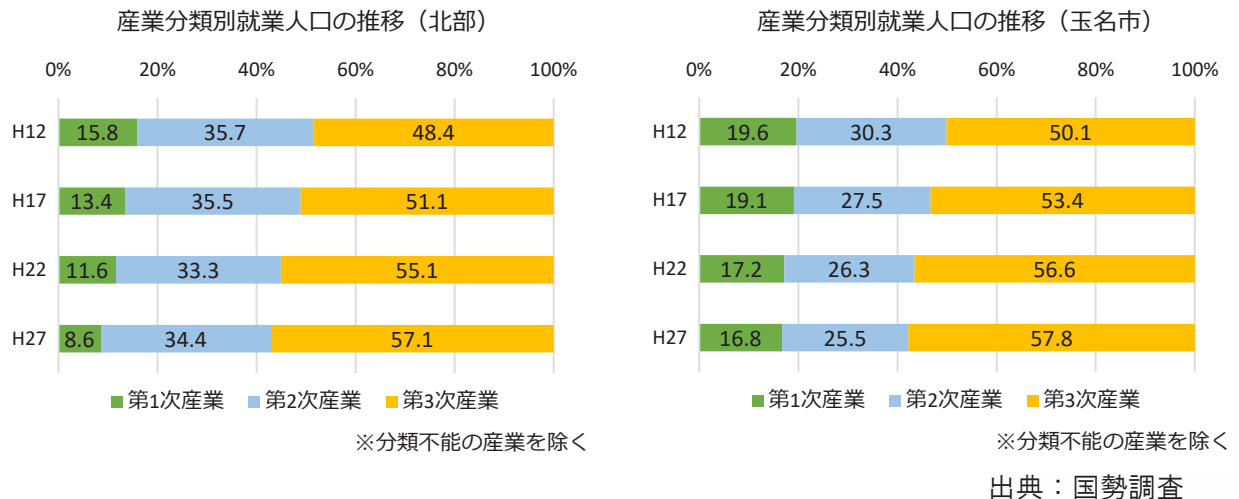
〔人口〕

- 人口は減少傾向です。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりも高く、平成27年度から令和2年度にかけて急速に高齢化が進展しています。



〔産業構造〕

- 産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が若干低く、第2次産業の割合が若干高くなっています。



〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「治水・治山などの防災対策強化」、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表一 将来の本市のまちづくりへの期待（北部地域、各観点で1位のを抜粋）

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
住宅地の環境向上	身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	82	60.7%
防災	治水・治山などの防災対策強化	81	59.1%
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化	80	58.4%
商業地	郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導	77	57.5%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	77	56.2%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備	64	47.4%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	56	44.1%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	59	43.1%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	57	42.2%
工業地	工業団地等の整備による新たな工業用地の確保	52	39.1%

（２）本地域における主要課題

〔豊かな自然環境の保全・活用〕

○小岱山に連なる丘陵地をはじめとした自然的要素を市民の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

〔豊かな自然環境に囲まれた居住地としての快適性の維持〕

○県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道の集落においては、豊かな自然環境に囲まれた、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

〔安全で安心できる暮らしの実現〕

○繁根木川流域における浸水被害、小岱山に連なる丘陵地における土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔地域コミュニティの維持・向上〕

○地域住民と関係団体による連携や、市民と行政との連携により、歴史的資源の継承・活用を含めた地域コミュニティを維持する必要があります。

(3) 基本的な考え方・テーマ

「里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ」

本地域では、「里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ」をテーマに取り組みます。
具体的には、「豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり」、「つながりのある地域づくり」を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

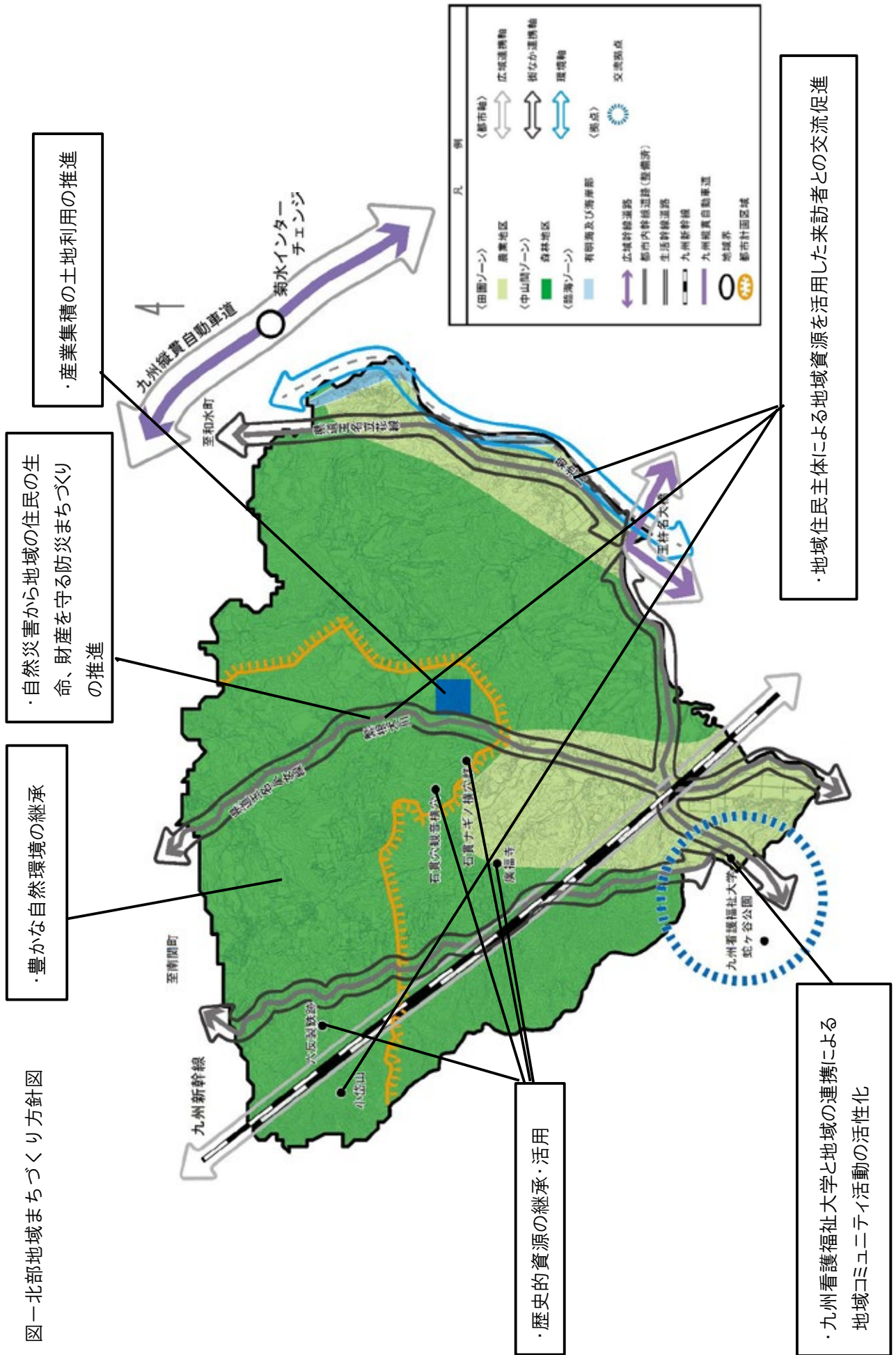
「豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり」

豊かな自然環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○小岱山に連なる丘陵地は、現在、小岱山森林公園整備連絡協議会が、保全林整備と森林公園内保護管理及び運営を行っています。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。 ○里山環境の保全に向けた維持・管理の取り組みを検討します。 ○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。 ○不法投棄の防止対策を講じます。
地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の環境軸である菊池川や繁根木川におけるウォーキングコースなどの整備を推進します。 ○小岱山登山ルート of 再整備並びに誘導サイン・案内サインの設置等を引き続き推進します。
豊かな自然環境との共生による住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。 ○県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道の集落の快適な住環境の整備・改善を図ります(個人設置型浄化槽設置に対する補助金の交付、水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備等)。
適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和	<ul style="list-style-type: none"> ○既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地を誘導します。
自然災害から地域の住民の生命、財産を守る防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○繁根木川などにおける河川改修を推進します。 ○土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進を図ります。

【つながりのある地域づくり】

<p>市民と行政による協働のまちづくりの推進</p>	<p>○地域農産物などを活かした地域住民と来訪者との交流の場・機会づくりを推進します。</p> <p>○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実施します。</p>
<p>地域コミュニティの維持・向上</p>	<p>○公民館や集会所、空き家(遊休不動産)などの既存施設を活用した活動拠点の形成を図ります。</p> <p>○小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成を図ります。</p>
<p>産業集積の土地利用の推進</p>	<p>○三ツ川地区の一部においては、現在、民間開発による産業団地の造成計画が進んでいます。今後、産業集積の土地利用が進んでいく可能性があるため、企業立地推進計画の中で地域未来投資促進法における重点促進区域として位置づけています。</p>
<p>情報通信環境の改善</p>	<p>○三ツ川地区・石貫地区では、引き続き、情報通信環境(インターネットなど)の改善を図ります。</p>
<p>歴史的資源の継承・活用</p>	<p>○古墳時代に造られた装飾古墳や、寺社や山城など多くの歴史的資源が点在しており(例:石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴、六反製鉄跡、廣福寺)、それらの継承・活用を図ります。</p>
<p>九州看護福祉大学と地域の連携による地域コミュニティ活動の活性化</p>	<p>○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。</p>

図一 北部地域まちづくり方針図



4. 2 中部地域（※対象地区：玉名町、築山、玉名）

（1）地域の現況

〔地勢〕

○市中央部に位置し、地域北側を除いた地区全般において、市街化が進んでいるエリアです。地域の主要な幹線道路として、国道 208 号、県道寺田岱明線が横断しています。

○市役所をはじめとする官公庁施設、県北くまもと病院などの医療・福祉施設、観光拠点である玉名温泉街、交流拠点である蛇ヶ谷公園、交通拠点である新玉名駅及び玉名駅、商業・業務施設、教育施設など、本市の主要な都市機能が集積しています。

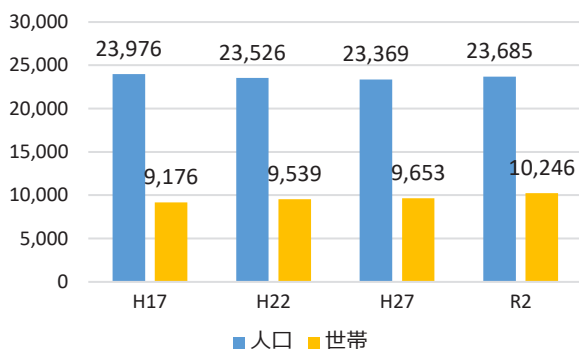


図一 中部地域の位置

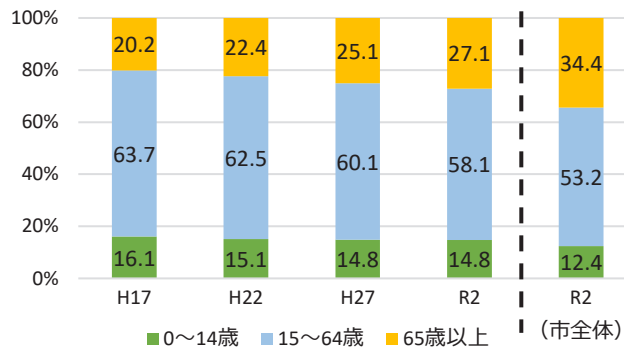
〔人口〕

○人口はほぼ横ばいで推移しています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりも低く、緩やかに高齢化が進行しています。

人口・世帯の推移（中部）



年齢3区分人口構成比の推移（中部）

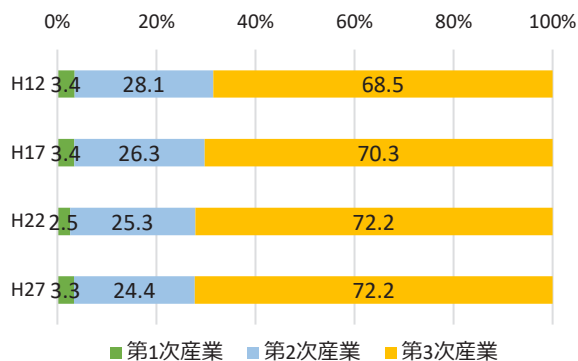


出典：国勢調査

〔産業構造〕

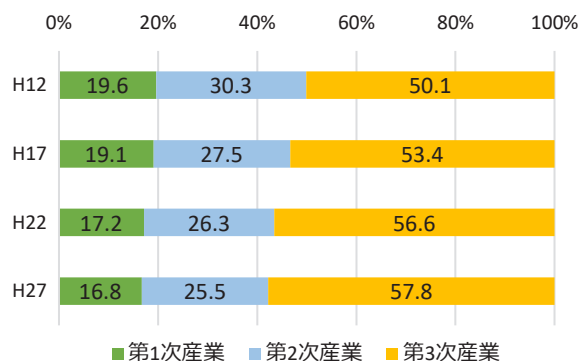
○産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が非常に低く、第3次産業の割合が非常に高くなっています。第3次産業の割合は6地域の中で最も高くなっています。

産業分類別就業人口の推移（中部）



※分類不能の産業を除く

産業分類別就業人口の推移（玉名市）



※分類不能の産業を除く

出典：国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「安全でおいしい水を安定供給できる上水道施設の整備」、「治水・治山などの防災対策強化」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表一 将来の本市のまちづくりへの期待（各観点で1位のものを抜粋）

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
住宅地の環境向上	身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	81	58.7%
水環境に関わる施設の整備	安全でおいしい水を安定供給できる上水道施設の整備	73	53.7%
防災	治水・治山などの防災対策強化	70	51.5%
商業地	様々な生活利便施設が整った中心市街地の整備	67	49.3%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	66	48.2%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	61	45.2%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	59	43.4%
公園・緑地の整備	身近で日常的に利用できる小さな公園、広場の整備	54	40.0%
工業地	工業団地等の整備による新たな工業用地の確保	53	39.0%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	51	38.1%

（２）本地域における主要課題

〔交流拠点都市の中心部としての拠点性向上〕

○「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部として、また、本市の中心拠点として、多くの来訪者・来街者を受け入れる受け皿づくりや、本市全体での交流促進を図るためのソフト・ハード対応を図る必要があります。

〔利便性の高い快適な市街地環境の形成〕

○本地域の市街地は、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの各種機能の維持・集積を図る中心拠点として、さらには、本市における計画的な住宅市街地形成を重点的に進める地区として、さらなる市街地の整備・改善に努める必要があります。

〔本市の中核を担う市街地としての防災性向上〕

○大規模災害を想定し、防災拠点の機能を併せ持つ本市の中核を担う地域として、防災機能の向上に努めるとともに、中心拠点～市内各拠点間のアクセス確保に努める必要があります。また、浸水被害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔地域コミュニティの維持・向上〕

○伝統・文化の継承や新しい地域活動を通して、地域住民と関係団体による連携や、市民と行政との連携により、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

(3) 基本的な考え方・テーマ

「自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ」

本地域では、「自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ」をテーマに取り組みます。

具体的には、「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい地域づくり、〔観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり〕を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

〔「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい地域づくり〕

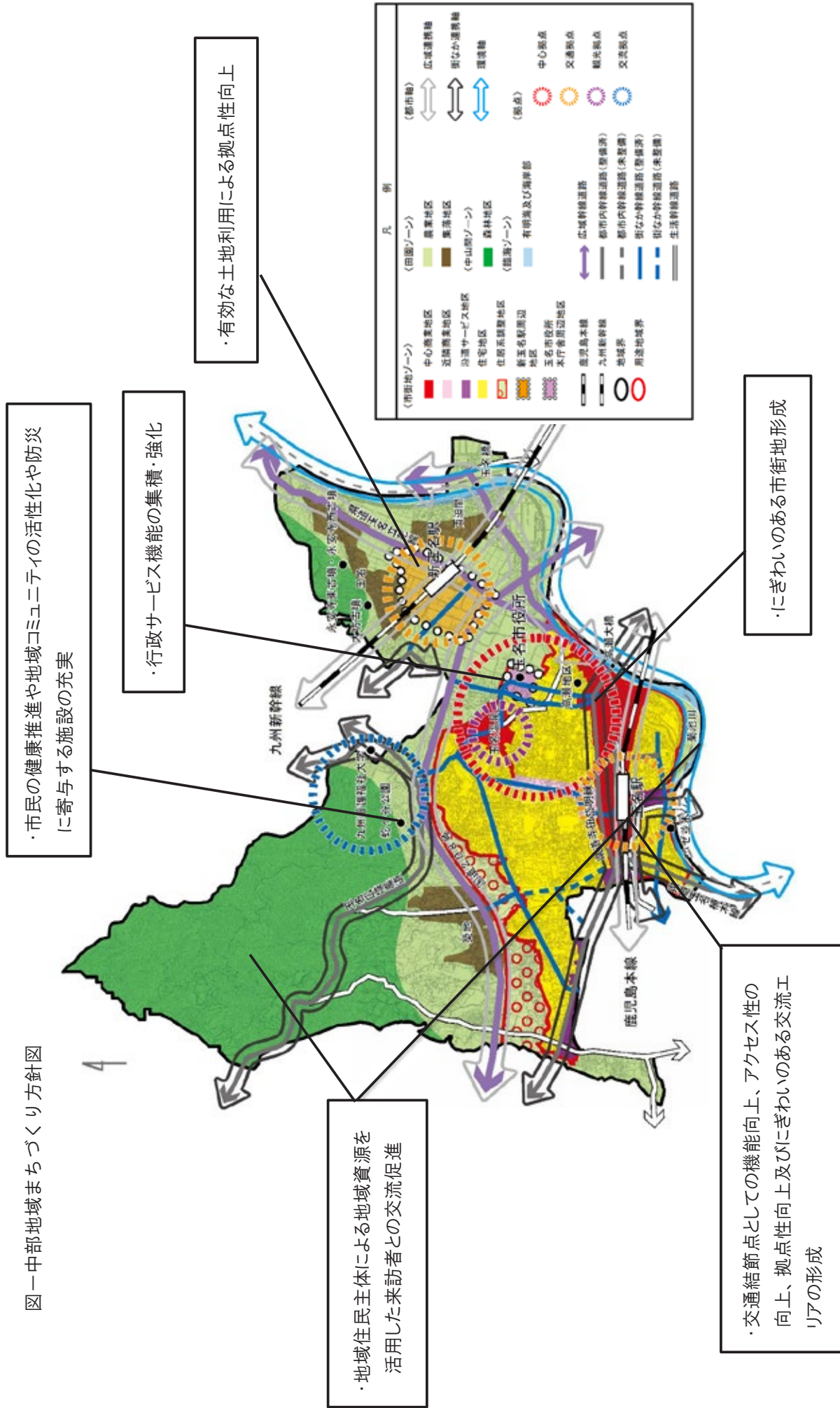
にぎわいのある交流エリアの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の主要な都市機能集積に応じた人口集積の推進及びにぎわいのある交流エリアの形成を進めます。 ○玉名市中心部においては、まちづくりの中心拠点施設(コワーキングスペースや新規起業の拠点)整備を進めます。
新玉名駅周辺:有効な土地利用による拠点性向上	<ul style="list-style-type: none"> ○新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、『田園風景にたたく県北玉名のゲートタウン』の実現を目指し、周辺の土地利用との調和を図るとともに、適正な機能の誘導に努めます。 ○駅南の幹線道路沿いについては、商業系の機能を中心に誘導するとともに、地区内のインフラ整備を進めながら、県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成に努めます。 ○新玉名駅の駅舎イメージである「森の中の駅」を尊重し、周囲の田園風景との調和にも配慮した景観の形成に努めます。 ○新玉名駅の駐車場は、利用者の実態を定期的に把握しながら、周辺の開発等の動向を踏まえて、指定管理者制度による維持管理を継続します。
玉名駅周辺:交通結節点としての機能向上、アクセス性の向上、拠点性向上及びにぎわいのある交流エリアの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○玉名駅においては、バス・タクシーとの連携を強化する取り組みを推進するなど、交通結節点としての機能向上を図るとともに、大野下駅、肥後伊倉駅と連携した公共交通システムを検討します。 ○玉名駅周辺については、中心拠点、観光拠点などの都市内の各拠点間を連絡する公共交通への乗り換え利便性の強化に向けて、交通結節点としてのユニバーサルデザインに配慮した機能の向上を図ります。 ○玉名駅周辺から玉名温泉街、新玉名駅までの歩行者・自転車ネットワークを確立する等、アクセス性の向上を図ります。 ○にぎわいのある交流エリアの形成を図ります。
玉名市役所本庁舎周辺:行政サービス機能の集積・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○玉名市役所本庁舎周辺については、歴史博物館こころピア、玉名市民会館などが集積していることから、玉名市文化・行政拠点特別用途地区に指定しており、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化を引き続き図ります。

旧玉名市役所周辺：にぎわいのある市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ○公共公益施設や生活サービス施設などが集積する旧玉名市役所周辺においては、民間事業者への市場調査を行うなど、便利でにぎわいのある市街地の形成に向けて取り組みを進め、計画的な都市空間形成に努めます。 ○旧庁舎跡地については、今後は一層拠点エリアとしての求心力向上を図るため、旧庁舎跡地の有効活用や積極的な都市機能の誘導を図っていきます。
公立玉名中央病院跡地の有効活用に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ○地域にとって有益なスペースとなるように、地方独立行政法人くまもと県北病院と連携し、今後の具体的な利活用等の方向性を検討します。
豊かな自然環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○小岱山に連なる丘陵地は、現在、小岱山森林公園整備連絡協議会が、保全林整備と森林公園内保護管理及び運営を行っています。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。 ○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。 ○不法投棄の防止対策を講じます。
地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の環境軸である菊池川や繁根木川におけるウォーキングコースなどの整備を推進します。 ○小岱山登山ルートの再整備並びに誘導サイン・案内サインの設置等を引き続き推進します。
快適な住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な宅地化の防止と既成市街地への住宅立地の誘導並びに居住環境の質的向上を図ります。 ○古くから市街化が形成された密集市街地(高瀬地区)については、地域住民が生活しやすく、市民にとって魅力ある地区として再生するため、地域コミュニティの維持・活用や伝統・文化の維持・保全、安全性の確保に配慮しつつ、地域住民、関係者との協働によるまちづくりの推進に努めます。 ○「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅の建設や老朽化が著しい既設公営住宅などの改修を進めます。 ○住環境の整備・改善を進めます。 ○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。 ○大規模空閑地における土地の有効活用を図ります。 ○県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を推進します。
安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施策との連携による誰もが安心して暮らせる住宅施策の展開を図ります。 ○高齢者や観光客などの歩行者が多い地域などにおける「人」の視点に立った交通安全対策を推進します。 ○大規模地震の発生に備えた建築物の耐震化、耐火・不燃化並びに老朽密集市街地の環境改善を促進します。 ○避難所や医療機関などへの緊急輸送道路(通行機能)確保を推進します。
自然災害から地域の住民の生命、財産を守る防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○繁根木川などにおける河川改修を推進します。 ○土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進を図ります。
市民と行政による協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実施します。

〔観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり〕

<p>玉名温泉街、高瀬地区、山田の藤等の観光施設、菊池川等の自然景観の有効活用・交流の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○玉名温泉街、高瀬地区、山田の藤等、市を代表する観光施設や菊池川等の自然景観の有効活用・交流の推進を図ります。 ○玉名温泉街については、広域的な観光連携も視野に入れ、新玉名駅へのアクセス向上や来訪者が安全・安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。 ○高瀬地区の商店街については、景観条例(景観計画)及び地区計画により、引き続き、街並み景観の形成を推進します。また、地域の伝統、まつり、コミュニティなどの特性を取り入れた空間の形成や集客事業の展開及び情報発信に対する支援を実施します。 ○玉名温泉街や高瀬商店街では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、主要な公共施設や各種集客施設周辺を中心に、道路幅の確保や歩道のバリアフリー化、電線類の地中化などによって、高齢者・障がい者などすべての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努めます。 ○既存の商店街については、安全・安心で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成、ならびに、地域の特性を活かした賑わい空間の形成を推進します。 ○高瀬地区の菊池川一帯は、「高瀬地区かわまちづくり計画書」に基づく整備を行い、現在、民間団体によるカヌー体験、和船乗船体験、水辺カフェの開催など、菊池川の魅力を発信させるイベント活動が行われています。また、平成29年4月には、菊池川流域の「2千年にわたる米作り」をテーマとしたストーリーが日本遺産に認定されています。今後も、引き続き、河川管理者と地域住民との協働により、親水空間やレクリエーション空間の創出を図ります。 ○各種団体が連携した集客事業の展開(観光・温泉マップの統合及び拡充など)を、引き続き、推進していきます。 ○本市の環境軸である菊池川や、繁根木川における河川空間とまち空間の融合が図られた良好な空間形成及びイベント会場としての活用を図ります。 ○境川の県管理区間については、境川改修事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化するとともに、市管理区間も下流とのバランスを考慮しながら計画的な整備を推進します。また、河川改修にあたっては、県や市が一体となって進めます。
<p>市民の健康推進や地域コミュニティの活性化や防災に寄与する施設の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○蛇ヶ谷公園については、人や自然との交流の場として、また、市民の憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場として、さらなる機能の集積・充実を図るとともに、「玉名市地域防災計画」に災害時における指定緊急避難場所としても位置づけ、計画的な整備を図ります。

図一 中部地域まちづくり方針図



4.3 西部地域（※対象地区：滑石、睦合、大野、高道、銅）

（1）地域の現況

〔地勢〕

- 南西部の荒尾市、長洲町との隣接部、有明海沿岸部に位置し、岱明地区を中心とした菊池川右岸のエリアです。
- 岱明支所を中心に、地域の主要な動線である国道501号沿道及び県道長洲岱明線沿道に市街地が形成されていますが、地域の大半は田畑などの田園地帯が広がる自然に恵まれた地域です。
- 地域の中央部を東西方向に走る JR 鹿児島本線には、大野下駅が立地しています。
- 地域南側の有明海沿岸部には、交流拠点である鍋松原海岸があります。

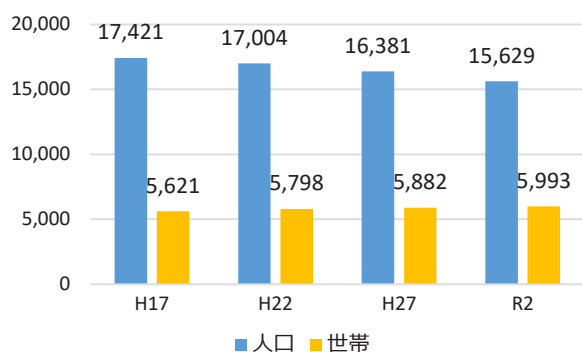


図一 西部地域の位置

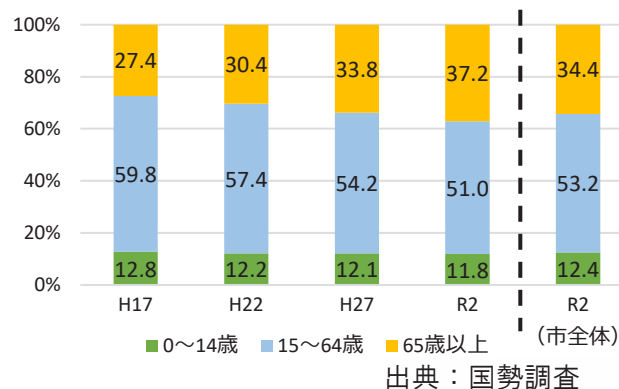
〔人口〕

- 人口は緩やかに減少しています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりもやや高くなっており、緩やかに高齢化が進行しています。

人口・世帯の推移（西部）



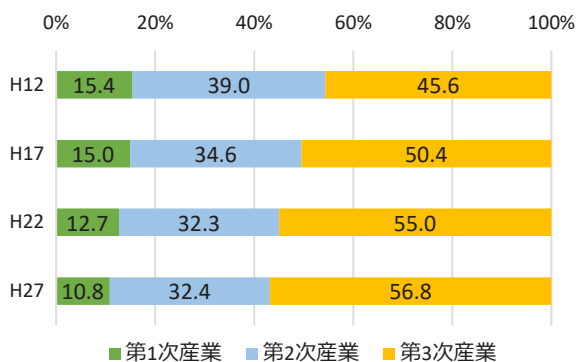
年齢3区分人口構成比の推移（西部）



〔産業構造〕

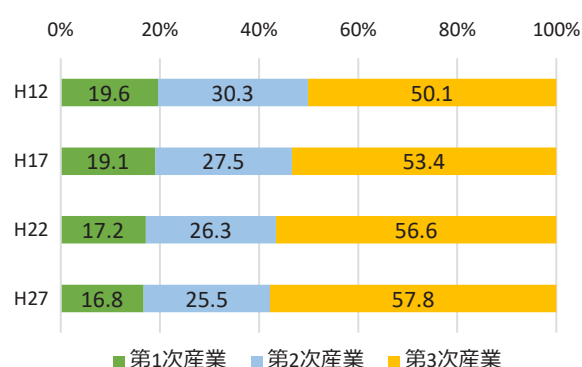
- 産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が若干低く、第2次産業の割合が若干高くなっています。

産業分類別就業人口の推移（西部）



※分類不能の産業を除く

産業分類別就業人口の推移（玉名市）



※分類不能の産業を除く

出典：国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備」、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表一 将来の本市のまちづくりへの期待（各観点で1位のを抜粋）

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備	76	58.9%
水環境に関する施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化	72	55.8%
住宅地の環境向上	身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	68	53.1%
防災	避難地・避難路の確保	65	50.8%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	64	49.6%
商業地	各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	58	46.0%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	52	40.9%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	50	38.8%
工業地	工場企業の活動支援や助成制度（税金の減免措置等）の充実	47	37.3%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	39	33.3%

（２）本地域における主要課題

〔地域資源の活用による新たなにぎわいの創出〕

○地域内に点在する数々の歴史的資源や豊かな自然環境などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

〔市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持〕

○岱明支所を中心とした市街地においては、本市西部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図るとともに、既存集落においては、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

〔安全で安心できる暮らしの実現〕

○浸水被害や高潮被害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔伝統文化の継承による地域コミュニティの維持・向上〕

○神事や祭りなどの地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3) 基本的な考え方・テーマ

「地域資源を誇り、つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ」

本地域では、「地域資源を誇り、つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ」をテーマに取り組みます。具体的には、「地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり」、「交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり」を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

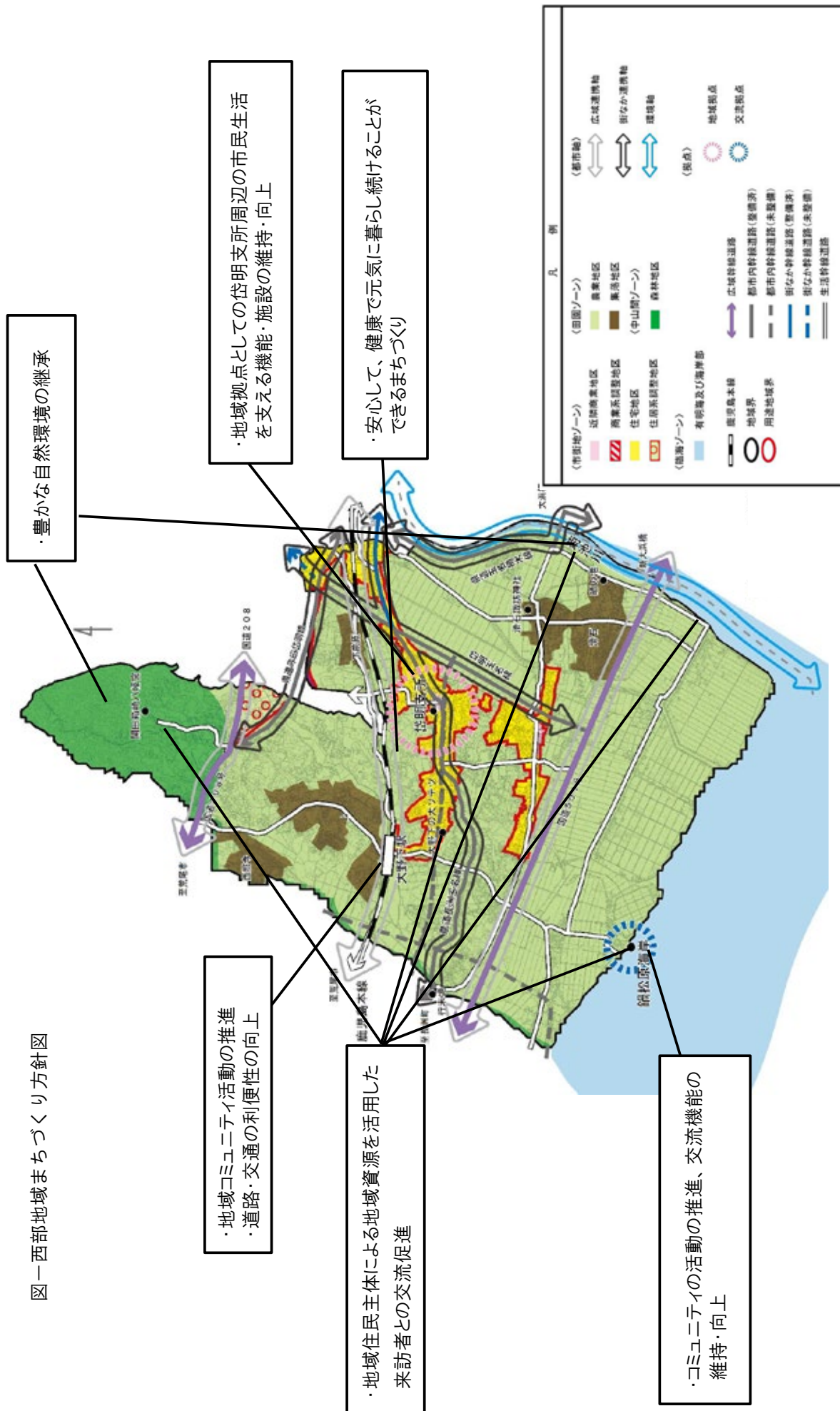
「地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり」

豊かな自然環境の継承	<ul style="list-style-type: none">○小岱山に連なる丘陵地は、現在、小岱山森林公園整備連絡協議会が、保全林整備と森林公園内保護管理及び運営を行っています。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。○菊池川、有明海沿岸部、田畑等の自然環境の保全・活用を進めます。○不法投棄の防止対策を講じます。
市民の健康推進や地域コミュニティの活性化に寄与する施設の充実	<ul style="list-style-type: none">○岱明中央公園グラウンドの機能の充実を図ります。○岱明防災コミュニティセンターの機能の充実を図ります。
地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進	<ul style="list-style-type: none">○本市の環境軸である菊池川におけるウォーキングコースなどの整備を推進します。○小岱山登山ルート of 再整備並びに誘導サイン・案内サインの設置等を引き続き推進します。○「開田のホタル」、「日獄」、「菊池川のハゼ並木」や「大野下の大ソテツ」、「晒船着場跡」、「鍋松原海岸」等、幅広く特色のある地域資源の活用を進めます。○地域主体による地域資源マップの作成や各種観光施設の改善、イベントバスの運行、誘導サイン・案内サインの設置などによる交流促進活動の支援を行います。○有明海の水質保全と海岸線の保全・活用に向けた環境学習会などを行います。○アサリや海苔などの地域を代表する水産物などを活かした観光産業の振興を図ります。

〔交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり〕

道路・交通の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○有明海沿岸道路(熊本県側)の熊本市～大牟田市間については、継続して候補路線から計画路線への指定を要望するとともに、広域の交通ネットワークの観点から、有明海沿岸道路へのアクセス道路についても関係機関と連携して検討を進めます。 ○大野下駅においては、玉名駅、肥後伊倉駅と連携した公共交通システムを検討します。
大野下駅での地域コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○大野下駅は、人が集う場としても活用しており、今後も引き続き、そのような活動を推進します。
鍋松原海岸におけるコミュニティ活動の推進、交流機能の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○鍋松原海岸では、現在、岱明漁協や地引網保存会による潮干狩り体験や地引網体験が行われています。今後も、地域団体と連携し、主に砂浜活用を中心に推進することで、レクリエーションによる交流機能の維持・向上を図ります。また、豊かな自然を活かし、既存施設の有効活用や周辺の他の観光資源との一体的な環境整備に努めます。
地域拠点としての岱明支所周辺の市民生活を支える機能・施設の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○岱明支所周辺は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動の拠点として、周辺の公共公益施設の集約化や、生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
快適な住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境の整備・改善を進めます。 ○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。
安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を推進します。 ○滑石地区などの住宅密集地における生活道路の整備を視野に入れた交通安全対策を推進します。 ○生活道路における事故抑止対策を実施します。 ○ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策を推進します。 ○岱明中央公園グラウンドにおける指定緊急避難場所としての機能充実を図ります。 ○岱明防災コミュニティセンターの機能の充実を図ります。 ○地域住民が参加しやすい工夫を凝らした防災訓練を実施します。
市民と行政による協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主体による伝統行事や自主活動(滑石地区ふれあいデー、地区対抗スポーツイベントなど)の開催に対する支援を行います。 ○地域住民や関係団体がともに活動する「地域運営組織(仮称)」の設置検討を進めます。 ○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実施します。 ○地域ネットワーク及び個々の団体などの活動促進に向けた公民館や集会所、空き家(遊休不動産)、学校施設などの既存施設を活用した活動拠点の形成を推進します。
適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和	<ul style="list-style-type: none"> ○既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地を誘導します。

図一 西部地域まちづくり方針図



4.4 東部地域（※対象地区：伊倉、八嘉、小田、梅林）

（1）地域の現況

〔地勢〕

○玉東町、和水町と隣接する市東部に位置し、菊池川をはじめ、山々や田畑を中心とした農地などの自然的資源に恵まれたエリアです。

○本地域の主要な動線である国道 208 号、県道寺田岱明線沿道、県道熊本玉名線沿道に市街地や集落地が形成され、中央部を東西方向に走る JR 鹿児島本線には肥後伊倉駅が立地しています。

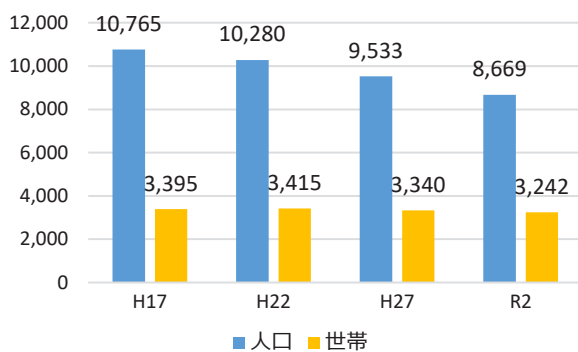


図一 東部地域の位置

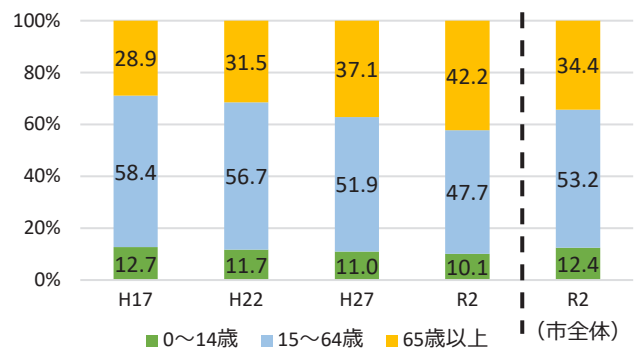
〔人口〕

○人口は減少傾向になっています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりも高くなっており、近年、急速に高齢化が進展しているのが特徴的です。

人口・世帯の推移（東部）



年齢3区分人口構成比の推移（東部）

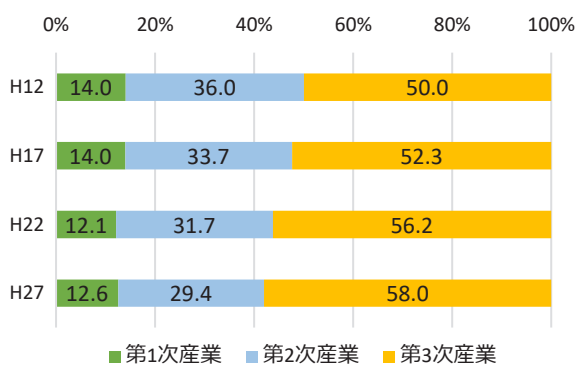


出典：国勢調査

〔産業構造〕

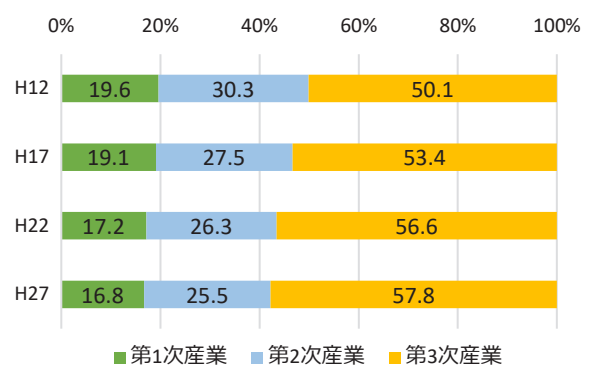
○産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が低く、第2次産業の割合が高くなっています。

産業分類別就業人口の推移（東部）



※分類不能の産業を除く

産業分類別就業人口の推移（玉名市）



※分類不能の産業を除く

出典：国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」、「身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善」、「郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表一 将来の本市のまちづくりへの期待（各観点で1位のを抜粋）

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化	83	59.7%
住宅地の環境向上	身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	84	59.6%
商業地	郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導	73	52.5%
防災	避難地・避難路の確保	69	49.3%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	68	48.6%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	67	48.2%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	63	45.0%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備	59	42.1%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	46	35.7%
工業地	工場の敷地内緑化や、建物の美観促進、公害防止など、周辺環境との調和対策の推進	46	34.3%

（２）本地域における主要課題

〔地域資源の継承と新たなにぎわいの創出〕

○地域内に点在する数々の歴史的資源などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

〔市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持〕

○市街地においては、地域住民の生活利便サービス機能の維持・向上を図り、既存集落においては、人口減少・高齢化に対応した、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

〔安全で安心できる暮らしの実現〕

○浸水被害や土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔伝統文化の継承による地域コミュニティの維持・向上〕

○地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3) 基本的な考え方・テーマ

「自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域へ」

本地域では、「自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域へ」をテーマに取り組みます。

具体的には、「自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり」、「つながりのある安心して生活ができる地域づくり」を推進します。

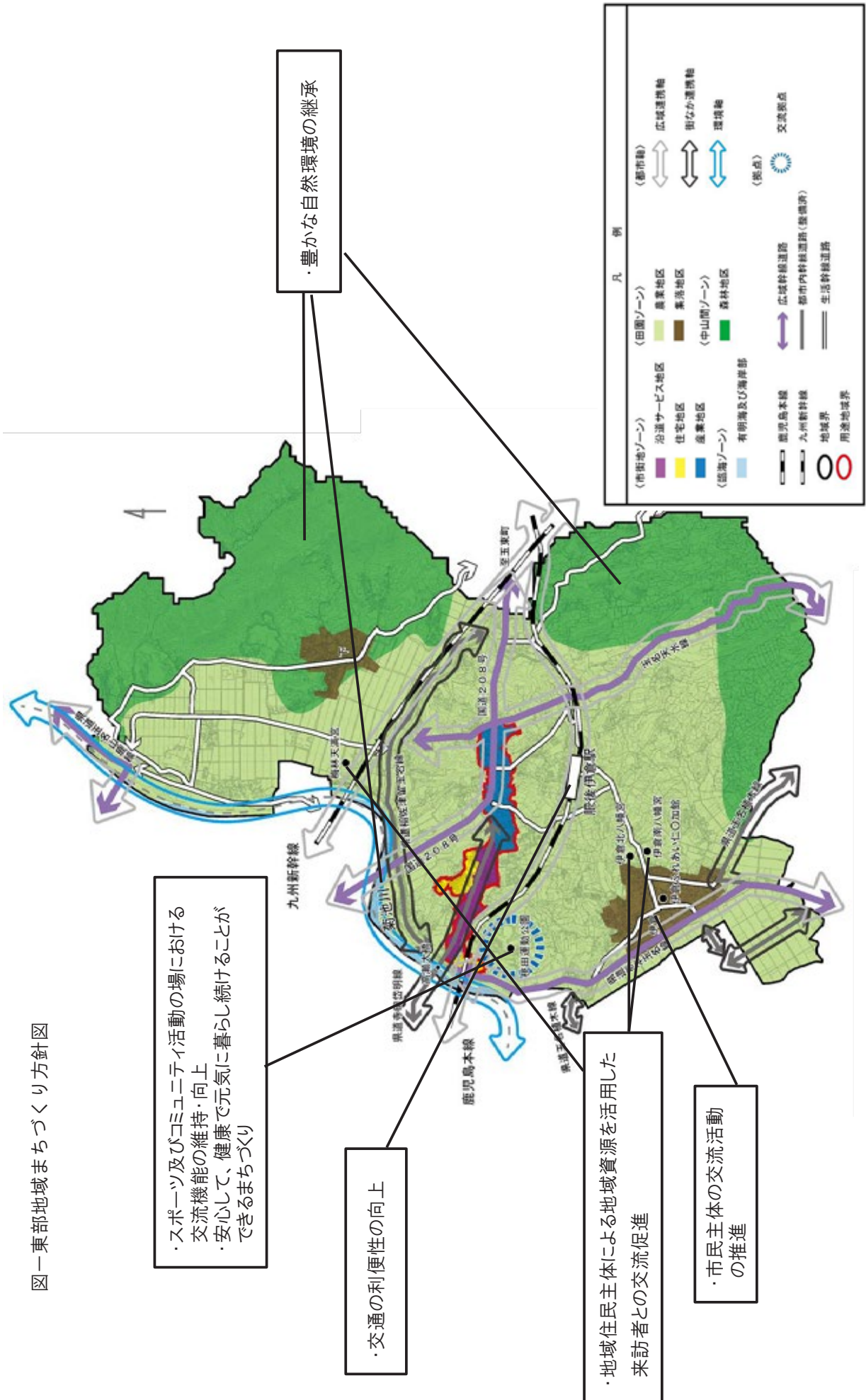
(4) まちづくりの方針と主要な施策

〔自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり〕

豊かな自然環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○丘陵地における公益的機能(貯水機能、景観保全、生態系維持など)の維持・向上を図ります。 ○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。 ○菊池川や農地等の自然環境の保全・活用を図ります。 ○不法投棄の防止対策を講じます。
地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主体による地域資源(梅林天満宮、伊倉南北両八幡宮、伊倉仁○加館(にわか)など)をめぐるコースの設定・紹介、農家民泊・農業体験の企画・運営並びに各種イベントの開催などといった地域資源の活用による交流促進活動に対する支援を行います。 ○本市の環境軸である菊池川における地域の景観、歴史、文化などを活かした河川空間とまち空間の融合による良好な河川空間の形成(遊歩道、ウォーキングコースの設定)を推進します。 ○集落内に点在する歴史的建造物(梅林天満宮、伊倉南北両八幡宮など)や伊倉仁○加・神楽をはじめとした伝統芸能などの保全・継承並びに観光・交流資源としての活用を図ります。

〔つながりのある安心して生活ができる地域づくり〕

地域コミュニティの維持・向上	○小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成を図ります。
交通の利便性の向上	○肥後伊倉駅においては、大野下駅、玉名駅と連携した公共交通システムを検討します。
スポーツ及びコミュニティ活動の場における交流機能の維持・向上	○桃田運動公園等の市民の憩いの場、スポーツ及びコミュニティ活動の場における交流機能の維持・向上を図ります。
市民主体の交流活動の推進	○花づくりや伊倉フットパス等の市民主体の交流活動を推進します。 ○既存商店街における商店街活動の維持・継続に向けた後継者育成並びににぎわい再生・創出に向けたイベント開催(夜市の企画・運営など)支援を実施します。
快適な住環境づくり	○県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を検討します。 ○住環境の整備・改善を進めます。 ○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。 ○山間部の集落地などにおける広場などの整備を推進します。
安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまちづくり	○超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地を誘導します。 ○高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策を推進します。 ○土砂災害警戒区域における段階的な改善対策を推進します。 ○桃田運動公園における指定緊急避難場所としての機能を充実します。 ○通学路などの生活道路における事故抑止対策を実施します。
市民と行政による協働のまちづくりの推進	○将来の地域を担う若手後継者の組織化に向けた取り組みを実施します。 ○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実施します。
適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和	○無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地を誘導します。



図一 東部地域まちづくり方針図

4.5 南部地域（※対象地区：豊水、大浜、横島）

（1）地域の現況

〔地勢〕

- 市南部の有明海沿岸部に位置し、横島地区を中心とした菊池川左岸のエリアです。
- 横島支所を中心に、地域の主要な動線である国道501号沿道に市街地が形成されていますが、地域の大半は干拓による田園地帯が広がり、自然に恵まれた地域です。
- 有明中学校区により構成された地域であり、地域内の人のつながりが深い地域でもあります。

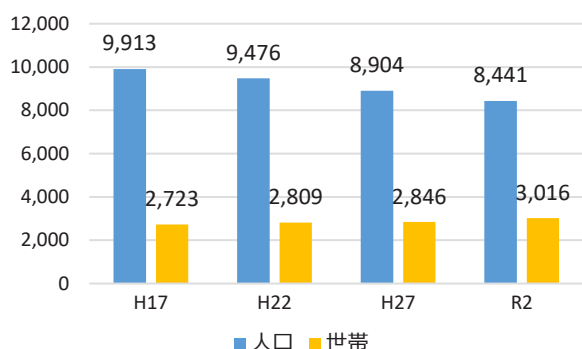


図一 南部地域の位置

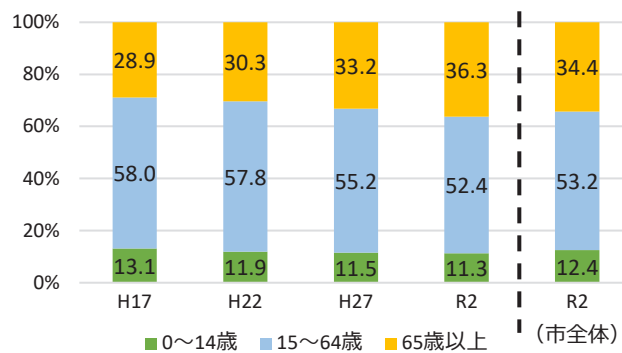
〔人口〕

- 人口は緩やかに減少しています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりも若干高くなっており、緩やかに高齢化が進行しています。

人口・世帯の推移（南部）



年齢3区分人口構成比の推移（南部）

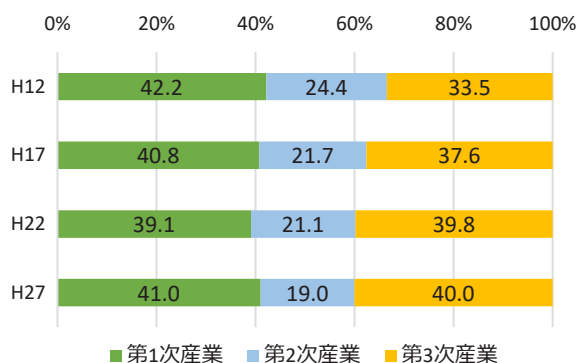


出典：国勢調査

〔産業構造〕

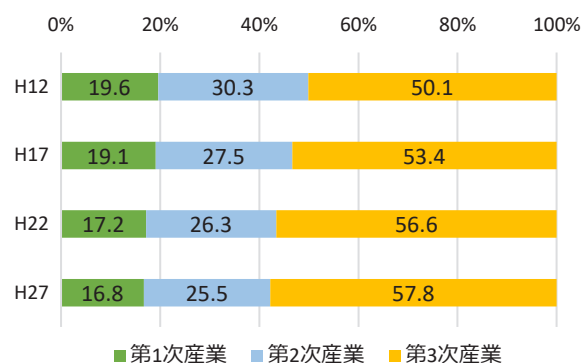
- 産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が非常に高く、第2次・第3次産業の割合が低くなっています。

産業分類別就業人口の推移（南部）



※分類不能の産業を除く

産業分類別就業人口の推移（玉名市）



※分類不能の産業を除く

出典：国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」、「避難地・避難路の確保」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表一 将来の本市のまちづくりへの期待（各観点で1位のを抜粋）

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
住宅地の環境向上	身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	67	60.9%
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化	61	56.0%
防災	避難地・避難路の確保	58	54.2%
商業地	各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	58	52.7%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	53	48.6%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備	50	45.9%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	43	39.4%
工業地	地場企業の活動支援や助成制度（税金の減免措置等）の充実	41	38.0%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	39	37.1%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	36	35.0%

（2）本地域における主要課題

〔豊かな自然環境や数々の歴史的資源の保全・活用〕

○干拓による田園地帯や有明海、菊池川などの豊かな自然環境や、イチゴやトマト、アサリや海苔などの農水産物、地域内に点在する数々の歴史的資源などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

〔市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持〕

○横島支所を中心とした市街地においては、本市南部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図り、既存集落においては、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

〔安全で安心できる暮らしの実現〕

○ゲリラ豪雨や台風を起因とした河川氾濫や有明海沿岸部の高潮被害、横島山の土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔地域コミュニティの維持・向上〕

○神楽や祭りなどの地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3) 基本的な考え方・テーマ

「干拓地を活かした 歴史・文化を感じる南部地域へ」

本地域では、「干拓地を活かした 歴史・文化を感じる南部地域へ」をテーマに取り組みます。

具体的には、「自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづくり」、「歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり」を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

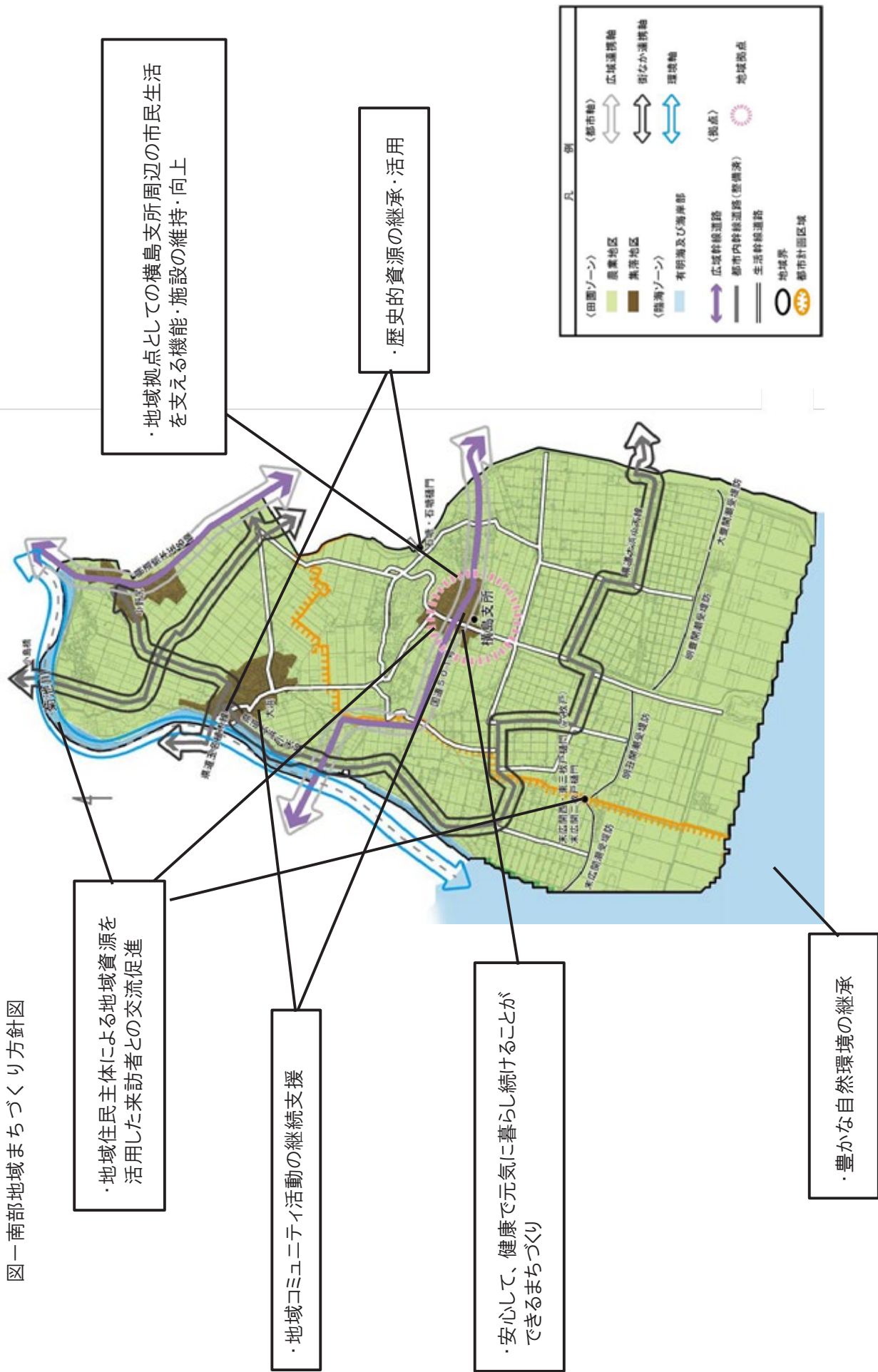
〔自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづくり〕

豊かな自然環境の継承	<ul style="list-style-type: none">○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。○有明海沿岸部、菊池川、干拓による田園地帯等の自然環境の保全・活用を図ります。○豊かな自然景観の保護・保全に向けた景観勉強会を開催します。○不法投棄の防止対策を講じます。
地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進	<ul style="list-style-type: none">○本市の環境軸である菊池川におけるウォーキングコースなどの整備を推進します。○地域主体による地域資源マップ(歴史・観光マップ、イベントなど)の作成や誘導サイン・案内サインの設置、集客イベントの企画・運営(菊池川でのリバーウォーキング、旧玉名干拓施設を活用したPRイベントなど)を支援します。○地域住民や民間企業が参画し、官民一体が協働で進める景観づくりを推進します。○イチゴ・トマト・ミニトマト及びアサリや海苔などの地域を代表する農水産物などを活かした観光産業の振興を図ります。

〔歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり〕

歴史的資源の継承・活用	○廻船問屋街、大浜飛行場及び関連施設跡、石塘・石塘樋門、旧玉名干拓施設等の歴史的資源の継承・活用を図ります。
地域拠点としての横島支所周辺の市民生活を支える機能・施設の維持・向上	○横島支所周辺は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動の拠点として、周辺の公共公益施設の集約化や、生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
快適な住環境づくり、都市施設等の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境の整備・改善を進めます。 ○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。 ○県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を検討します。 ○有明海沿岸道路(熊本県側)の熊本市～大牟田市間については、継続して候補路線から計画路線への指定を要望するとともに、広域の交通ネットワークの観点から、有明海沿岸道路へのアクセス道路についても関係機関と連携して検討を進めます。 ○本地域より本市中心拠点(玉名駅方面)への交通アクセス機能の向上を図ります。 ○菊池川堤防工事における空き地の公園化を推進します(大浜町)。 ○横島グラウンド及びその周辺における機能の集積・充実を図ります。
安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を推進します。 ○時代に適合した移動網の検討を進めます。 ○ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策を推進します。 ○土砂災害警戒区域における段階的な改善対策を推進します。 ○横島グラウンドにおける指定緊急避難場所としての機能を充実します。
市民と行政による協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や関係団体がともに活動する「地域運営組織(仮称)」の設置検討を進めます。 ○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実施します。
地域コミュニティ活動の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主体による伝統行事(祭り、神楽など)並びに自主活動(地域の民話発掘・紹介、花いっぱい運動など)の保存に対する支援を実施します。 ○既存の商店街における商店街活動の維持・継続に向けた後継者育成並びににぎわい再生・創出に向けた取り組みに対する支援を実施します。
適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和	○既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地を誘導します。

図一 南部地域まちづくり方針図



4.6 南東部地域（※対象地区：玉水、小天、小天東）

（1）地域の現況

〔地勢〕

- 熊本市、玉東町と隣接する市南東部に位置し、天水地区により構成される、金峰山系の熊ノ岳・三ノ岳の緩やかな傾斜面を活用した果樹栽培が盛んな中山間地と田園地帯からなる自然的資源に恵まれたエリアです。
- 天水支所を中心に、県道熊本玉名線沿道に市街地が形成されており、その他主要な動線として、国道501号が地域を南北方向に縦断する形で配置されています。
- 天水中学校区により構成された地域であり、地域内の人々のつながりが深い地域でもあります。

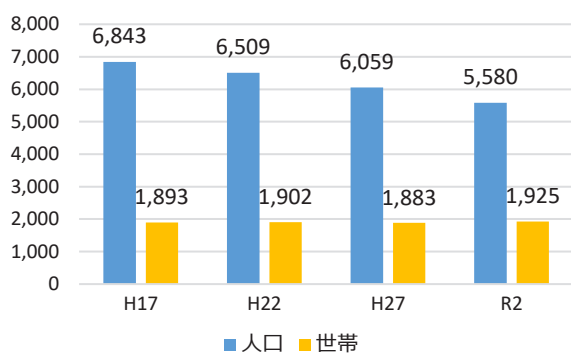


図一 南東部地域の位置

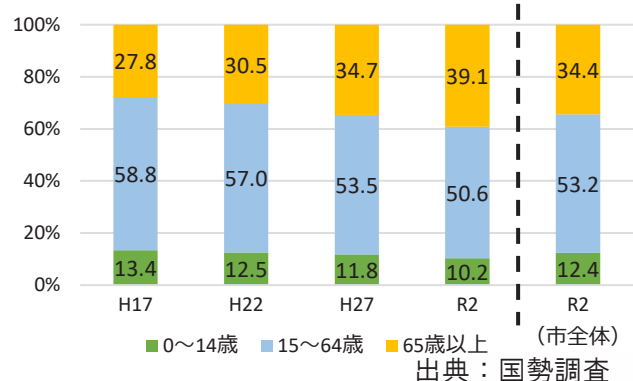
〔人口〕

- 人口は減少傾向であり、令和4年4月より一部過疎指定地域となっています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりも高くなっており、緩やかに高齢化が進行しています。

人口・世帯の推移（南東部）



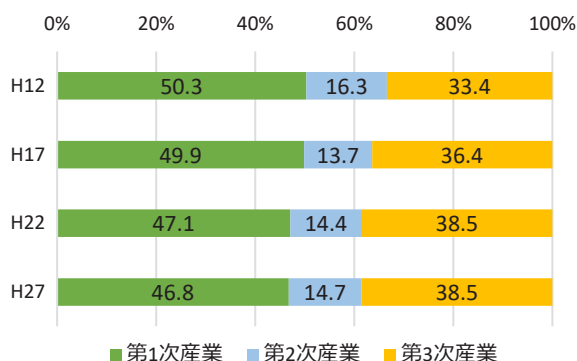
年齢3区分人口構成比の推移（南東部）



〔産業構造〕

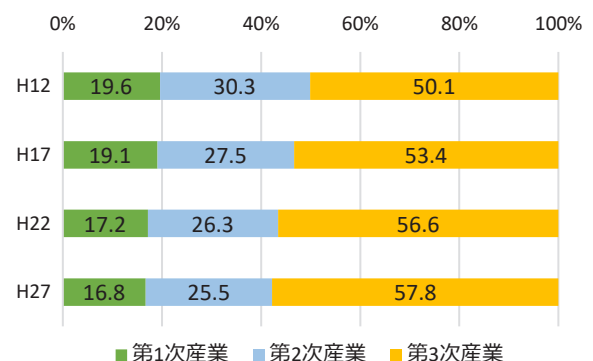
- 産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が非常に高く、第2次・第3次産業の割合が低くなっています。第1次産業の割合は6地域の中で最も高くなっています。

産業分類別就業人口の推移（南東部）



※分類不能の産業を除く

産業分類別就業人口の推移（玉名市）



※分類不能の産業を除く

出典：国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「治水・治山などの防災対策強化」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表一 将来の本市のまちづくりへの期待（各観点で1位のものを抜粋）

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化	82	63.1%
住宅地の環境向上	身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	80	60.2%
防災	治水・治山などの防災対策強化	77	58.3%
商業地	各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	67	51.1%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備	67	50.8%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	66	50.0%
街並み・景観	田園や里山と調和した、のどかな景観づくり	56	42.7%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	56	42.4%
工業地	地場企業の活動支援や助成制度（税金の減免措置等）の充実	48	36.9%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	44	36.4%

（２）本地域における主要課題

〔豊かな観光資源の保全・活用による交流促進〕

○本市の観光拠点として位置づけられる小天温泉をはじめ、地域内に点在する数々の歴史的資源、観光資源などのさらなる活用を図るため、多くの来訪者・来街者を受け止める受け皿づくりや、交流促進を図るためのソフト・ハード対応を図る必要があります。

〔市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持〕

○天水支所を中心とした市街地においては、本市南部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図るとともに、既存集落においては、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

○一部過疎地域に指定されているものの、農免道路により熊本市内へのアクセスが良好であり居住地としても十分なポテンシャルがあるため、そのような点を捉えたうえで、都市計画を検討していく必要があります。

〔安全で安心できる暮らしの実現〕

○住宅地や水田地帯の浸水被害や金峰山系の急傾斜地における土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔地域コミュニティの維持・向上〕

○人口が急激に減少している中、日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティの維持、伝統・文化の継承を図る必要があります。

(3) 基本的な考え方・テーマ

「丘陵地の自然と文化が息づく 交流といやしの南東部地域へ」

本地域では、「丘陵地の自然と文化が息づく 交流といやしの南東部地域へ」をテーマに取り組みます。具体的には、「豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり」、「交流といやしのある暮らしやすい地域づくり」を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

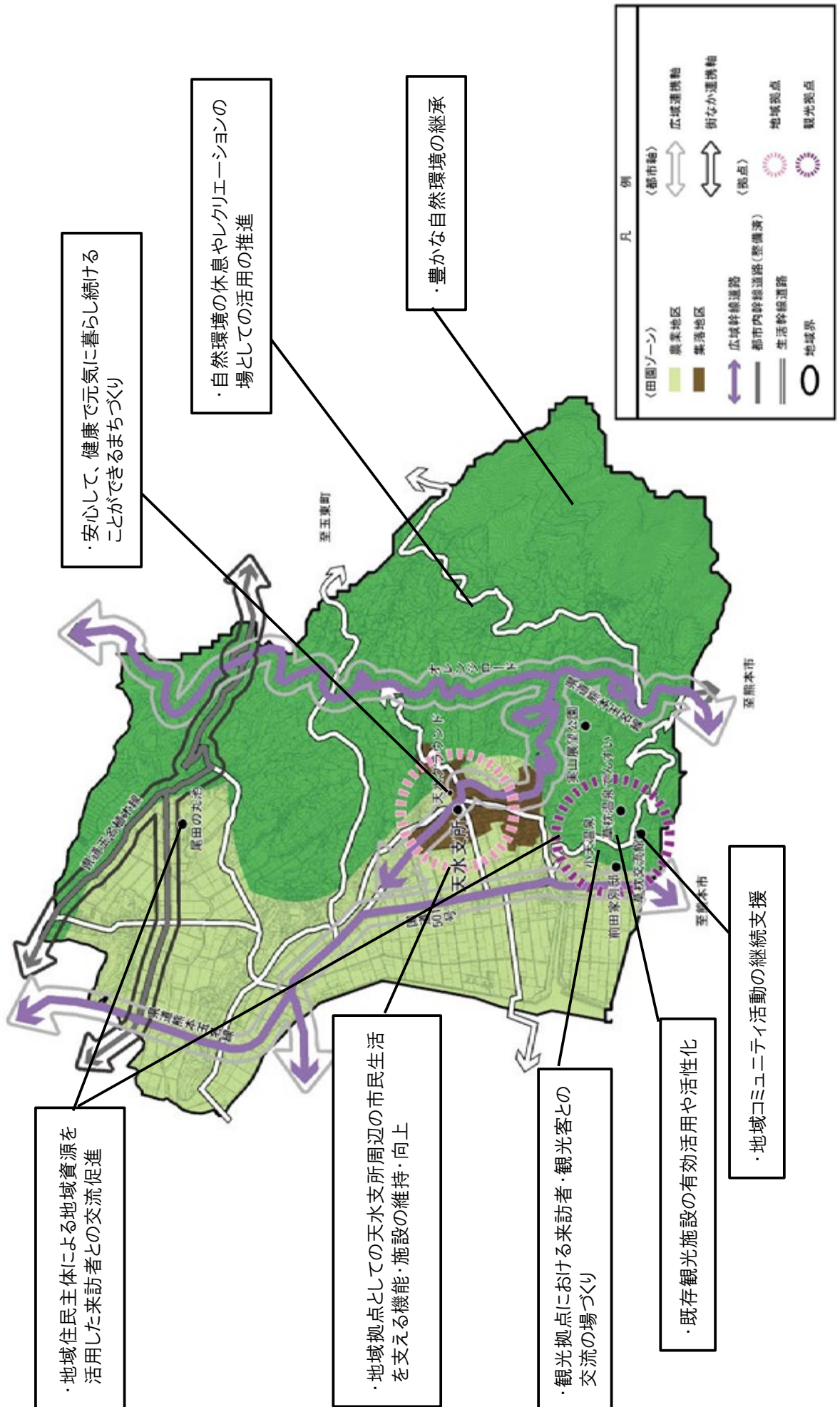
〔豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり〕

豊かな自然環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○有明海を望む天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地であることから、今後も、各種支援制度を活用し、生産活動の維持や丘陵地の環境保全に努めます。 ○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。 ○EM(有用微生物群)[※]などの使用による環境浄化活動を支援します。 ○不法投棄の防止対策を講じます。
観光拠点における来訪者・観光客との交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○前田家別邸、草枕温泉てんすい、草枕交流館、実山展望公園、尾田の丸池、笠智衆の生家など様々な地域資源や特色ある景観資源の活用を図ります。 ○地域の自然や豊富な農産物などを活用した体験・交流イベントを開催します。 ○小天温泉周辺における魅力的な観光空間の形成を図ります。
地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域を担う中核農家の育成を支援します。 ○地元農産物などを活用した生産から加工、販売までを実施する事業者に対する支援並びに集客向上策の実施支援を行います。 ○地域主体による地域資源マップ(歴史・観光マップ、イベントなど)の作成や誘導サイン・案内サインの設置、集客イベント(小説「草枕」、夏目漱石を活用したイベントなど)の企画・運営に対する支援を行います。 ○「尾田の丸池」の名水や地域内で採れる薬草などを活用した地域おこし活動に対する支援を実施します。 ○官民が協働で進める良好な景観形成に向けた取り組み(眺望ポイントの整備・改善(休憩施設など)、PRの実施、景観にちなんだイベント開催など)に対する支援を検討します。

【交流といやしのある暮らしやすい地域づくり】

自然環境の休息やレクリエーションの場としての活用	○金峰山系山間部は休息やレクリエーションの場としての活用を推進します。
既存観光施設の有効活用や活性化	○小天温泉における既存観光施設の有効活用や活性化を図ります。
地域拠点としての天水支所周辺の市民生活を支える機能・施設の維持・向上	○天水支所周辺は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動の拠点として、周辺の公共公益施設の集約化や、生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
快適な住環境づくり、都市施設等の利便性の向上	○住環境の整備・改善を進めます。 ○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。 ○県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を検討します。 ○有明海沿岸道路(熊本県側)の熊本市～大牟田市間については、継続して候補路線から計画路線への指定を要望するとともに、広域の交通ネットワークの観点から、有明海沿岸道路へのアクセス道路についても関係機関と連携して検討を進めます。 ○本地域より本市中心拠点(玉名駅方面)への交通アクセス機能の向上を図ります。 ○天水グラウンドの機能の充実を図ります。
安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまちづくり	○福祉施策との連携による誰もが安心して暮らせる住宅施策を展開します。 ○路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を推進します。 ○高齢者や観光客などの歩行者が多い地域などにおける「人」の視点に立った交通安全対策を推進します。 ○平坦部から唐人川に挟まれた地区における排水対策を検討します。 ○イノシシによる人的被害防止対策を推進します。 ○生活道路における事故抑止対策を実施します。 ○土砂災害警戒区域における段階的な改善対策を推進します。 ○天水グラウンドにおける指定緊急避難場所としての機能を充実します。
市民と行政による協働のまちづくりの推進	○地域住民や関係団体がともに活動する「地域運営組織(仮称)」の設置検討を進めます。 ○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実施します。
地域コミュニティ活動の継続支援	○小天天子宮の「火の神祭り」をはじめ、各地区に伝わる祭りや神楽などの伝統文化を継承します。 ○「草枕の里」のPR活動や団体の育成を支援します。
適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和	○計画的な土地利用による集落の維持向上を図ります。 ○既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地を誘導します。

図一 南東部地域まちづくり方針図



第6章 計画の実現に向けて

1 実現化方策

本計画を基本として、各分野における各種計画などとの調整を図りながら、都市づくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

1.1 都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地整備」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定、都市計画区域の導入など、土地利用や建築物などの適正な規制・誘導などに関わる事項の決定または変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定または変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。
- 玉名らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、中心市街地の活性化や新玉名駅周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

1.2 都市づくりの推進体制の充実

本計画に示す都市づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

(1) 国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化

- 国、県などが進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、企画、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。
- 玉名市は広域的にも交通の要衝としての役割を担います。その達成に向けて国や県、近隣市町との連携を強化します。

（２）協働のまちづくりを支援する体制づくり

- これからのまちづくりには、市民、NPO、事業者などが行政とともに協働の精神により、主体となってまちづくりを展開することが重要であり、福祉、環境、まちづくりなど身近な分野の課題解決に取り組むことが求められます。
- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- 市民、事業者など及び行政が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

（３）機能的な都市基盤づくりのための「プロジェクト会議」の立ち上げ

- 従来どおりのエリアごとの単発的な整備ではなく、新玉名駅・玉名駅・旧庁舎跡地・各商店街や温泉街などを有機的に結び、全体を俯瞰した長期的なランドデザインの構築へ向けて推進することが必要です。
- 官民連携による「プロジェクト会議」を組織し、中心市街地の全体構想（ランドデザイン）について、各種市民活動と連携を図りながら、検討を進めます。

（４）庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム（ワーキンググループ）の設置など、横断的な検討組織づくりを、引き続き、推進します。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

1. 3 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者などとの連携・協働により、まちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者などが参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

〔市民の役割〕

定義	<ul style="list-style-type: none">・本市に居住、通勤・通学する個人・NPO やボランティア団体等の社会的団体
役割	<ul style="list-style-type: none">・本計画に掲げた、まちづくりの理念や基本方針について理解する。・地域の課題や魅力、将来の方向性について、考えを深める。・多様な主体と連携・協調しつつ、積極的にまちづくり活動を行う。

〔事業者などの役割〕

定義	<ul style="list-style-type: none">・本市で事業を営む民間企業や商工業団体等
役割	<ul style="list-style-type: none">・地域の課題や魅力、将来の方向性について、考えを深める。・事業者は自らが行う事業活動が地域に影響を持つという自覚や責任を持ち、専門的な知識や技術を活かしたまちづくりへの取り組みを推進する。・市民や行政との協力関係を積極的に形成する。

〔行政の役割〕

定義	<ul style="list-style-type: none">・本市
役割	<ul style="list-style-type: none">・都市計画やまちづくりに関する情報を、様々な手段で、分かりやすく、正確に市民や事業者を提供する。・市民、事業者などが相互に連携し、協働できるように、ネットワークの構築に努める。・必要な財源措置等、制度上の支援等を通じて、市民、事業者がまちづくり活動を実践し続けることができる環境や仕組みを作っていく。・行政が主体となる都市計画事業等を推進する。

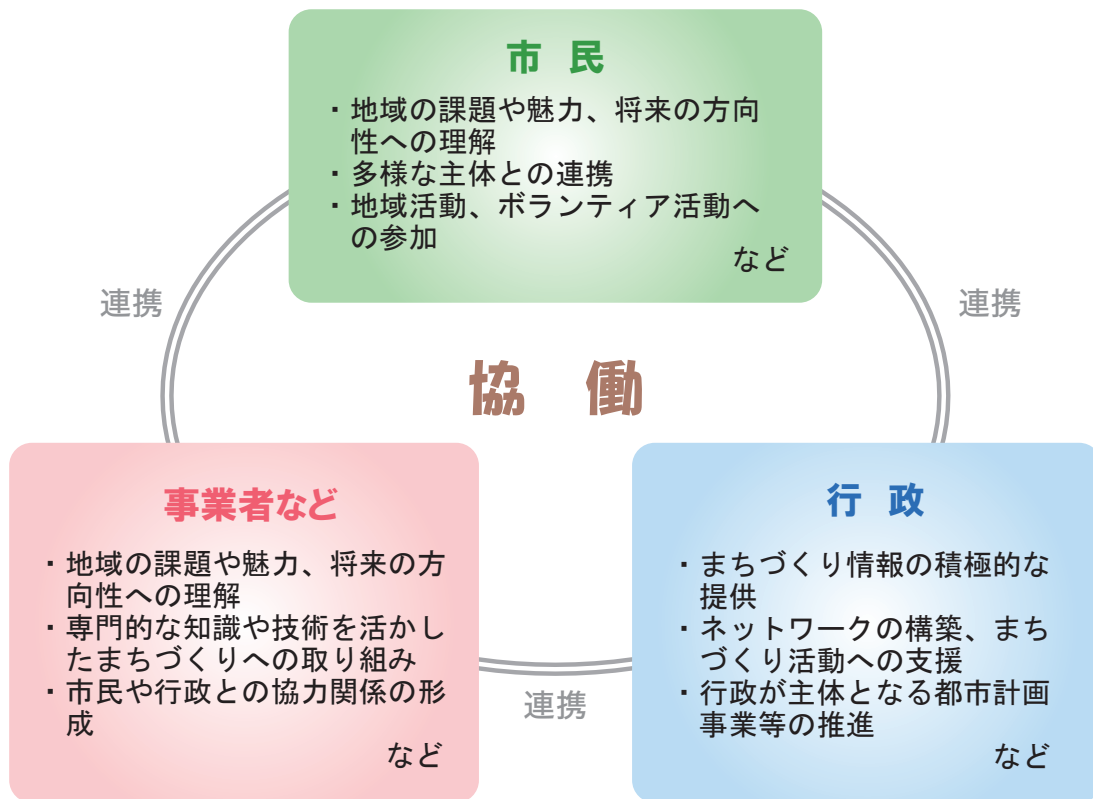
本計画における「協働のまちづくり」とは

以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- それぞれの主体性・自発性のもとに取り組みます。
- お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います。
- 共通する目的の実現に向けて協力します。



【協働のまちづくりの体制イメージ】



（１）協働のまちづくりの進め方

- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどの実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザーなどの派遣制度を活用します。
- NPOをはじめとしたまちづくり団体、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり団体からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。

（２）協働のまちづくりの具体的展開

- 高齢者や子どもたちを地域で支える環境を形成し、総合的な住みやすさを高めていくため、地域主体による自主的な防災・防犯活動の展開を支援します。
- 地域の個性である伝統芸能は、地域の一体感を高め、高齢者から子どもまで幅広い世代の交流と助け合い・支え合いを醸成することから、地域社会を学ぶ教材としての活用を推進し、継承のための後継者育成に向けた仕組みを検討します。
- 若者が地域理解の機会を得ることで、市民の一員としての自覚と、まちづくりの主体としての行動の場を支援します。
- 農業に関する情報発信を積極的に実施し、農業経営に意欲を持つUターン・Iターンの転入者の新規就農を促進するとともに、多様な担い手の参入なども視野に入れ、地域との協働のもとに農業の受け皿づくりに努めます。
- 漁業については、特産品の開発・充実に併せて、地産地消の推進を図ります。また、漁業体験や朝市などの観光への対応も充実していくほか、これらの活動を支える体制づくりを展開していきます。

（３）各種制度などの活用

- 地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 玉名らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、「景観協定」、「建築協定」、「緑化協定」などの制度の活用を図ります。

1.4 都市計画マスタープランの進行管理

(1) 都市計画マスタープランの進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりを円滑に進めるため、Plan(計画)→Do(実行)→Check(確認・評価)→Action(改善)のPDCA サイクルをベースとした進行管理を行います。

都市の実態を把握するために、国勢調査や都市計画基礎調査など、定期的に行われる統計調査結果を使用して確認・評価を行います。

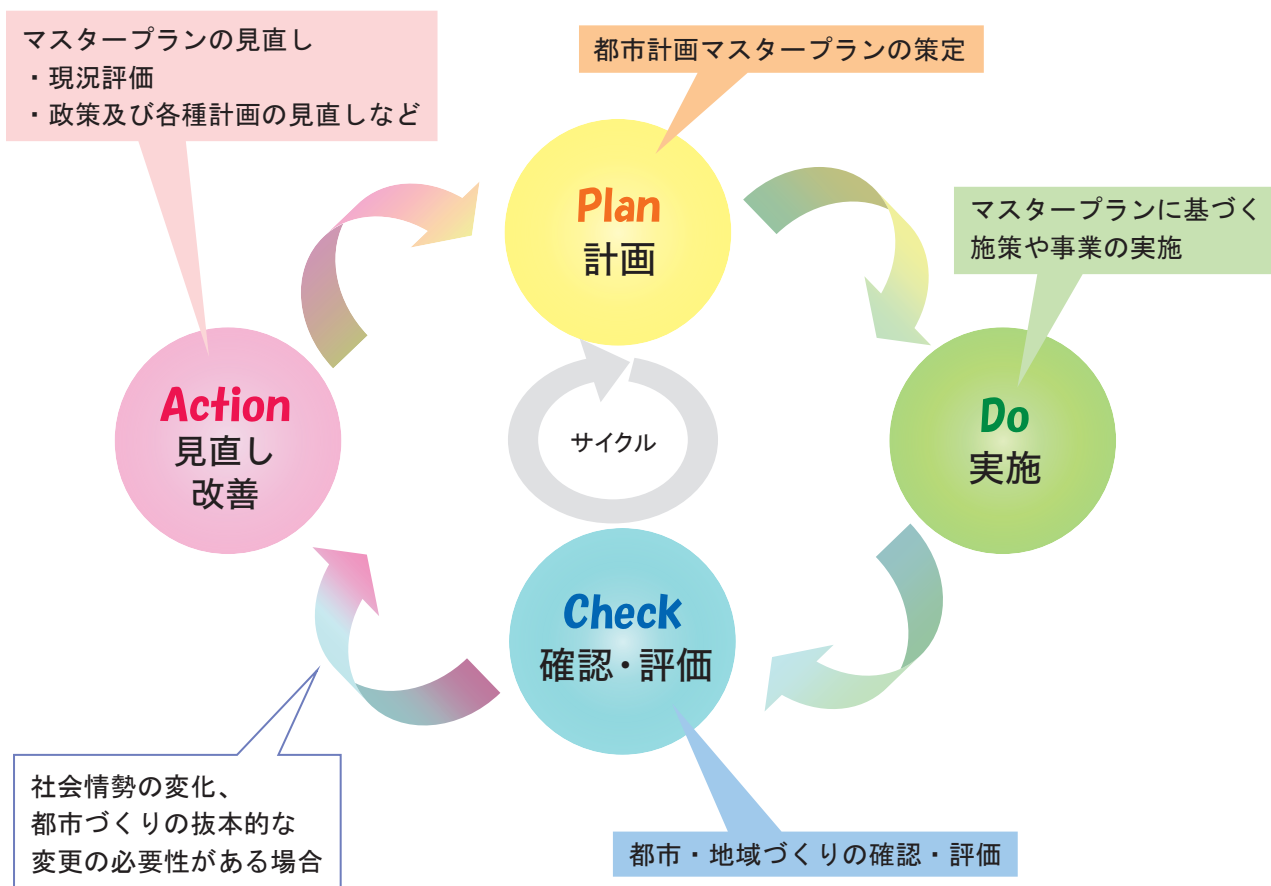


図:都市計画マスタープラン進行管理のイメージ

（２）都市計画マスタープランの見直しの考え方

本計画は長期的な方針であり、計画の実現には一定の期間が必要と考えられます。そのため、本計画の見直しを行うにあたっては、今後の法制度の改正や人口動向を始めとした社会経済情勢の変化、及び、それに伴う上位・関連計画の改定動向などを見て総合的に判断していくものとします。

また、見直し・改定の要否の判断は、市の最上位計画である総合計画との整合を図るため、令和9年度にはじまる予定の(仮)第3次玉名市総合計画の内容を受けて行うこととします。

參考資料

計画策定の経過

諮問・答申

あ行

- ▶ **EM (有用微生物群)**
農地や水環境の改善に威力を発揮する光合成細菌や、発酵型の乳酸菌、酵母など、自然界にいる人にも環境にもやさしい善玉菌の集合体のこと。
- ▶ **インフラ**
「インフラストラクチャー」(英)の略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
- ▶ **インバウンド**
インバウンド(Inbound)とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
- ▶ **運動公園**
都市基幹公園の一つ。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。
- ▶ **延焼遮断帯**
地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。
- ▶ **オープンスペース**
都市または敷地内で、建物の建っていない場所。空き地。

か行

- ▶ **急傾斜地崩壊危険区域**
急傾斜地法に基づき、傾斜度が30度以上などの一定の地形的条件で人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがあり、一定の行為を制限する必要がある地区について知事が指定する区域。
- ▶ **グリーン購入**
製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
- ▶ **建築形態規制制度**
敷地面積に対する建築物のボリュームや高さを制限し、調和のとれた市街地環境の形成を図るもので、建ぺい率制限、容積率制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制の5つがある。
- ▶ **公共公益施設**
教育施設、社会福祉施設、医療施設等、周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な施設。
- ▶ **耕作放棄地**
以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。
- ▶ **交通結節機能**
人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する機能。具体的には、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車などの交通手段をつなぐことであり、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場などがもつ機能。
- ▶ **コミュニティ**
(生活地域、特定の目標、特定の趣味など)何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)。この中で、共通の生活地域の集団によるコミュニティを特に「地域コミュニティ」と呼ぶ。

さ行

- ▶ **サプライチェーン**
製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の

流れのこと。

- ▶ **市街地開発事業**
都市計画法に基づき、一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的、一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。
- ▶ **自然公園**
自然公園法に基づき、優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。開発行為等が制限されている。
- ▶ **ジョブケーション**
「ジョブ(仕事)」と「ワーケーション」を合わせた造語であり、自分の好きな場所でワーケーションをしながら、その地域での仕事にも副業として関わる、新しい働き方の一つのこと。
- ▶ **人口集中地区(DID)**
Densely Inhabited Districtの略。都市的地域(特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指す。)の特質を明らかにするための指標であり、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人(40人/ha)以上の基本単位区などが市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。
- ▶ **浸水想定区域**
対象河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
- ▶ **水源のかん養**
大雨が降った時の急激な増水を抑える(洪水緩和)、雨が降らなくても水流が途絶えないようにする(水資源貯留)といった、水源山地から河川に流れ出る水量や時期を調整する機能。
- ▶ **生活利便施設**
銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、日常生活の利便性を高める上で必要な諸々の施設。
- ▶ **製造品出荷額**
工業統計調査、経済センサス活動調査による工業製品の製造出荷額、加工賃・修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額とその他の収入の合計。
- ▶ **総合計画**
市が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めた、行財政運営の総合的な指針となる計画。

た行

- ▶ **地区計画**
都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
- ▶ **特定用途制限地域**
用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途の概要を定める地域のこと。
- ▶ **都市機能**
都市が持つ機能で、例えば電気、水道、交通等のインフラ、行政機能、商業、教育、観光の場としての機能などを含む。都市機能のうち、日常生活圏域を超えた広域圏を対象としたものを特に高次都市機能という。
- ▶ **都市計画基礎調査**
都道府県が都市計画区域について、概ね5年ごとに、人口、土地利用、建物、都市施設等の現況把握を行う調査。

▶都市計画区域

自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

▶都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が1市町村を越える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

▶都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画で決定された道路。

▶都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。

▶都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針として、都市内の土地利用の方向性や市街地整備の方針を示す計画。

▶都市公園

都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの。また、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。都市公園から、さらに、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等といった種類に分類される。

▶都市構造

都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。

▶都市施設

道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。

▶土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に住民の生命などに危害が生ずるおそれがある区域で、当区域での土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域。

▶土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

な行

▶年間商品販売額

商業統計調査、経済センサス活動調査による卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額の年間合計。

▶農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを事業目的

としている。

▶農業振興地域

農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。

▶農用地区域

農業振興地域のうち、今後、概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。

▶乗合タクシー

乗車定員11人未満の車両で行う乗合事業。

は行

▶ハザードマップ

洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。

▶バリアフリー

障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリア）がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差がない状況のこと。

▶福祉バス

高齢者や障害者また、妊婦・乳幼児・未就学児などの方々が市内の福祉施設等をより利用しやすくするために運行するバスのこと。

ま行

▶まちづくり

都市空間（道路・建物・公園など）の整備や、みどりや水などの自然環境の整備に限らず、社会制度・行政制度などの仕組みづくりのほか、コミュニティ活動など幅広い内容を含む包括的な概念。

や行

▶ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍・居住地の違いや、障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）。

▶用途地域

都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は13種類あり、住居系は8種類、商業系は2種類、工業系は3種類に区分される。

ら行

▶立地適正化計画

市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランで、都市計画マスタープランの高度化版ともいわれる。

わ行

▶ワーケーション

非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することができる1つの手段。

TAMANA CITY

令和5年 3月



TAMANA CITY MASTERPLAN

玉名市 都市計画 マスタープラン

(改定版)
令和5年 3月

TAMANA CITY MASTERPLAN

